

盛岡市内の古代竪穴建物跡における「カマド納め」について

盛岡市遺跡の学び館 今野 公顕

〔キーワード：古代 竪穴建物跡 カマド廃絶 儀礼祭祀〕

目次 1はじめに	2 カマドの神聖性	3 遺跡から見つかるカマド納めに関する先行研究
4 盛岡市内のカマド納めの痕跡の可能性がある竪穴建物跡	5 盛岡市内のカマド納めの痕跡集成から見た傾向	
6まとめ	7 盛岡市内古代竪穴建物跡のカマド納め痕跡の集成	

1 はじめに

日本の遺跡から見つかる古墳時代中期の5世紀半ばから平安時代後期の10世紀代までの竪穴建物跡は、おおむね方形の平面形を呈し、壁にカマドが作り付けられている。北東北に位置する岩手県盛岡市周辺では、古墳時代の竪穴建物跡は見つかっておらず、飛鳥時代の7世紀以降、特に奈良時代の8世紀から10世紀代の竪穴建物跡を主体とした集落跡が見つかる。それらの多くの竪穴建物跡には、カマド跡がある（写真1、図1）。これは、8世紀以降に日本列島の気候が温暖化したことや農業技術が進歩したことによって、稲作農耕がこの地に定着したためである。

岩手県盛岡市下飯岡地内にある二又遺跡第16次調査のRA030竪穴建物跡カマドで、いわゆる「カマド納め」（廃絶時の儀礼跡、祭祀跡）とされる事例が見つかった。これは、天井部などのカマド構築土が崩されたかのように残存せず、その崩された土の上に、向かって左側に長さ30cm程の自然石が立ち、その上にあかやき土器の壺4枚が伏せ置かれ、右側には長さ40cm程の自然石が立ち、その脇から上に伏せ置かれていた2枚の壺が、ずり落ちたように出土した（写真2左）。また、同遺跡第15次調査RA028竪穴建物跡のカマドには、「火床面」（カマド内部の火をたいた場所）の上に、被熱していない須恵器壺が伏せ置かれていた（写真2右・内部に充填されていた土も被熱していない。）



写真1 志波城古代公園に復元整備された9世紀初頭の竪穴建物（外観、内観、カマド）



図1 古代の竪穴建物内部と断面の想像図



写真2 二又遺跡のカマド廃絶儀礼跡（左：RA030 竪穴建物跡 右：RA028 竪穴建物跡）

一般的に、火床面からの出土器は、火床面に一部を埋めて据えられ表面が被熱している場合は、「支脚」（カマド上部から差し込まれる甕などの煮炊きに使う土器が、火床に落ちないように支える五徳のような役割を持つ施設。）が残置されたものと理解できる。また、カマド天井部に据えられていた甕などの土器が残置され、天井部の崩壊とともに見つかる場合や、煮炊きに使った土器がカマド周囲に残置され、竪穴建物の崩壊と共に流入した場合なども想定される。これらは、その土器の出土状況、特に堆積土との関係から判断できる。

また、カマドから屋外への排煙のために設けられる「煙道部」は、トンネル状に地面をくりぬいたり、溝状に掘込み天井を設けたりして構築される。その土止めのために、甕や割れた土器を壁面などに並べ埋め込む事例がある。同様に、煙道先端から上に立ち上がる「煙出し部」の護岸に石や土器を使う事例もある。これらの場合は、その壁面などに据えていた痕跡が見える場合や、土器や甕の表面に被熱痕跡が確認されることで、護岸等に使ったものと判断できる（写真3）。

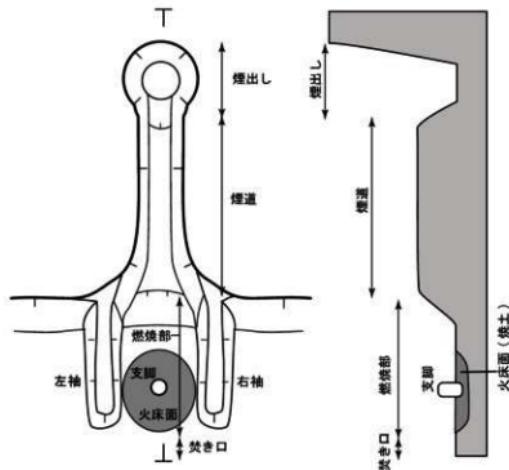
しかし、煮炊きに使わない供膳具である甕類の土器が、表面に被熱痕跡がなく、火床面や燃焼部に埋めて据えられることなく、火床面上やカマド崩壊土上に伏せて置かれた状況で出土することがある。また、煙道部や煙出し部に、護岸に使うには不適と考えられる甕や、貯蔵具である須恵器甕の破片や甕が、投げ込まれたかのように出土することもある。

このような事例は、古代の竪穴建物跡を調査すると散見され、その発掘調査報告書には、竪穴建物やカマドの使用者が利用を止めた際の祭祀や儀礼、風習習俗の痕跡、いわゆる「カマド納め」や「カマド廃絶儀礼」がされたものと考えられる、と報告される場合がある。

本稿では、盛岡市内の古代（7～10世紀）の竪穴建物跡におけるカマド廃絶時の祭祀跡、儀礼跡と推測される事例を抽出集成し、先行研究をもとに、盛岡市



写真3 瓢を煙道の土止めに使ったと考えられる事例（塙根遺跡 RA546 竪穴建物跡）



丸屋遺跡 RA09 竪穴建物跡カマド

図2 カマドの名所（平面と断面）模式図と出土状況

内の豈穴建物跡のカマド廃絶の様相の検討をする。当然ながら報告書に記載されている以上の情報は少ないことから、当該事例のすべてを網羅できたとは考えられないが、およその傾向は把握できると考える。

なお、カマド廃絶に伴う祭祀・儀礼・風習・習慣などについては「カマド納め」、その痕跡と思われる事例は「カマド納めの痕跡」と呼ぶこととする。これは考古学的な調査で見つかる遺構や遺物は、カマドの使用を納める（=終わりにする）際に行った行為の痕跡であることは間違いないが、その行為の背景にある行為者の意識（祭祀なのか、儀礼なのか、風習・習慣によるものなのかなど）は、考古学的に特定できないためである。

これをとおして、盛岡の地に住んでいた古代の人たちの暮らしの一端を明らかし、多くの市民に関心を深めてもらうきっかけになればと思う。

2 カマドの神聖性

（1）カマドとは

辞書によれば竈・カマドという言葉には、次のような意味がある。（小学館『精選版 日本国語大辞典』）（下線は筆者加筆。一部省略。）

・かま - ど【竈】

[1] 〔名〕（「かま（竈）ど（処）」の意）

①上に鍋、釜などをかけ、下から火を燃して、物を煮炊きするようにしたもの。土、石、煉瓦、鉄、コンクリートなどで築き、中をうつろにし、上に鍋、釜をのせる穴をあける。かま。くど。へつつい。

※万葉集（8世紀後）「可麻度（カマド）には火氣（ほけ）ふき立てず 瓢（こしき）には蜘蛛の巣かきて」

②（①を生活の第一のよりどころとして）家財。

※宇津保（970～999頃）藤原の君「世界に ふせうととのはず、家かまとなくして、たよりなからん人」

③生活の単位としての家。独立して家庭生活をする一家。また、戸数割りなどの賦課における家族生活の単位。世帯。江戸時代、これの代わりにかの自在鉤（かぎ）を単位とする地方もあった。

※今昔（1120頃か）二六「其（その）都司が孫（そん）なむ伝へて、今（いまに）其糸奉る竈戸（かまと）にては有なる」

④（「論語・八佾」の「与三其媚二於奥一寧媚二於竈一」により、「奥」を高い地位にある者にたとえるのに対していう）実力のある者。実際の権力を握っている者。→かまとに媚（こ）ぶ。

※読本・椿説弓張月（1807～11）続「僕人はこれを祝して、媚をその竈（カマド）に求める多かり」

⑤穀（うつぼ）の、矢を入れる口のあたり。「蒲戸」とも書く。

⑥小作人。

[2] 〔接尾〕 戸数を数えるのに用いる。軒（けん）。戸（こ）。一家に二世帯同居する場合、二戸と数える。

・そう サウ【竈】〔名〕

①かまと。

②（「論語・八佾」の「与三其媚二於奥一、寧媚二於竈一」に、「奥」を高い地位にある者の意に、「竈」を実権のある権臣にたとえるところから）実力のある者。実際の権力を握っている者。

※太平記（14世紀後）一二「實に忠有る者は功を憑て諂はず、忠無き者は奥に媚び竈（サウ）を求め」

・へ - つ - い - ひ【竈】

《名》（「へ」は竈、「つ」は「の」の意の古い格助詞、「ひ（い）」は靈威の意）

①かまとを守る神。かまの神。かまと之神。

※神楽歌（9世紀後）竈殿遊歌「**〈本〉豊(とよ)戸 津比(ヘツヒ)御遊びすらしも**」

②かまと。へつつい。 崇名語記（1275）四「家のへついに塗るかま如何。答、かまは釜也」

・へつ - つ - い…ひ【竈】『名』（「へつい（竈）」の変化した語）かまと。〔文明本節用集（室町中）〕

（2）文献史料に見える古代のカマド、カマド納め

現代ではその意味は薄れているが、カマドには煮炊きをするための施設の意味のみならず、生活のよりどころとしての家財、財産や生活単位としての家（今も盛岡市周辺の高齢者には、本家に対して親戚である分家を「○○家のカマド」、破産することを「カマドを返す」という人もいる。北東北の方言）、そして権力者の意味や、そして別読みの「へつい」や「へつつい」にはカマドを守る神、カマドの神という意味があることがわかる。生きることに欠かせない食に関わるとして、重要な意味を持った言葉だと言える。この生きる上で重要という意味において、神聖視されることは理解できよう。では、このカマドの神とはどのような物なのか、古代の人達はどのように捉えていたのか、文献史料の先行研究から見てみたい。

金田圭弘は、『源氏物語』『明石巻』において、主人公である光源氏が落雷被害を受け避難した場所として登場する「大炊殿」は、単なる建物裏手の台所・調理場ではなく、物語の展開上重要な場としての意味を持つという指摘をするにあたり、平安時代のカマドに関する史料を丁寧に収集解釈している^①。門田誠一は、カマドの信仰と古代貴族の祀ったカマド神とは別として考えるという指摘をしている^②。横浜市博物館では古代のカマドに関する企画展の図録で、関東地方のカマド納め儀式の痕跡や文献史料を紹介している^③。これらを参考に、史料から古代の人達のカマド觀を見てみたい。

この竈神という言葉は、古くは『古事記』に見られる。古事記には、竈神は奥津臼子神、奥津比賣命であり、後者は「亦の名は大戸比賣神。此は諸人の以ち拝く竈神ぞ。」と記載がある。

大炊殿とは、天皇や貴人の食事を調理する場所、寝殿造の一部で食物を調理する場所である。『日本書紀』天智智は「大炊省（大炊寮の前身）」の八つの鼎（=カマド）が鳴り響いた記事で終わり、壬申の乱勃発を予言するような存在として描かれている。『竹取物語』では、八つの鼎が「八嶋の鼎」として登場し、かぐや姫に求婚した中納言石上麻呂足は大炊寮の軒の燕の巣の子安貝をとろうとして失敗し、八嶋の鼎に転落して亡くなった。「延喜式」の「二・神祇」でも神聖視されていた可能性が指摘されている。また、「延喜式」「三十五・大炊…大炊寮」には「竈神八座」とあり「竈神」が祀られていることがわかる。『文徳實錄』や『日本三代實錄』から竈神には官位が授けられていた事が見える。竈神の信仰においては「一家の禍福をつかさどる」という。平安時代の日本では、『本朝月令』において中国の文献によって竈神が天に家人の善惡を告げ寿命を左右することやカマド神を饗給することなどを紹介し、大祓の由来を説いている。『江家次第』卷一では、一年の災いを除く四方辯において竈神を拝礼している様子が見られる。竈神が氏神などとともに宅神的な認識で受容されていたという指摘や、平安貴族の結婚の儀式「火合せ」から祖先信仰との関わりが深かったと指摘している。竈神は『御堂閑白記』や『小右記』の記述から、一家に祟りをもたらす存在としても認識されており、竈神は祖靈と関わりを持ち、禍福をもたらすものとして信仰されていた。これらのことから、大炊殿は大嘗祭や新嘗祭が神と寢食を共にして生まれ変わるという考えにも通じる食の神聖性を持つ特異な場所であり、その場所の神として竈神の存在がうかがえる。このように竈神は、平安時代の貴族が宅神として祀った諸神のひとつであり、葬祭や崇りにも関連していたといえる。

なお、漢籍においては『礼記』『月令』、『淮南子』『後漢書』などに見られ、竈神のほか竈君、竈王という表記も見られるという。中国の竈神については『西陽雜俎』「卷十四」に、常月晦日に、家の

神である竈神が上天し、家人の罪状を報じるというような具体的な記述がある。朝鮮半島の竈神信仰も中国と大差は無いといふ。

(3) 民俗学に見えるカマド

民俗学においてもカマドや竈神は研究されている。

カマドはその家の妻が司るもので、結婚時に新調し、妻が亡くなった際には破壊するという民俗例があるといふ。これは、『兵範記』の久寿2(1155)年9月21日条の記事からわかるように、古代の貴族も竈神は夫婦であっても個別に祭祀し、死ぬと山中に廃棄されるという属人的な神として捉えられていたようである^②。

各地の昔話のあり方から、カマドの薄暗いドームの中は異界と繋がっているとされ、神聖視されてきたとされる。近世の岩手県南から宮城県北部の主に仙台藩領においては、カマドそばに鬼のような面を飾り「カマ神」と呼んだ。今もなお岡山県岡山市吉備津神社では、鳴釜神事というカマドにおける占いが行われている。

また、西日本で多く見られる「荒神信仰」は、火とカマドの神を祀り、家内安全の神とされる。土着の信仰が中世の神仏習合の際に、修驗者や陰陽師などの関与により、火の神や竈の神の荒神信仰に、仏教、修驗道の三宝荒神信仰が結びついたものとされ、三宝荒神、地荒神など地域によって祀り方や神などは多種多様である。

カマドに対して特別な思いを持つことは、中国、朝鮮半島、日本に限ったことでは無く、パプアニューギニアのディミリ村の「人面上製支脚」の例などからも、カマドに対して普遍的に見られる事例ともいえよう。

竈神とは異なるが、アイヌは住人の死後に火の女神に告げて、その家屋を焼却する風習があったことや^③、アメリカ大陸のナヴァホ・インディアンは住人の死後に土器を割り家財はそのままにその家屋に火を放ち焼却する風習があったといふ。これは死との関わりであり、竈神と直接の関係は薄いだろうが、住居やその付属施設であるカマドを廃絶する際に儀式を行うことの蓋然性は指摘できよう。

3 遺跡から見つかるカマド納めの先行研究

竪穴建物に作り付けられるカマドは、古墳時代に朝鮮半島から伝わり、古墳時代中期以降に急速に全国へ広まったとされる。

カマド納めとされる要素については、古墳時代のカマド導入期のカマドにおける祭祀、それ以前の炉などの火爐に対する祭祀、竪穴建物の一連の廃絶行為、近現代まで残るカマド祭祀の民俗学的・歴史学的研究等の視点などから論じられてきている。特に、カマドは竪穴建物の付随施設であることから、使っていた人が竪穴建物から退去する際にどのように始末したのか、それをいかに考古学的に明らかにするか、考古学の成果を歴史学や民俗学の視点から見つめ、カマドその物に対する祭祀や儀礼のあり方、カマドにいると考えられたカマド神に対する祭祀や儀礼のあり方などが研究されている。

(1) 考古学的な竪穴建物廃絶の研究

古代の竪穴建物廃絶に関する考古学的な研究の嚆矢は、1955年刊行の長野県平出遺跡調査報告書における大場磐雄による「主要縄文式竪穴の考察」といわれている^④。大場は、発掘調査で見つかる竪穴建物跡はその最終形態であるとし、①意図して移転し放置された「自然廃屋」、②災害や失火などによる「不慮廃屋」、③死体埋葬などからかの理由による「忌避廃屋」に分類した。

桐生直彦は、火災による廃絶を重視し、失火したものを「不慮廃屋」、解体を目的とした人為的な焼却を「焼却廃屋」、通常の引っ越しにより廃絶されたものを「自然廃屋」に分類した⁶。

小林健一は、竪穴建物の廃絶方法を「放置・半解体・解体・焼却処置」に分類し、その後のくぼ地については「埋没・埋戻し・火付け・ゴミ廃棄・くぼ地施設として利用」の可能性を指摘した⁷。

五十嵐祐介は、竪穴建物跡がどのような廃絶方法を経て埋没したのかを検討する必要性を指摘し、研究史を整理し、竪穴建物の廃絶方法を①上屋を解体処理（建築材の利用・非利用、くぼ地の埋め戻し・非埋め戻し）、②上屋を焼却処理（清掃・非清掃）、③上屋を残したままで放棄（=廃屋化）の3つを指摘した。併せてカマドは、周辺の土器の出土状況から、建物跡その物の廃絶方法と一緒に考える必要性を指摘した⁸。

発掘調査で見つかる竪穴建物跡はその最後の姿であり、カマド廃絶は竪穴建物廃絶に伴うものであることから、竪穴建物がどのように廃絶されたのかということから連続して考える必要がある。一方、1棟の竪穴建物内でカマドを作り替える事例も多いこと、全てのカマドでカマド納めの痕跡が見つかるわけではないことも事実である。よって、発掘調査時には竪穴建物跡の最後の廃絶の様子としてカマドの画期を丁寧に観察し、行為の順番等を復元的に考える必要がある。全ての竪穴建物跡から確認されるわけではないカマド納めの方法を検討することは、古代人達の精神社会や風習・習俗の解明にアプローチできる大きなヒントといえる。

（2）古代のカマド納めの痕跡についての研究

古墳時代以降の竪穴建物跡に見られるカマド納めの痕跡は、カマドから遺物が出土する考古学的な要因の検討や、民俗学的な知識も援用した祭祀や儀礼との関わりなどから指摘がなされている。

①調査方法と研究方法

丹治篤嘉は、福島県内のカマド燃焼部からの遺物出土状況を集束し、どのような要因でその遺物が出土したのか特徴や傾向を検討し、遺物の出土状態や燃焼部の土層との関係性を調査時に確認することの重要性を指摘した⁹。カマド燃焼部出土遺物は、①カマド掛け口に「設置」されたまま廃棄されたもの、②住居廃絶時にカマドが破壊され、それに伴い意識的に「廃棄」されたもの、③天井部の構築材、④支脚、⑤それ以外（埋没過程で混入、その他）の5つに分類できるとした。特に②の廃棄された遺物について、燃焼部底面や天井部崩壊土の上に置かれている事例、カマド使用時には存在しないことが一般的な环のみが置かれている事例、二次焼成の痕跡の有無などの視点を指摘した。そして燃焼部出土土師器甕が掛け口に設置されたままなのか、廃棄されたのか、堆積土の観察により、どの段階で廃棄されたのかの把握の重要性を指摘した。カマドに廃棄された遺物の場合、燃焼部から完全に近い土師器甕の出土は天井構築材以外ないこと、廃棄される土器は甕に次いで环が多いこと、廃棄方法が年代によって変化することから、調査時の観察と記録の重要性を指摘した。

村田淳は、東北地方北部の竪穴建物跡を概観する中で、廃絶時の処理事例を紹介している。竪穴建物廃絶時には、カマドも廃棄する場合がほとんどであり、掛け口が残存する事例は稀で、これまでの研究事例からカマドの掛け口の高さは約40cm程度を想定している。このことから、意図的なカマド廃棄行為として、袖部や天井部が無い、芯材の抜き取り痕跡、本体部直前や燃焼部直上に礫や削った土器を敷く、煙出しを埋める、礫を投げ込み又は充填した事例を指摘した¹⁰。

②カマド納めの痕跡の解釈

寺沢知子は、古墳時代中期以降の竪穴建物にカマドが作り付けられることとあわせて、カマド構築時と破棄時に土器、特に手握土器を使った祭祀の存在を指摘した。破棄時のカマド支脚の抜去及び再

配置の例、カマド内に稻わらを入れて火を放ち土製鏡を配置した例、支脚の上に环を置き土製鏡や土製丸玉、土製勾玉を配置した例、それらの行為の後にカマド本体を破壊し河原石を置いて封印したような例を指摘した。これらはカマド独自の祭祀というより住居廃棄と一体化した祭祀とし、数軒からなる単位集団としての集落の意図を受けて実施された可能性を指摘した¹⁰。また、カマドへの祭祀行為の分類を細かくを行い、カマドへの祭祀行為は即カマド神への祭祀と考えることに疑問を呈した。5世紀に定着したカマドへの祭祀の行為は、住居廃棄に伴う一連の行為として、縄文時代の住居廃棄パターン、弥生時代の井戸廃棄祭祀などから連なる古代人の信仰の中で理解すべきで、火に対する畏怖心からの火災への配慮とともに、非日常的な火、清浄な火としての祭祀意識を背景に、次第に日常的にも供養されるカマド神が意識され得るようになっていったとした¹¹。

小林清隆は、完全な形をとどめて発見されるカマドが見られないこと、カマド内の遺物出土状況から、それらの遺物は使用の最終状態ではなく、①カマド使用停止、②カマドの部分的破壊、③火床面を土などで覆う、④土器等を洗い、⑤燃焼部に土をつめこむ、という工程の結果の出土であることを想定した。そしてカマド内から出土する遺物の意味を、「カマド廃棄に伴う一連の行為の中で、カマドの掛け口を塞ぐ表徴で置かれたものである」という解釈¹²をした。その上で、信仰や祭祀の対象となり得るのか、遺物がない場合はどのように説明するのか、という点から、住居廃棄と一体化した祭祀に結びつくかは慎重を期す必要があるとした¹³。その上で、「竈神」墨書き土器の出土例などから、竈神は平安時代において信仰の対象になっており、発掘調査で検出されるカマドは完全な形では見つからないことが多いことから、竈の廃絶に際して竈を部分的に壊したことが想定され、それが竪穴建物廃絶に伴って行われたカマドへの祭祀行為であるということしかわからないと指摘した¹⁴。この指摘は、カマドにおける行為が意図した祭祀や信仰は、カマドその物に対してのものなのか、カマドに宿った神に対してのものなのかは、発掘調査成果だけではわからないということだろう。

糸川道行は、遺物の出土状況から、奈良・平安時代の房総における竪穴建物廃棄の祭祀を論じた。カマド廃棄の祭祀について、祭祀性を持つ土器として墨書き土器、灯明器、打ち割り・打ち欠き・穿孔のある土器、手捏土器をあげ、その出土位置、出土状況（倒位・逆位、正位、横倒れ、破損）などから考えられる祭祀的な事例を対象に、文献史学先行研究が指摘した「竈神封印説」と「竈神遷移説」の検討をした。出土状況から「封印」の妥当性を指摘しつつも、古代人の精神生活を考古学的に実証することの困難も認めた¹⁵。

水野正好は、カマドが使われなくなる際に环を伏せる祭祀を道教的世界観との関連で説いた。8世紀代の竈形代の出土例と併せ、「本朝月令」、「年中行事秘抄」六月大祓の条に、竈神、竈鬼、祝融大神について「抱朴子」や「世風記」といった中国の書物内容を並記していることを指摘している。それには、中国では常月晦日に、家の神である竈神が上天し、家人の罪状を報じる考えがあり、上天の送神日と帰来の接神日に竈神を特別にまつる祓除だということを指摘している¹⁶。

内田律夫は、竈神の祭祀とカマド祭祀を、特に支脚について論じた。竈神は「古事記」の奥津日子神、奥津比賣神であり、特に後者は「亦の名は大戸比賣神。此は諸人の以ち拝ぐ竈神ぞ。」という記載から、古代には一般的に広く信仰された神だったとし、千葉県芝山町庄作遺跡出土の8世紀の「竈神」墨書き土器環がそれを表すものとしている。また、水野正好の「カマド廃絶」という行為によって最終的にカマド神的な存在を永久に封じ込める「庚申信仰」に関連付ける考え方、カマド神をなぜ封じ込めるのか明確ではないことから、カマド祭祀とカマド神は別の物として考えるべきと指摘した。千葉県積原山遺跡の9世紀前半の竪穴建物跡出土の「人面ヘラ描き土製支脚」、パプアニューギニアのディミリ村「人面上土製支脚」、その他の中国や北海道、沖縄などの例から、支脚が火の神の依り代とし

て神格化していた可能性を指摘している。東北の「カマ神」、西日本の荒神信仰と結びついた御札などの民俗事例も挙げ、日常的にはカマド付近やカマドにおいて竈神が祀られ、竈そのものが祭祀の対象となるのは廃絶時とし、火の神が宿る必要のなくなった支脚の神靈を抜いて（魂抜き）廃棄される行為と指摘した^⑨。

平川南は、千葉県の庄作遺跡出土「竈神」墨書き土器は、カマドを守る神を表しているとし、関連するものとして、いくつか例を挙げている。千葉県佐原市の馬場遺跡のカマド内燃焼部底面より浮いた状態で倒位の壺が4点重ねられて出土した例は、一番上に重ねられた壺に「上」墨書きが体部外面に倒位で記されていた。この「上」墨書きは、倒位で重ねた一番上に伏せて置くことを意図して書かれた物と言える。住居あるいはカマドの廃絶に伴う墨書き土器の出土状況という考古学的アプローチが必要であり、日常雑器と捉えるか、特定の祭祀等の目的のために短期間に記載され廃棄されたかなど、墨書きの部位や出土状況を観察し判断する必要性を指摘している^⑩。

このような議論を踏まえ、門田誠一は、竈神について墨書き土器や奈良・平安時代のカマド遺構への祭祀遺物を中心とした考古資料と平安時代の貴族の日記などに見える記述とを対照して検討し、両者は盛行する時期も地域も異なるにもかかわらず一括して論じられてきているとし、双方の違いから、竪穴建物跡のカマドについては地方の集落次元における祭祀を示し、都と貴族のそれは平安京における竈神祭祀であることを指摘している^⑪。

（3）先行研究から指摘できる研究手法と問題点

考古学的な発掘調査においては、丹治の指摘^⑫のように、調査時の観察と記録によって得られる情報が重要であることは言うまでも無い。調査時にはあらゆる可能性を想定し、調査を進める必要がある。その上で、寺沢のカマド祭祀の細分のように、その場所でどのような行為が行われたのか、地域と時期ごとに整理することが重要だ。

遺構と遺物を対象に、観察や分類を重ねる考古学の手法では、その当時の人々の社会、習慣、風俗、といった行為の背景となる考え方の復元は困難であり、限界がある。考古学的な手法で浮かび上がる調査成果に対し、民俗学や歴史学などの研究成果を援用することで、当時の人たちの様子のひとつの案を提示することはでき、これは歴史時代を対象とする考古学が歴史を復元する一つの姿といえよう。

一方、門田の指摘のとおり、平安京の貴族が行っていた竈神祭祀の体系と、地方集落のカマド祭祀の体系は、時期も場所も異なることから、同じ考え方だったとは言えないだろう。カマドを神聖視する事は同じだが、背景となる考え方、方法や対象などが、まったく同じだったとは言えない。

4 盛岡市内のカマド納めの可能性がある竪穴建物跡（7章：表4、第1～図）

以上を踏まえ、盛岡市内の当該事例を集成し、当時の社会や人々の暮らしの一端を検討したい。

集成は、主に盛岡市教育委員会の既刊の発掘調査報告書等から盛岡市内で見つかった古代（7～11世紀代）のカマドがある竪穴建物跡のうち、次項の基準に基づいて「カマド納め痕跡の可能性」が考えられる遺構・遺物が見られるものを抽出した。多くの古代の竪穴建物跡が見つかっている盛南地区遺跡群においては、当市教育委員会のみならず岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センターも多くの面積を調査しているが、全ては網羅できなかった。

竪穴建物跡の集成方法は、北東北古代集落遺跡研究会による「北東北竪穴建物跡集成」集成要項の一部を用いて分類し、備考にカマド納めの痕跡と考えられる特徴を記載した^⑬（7章参照）。

(1) カマドの定義とカマド納め痕跡の可能性の判断基準

集成に当たり、どのような遺構や遺物を、カマド納めの痕跡の可能性がある事例としたか説明する。なお、カマドの名所は図2のようにした。

古代の竪穴建物跡に見つかるカマドの定義は、主に長胴甕や甌などを用いた煮炊きに使うために、土や粘土を主体とし、場合によって礫や土器などを芯材に用いて竪穴建物内部壁面に構築された竪穴建物付属施設である、とする。

カマド納めの痕跡の可能性のある状況とは、「カマド本来の機能とは関係が薄い」と考えられ、「機能停止時に行われた痕跡と考えられる遺構や遺物のあり方が報告書から読み取れる事例」を、本事例の可能性のあるものとした。

具体的には、次のとおりである。

①：報告の所見に、カマド納めの可能性が記されている場合。

②：次のア)～エ)の痕跡が報告書から判断できる場合。ア)～エ)は若い方を優先した。

ア) 燃焼部・火床面・焚き口の様子

a : 支脚ではなく (=表面に被熱痕跡がない。火床面に埋められていない)、本来煮炊きに使わない坏類が、1枚ないしは複数枚、伏せ置かれている事例。

b : 磁が意図的に置かれていると読み取れる事例 (倒立状態や充填されている等)。明らかにカマド構築芯材や天井材が崩落した物は除く。

c : 土器や磁が、被熱痕跡が無く、火床面上に置かれている事例。

d : 土器や磁が、被熱痕跡が無く、カマド崩壊土上に置かれている事例。

e : 上記が組み合わされた事例。

イ) 煙道部の様子

・被熱痕跡が無い土器や磁が、投げ込まれていたり充填されたりしている事例。

ウ) 煙出し部の様子

・土器や磁が投げ込まれていたり、充填されたりする事例。

エ) カマド袖・構築材の様子

・袖の構築材の土器や磁が抜去 (芯材の土器や磁の据え方がわかる) された事例。

・袖がまったく残存しない事例 (堆積土に袖が自然に崩壊した土も無い)。

上記の判断にあたり、留意した点がいくつかある。

ア) 及びイ) は、土器のうち坏類 (环、高台环、塊など)、須恵器の大甕、壺、瓶など、通常煮炊きに使われない器種が、燃焼部や火床面の上に置かれたように出土したものと、煙道から出土した事例とした。置かれた後に転倒したと考えられるものも含んだ。数は少ないが、被熱していない、または別の場所で破碎され置かれたものと報告されている土器も含んだ。

イ) は、トンネル状に地山を掘った「くり抜き式」の場合はわかりやすいが、煙道が溝状に見える「掘込み式」の場合は、上層からの流れ込みの可能性も考えられる。よって、掘込み式の場合は土止めに土器や磁が使われていた痕跡が無いことや出土遺物に被熱の痕跡が無いこと、底面もしくは床面直上層から当該機種が出土した事例とした。

ウ) は、煙道や煙出しの土留材や護岸に使用していた磁や土器が自然に崩壊した場合や、地山内の自然磁等が崩壊した可能性もある。調査記録に関わるが、土止めや護岸に使用していた場合は、その据え方の痕跡が図面や写真から判断できるかどうか、そうではなく人が意図して投げ込んだ物かを

考慮し、後者を抽出した。

工)は、カマドを頑丈に構築していたか、カマド使用の程度などによって、崩壊具合が異なることが想定される。豎穴建物跡そのものの残存状況が極めて悪い場合やカマドが明らかに後世の攪乱をうけている場合は除外した。袖の残存状況が悪いものを、カマド廃絶時の掛け口の破壊行為の結果と考えれば、ほぼ全ての豎穴建物跡が該当することになるため、これも除外した。しかし多くの場合は袖の基底部は残っていることから、明らかに後世の削平や攪乱をうけた痕跡が無いにもかかわらず、袖が両方または片方が完全に残存しない事例や、構築芯材となっていた土器や礫が抜かれた痕跡がわかる事例を抽出した。

(2) 事例の分類(表1)

(1) の基準で集成したカマド納め痕跡を、位置と状態で表2のように分類した。ひとつのカマド跡で複数が該当する場合もある。

位置は、I類は火床面上、II類はカマド構築土の崩壊土上、III類は煙道部、IV類は煙出し部、V類は袖で分類した。さらに、I類とII類は、a類は壊伏せ(複数個含む)、b類は壊伏せ以外の土器、c類は石が置かれた事例とした。III類とIV類は、煙道内や煙出し内に、a類は土器、b類は石があるものとした。V類は両側の袖が完全に、もしくは片方の袖が完全に残置されない事例とした。

表1 カマド納めの痕跡事例の分類

位置	状態	分類
I 火床面上	I a 壊伏せ	I a
	I b 土器	I b
	I c 石	I c
II 崩壊土上	II a 壊伏せ	II a
	II b 土器	II b
	II c 石	II c
III 煙道	III a 土器	III a
	III b 石	III b
IV 煙出し部	IV a 土器	IV a
	IV c 石	IV b
V 袖	V 袖なし	V

5 盛岡市内のカマド納めの痕跡集成からみた傾向

(1) 特異事例

上記カマド納めの痕跡事例に分類できない特異な事例として、次のものがあげられる。

関東の古墳時代のカマド納めにみられる手づくね土器をカマド内に残置する類似事例として、荒屋遺跡 RA08 豊穴建物跡(8世紀後半～9世紀初頭頃)がある³⁰(写真4)。これは、火床面奥の煙道入口付近の埋土中から、小型の手握ね片口土器が出土したものである。この土器は、内外面ミガキ調整が施され、内部に何らかのススが付着している。

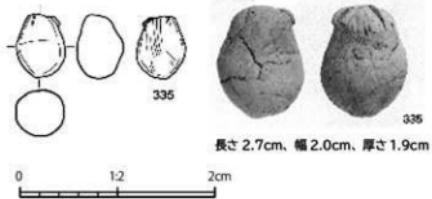
また荒屋遺跡 RA05、同 RA09 豊穴建物跡から、小さな何かの足のようにも見える「不明土製品」が出土した。土馬の脚部の可能性も考えられる。また、二又遺跡 RA26 豊穴建物跡のカマド埋土から、「洋梨形土製品」の出土が報告されている(写真5)。簡素な土馬の体部のようにも見えなくもない。

寺沢らの先行研究によれば(寺沢 1992 pp464)、関東地方の文化に影響を受けた者による行為が

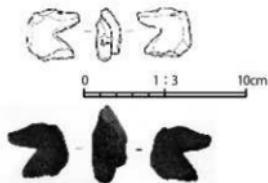


写真4 荒屋遺跡RA08豊穴建物跡

(左から)全景・同カマド跡手づくね土器出土状況・
同出土手づくね片口土器・RA09豊穴建物跡出土不明土製品



岩手県埋文 2014「二又遺跡 第1・12次発掘調査報告書」
写真5 二又遺跡 RA26 竪穴建物跡出土洋梨形土製品



黒石市教育委員会 1989「甲里見(2)遺跡」第8集
写真6 里見(2)遺跡 第2号竪穴住居跡出土土馬



RA08 カマドK層出土



RA11 カマドK層出土



RA11 カマドK層出土

写真7 荒屋遺跡 RA08・11 竪穴建物跡 口縁が打ち欠かれたカマド袖構築材に使われていた土師器要

想定されよう。しかし、これらの事例以外には、盛岡市内において管見では確認できていない。

なお、古代の土馬の出土例として、青森県黒石市「甲里見(2)遺跡」第2号竪穴住居跡出土土馬がある（図4、写真6）⁴⁰。9世紀前葉の竪穴建物跡のカマドから出土した土馬の頭部である。この竪穴建物跡は、廃絶時に焼却処理されたと考えられており、その際の祭祀の可能性が指摘されている。

また、荒屋遺跡 RA08、同11竪穴建物跡のカマド袖内部の芯材に、土師器要が倒立して埋め込まれていたが、その口縁部が打ち欠かれていた（写真7）。一般に土器の一部を打ち欠く行為は、その土器本来の機能を停止させる祭祀儀礼の表れと解釈されている⁴¹。この事例は、カマド廃絶ではなく、カマド制作時の祭祀儀礼の一端を示す可能性がある。

（2）時期（図6）

表4に集成した内容を、表3にそって時期・地域・種類ごとに整理しグラフ化した。

まず、時期ごとに整理した内容を概観する（図6）。時期は報告書の報告年代、報告書に時期が明示されていない場合は、津嶋知弘の土器編年によった⁴²。

7・8世紀から9世紀初頭の竪穴建物跡からは見つかっていない。9世紀初頭の志波城跡内の鎮兵兵舍跡等と考えられる竪穴建物跡においては、関東系とされる短い煙道の竪穴建物跡及び在地型とされる長い煙道の竪穴建物跡、共に見られない。

カマド納め痕跡は、志波城や徳丹城廃絶以降の9世紀前葉以降に出現し、9世紀後葉から10世紀前葉にピークがあり、10世紀中葉以降は減少する。

（3）地域と時期（図5・図7～11）

カマド納めの痕跡事例が確認された竪穴建物跡の棟数を、地域ごとに比較した。この地域区分は、



図5 盛岡市発掘調査 地区区分

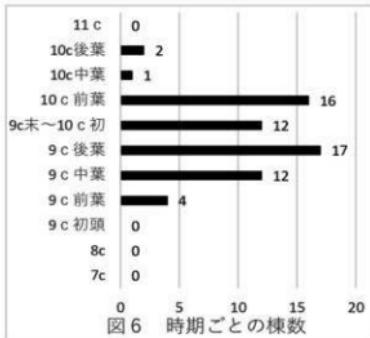


図6 時期ごとの棟数

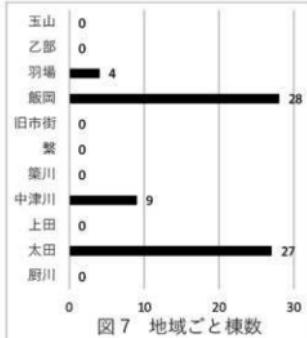


図7 地域ごとの棟数

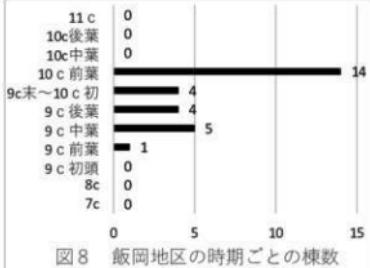


図8 飯岡地区的時期ごとの棟数

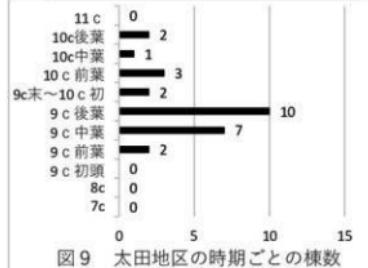


図9 太田地区的時期ごとの棟数

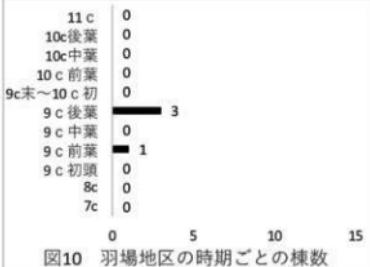


図10 羽場地区的時期ごとの棟数

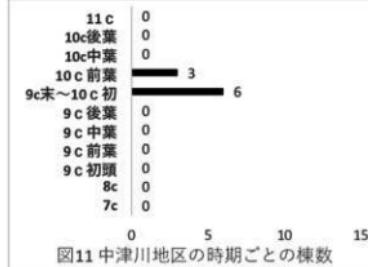


図11 中津川地区的時期ごとの棟数

盛岡市教育委員会の発掘調査地区区分によった(図5)。

確認棟数は、総発掘調査棟数の量によるが、市域の南西部、零石川の南、北上川の西に広がる沖積平野である太田地区と飯岡地区が多い(図7)。そのほか、中津川地区と羽場地区で見つかっている。竪穴建物跡の総調査棟数は、台太郎遺跡などを含む太田地区が、大規模区画整理事業である盛岡南新都市開発による盛南地区遺跡群の発掘調査により、圧倒的に多いが、それよりも調査棟数の少ない飯岡地区、特に二又遺跡において多く確認できる(表4)。

次に、地域ごとに、時期ごとの棟数を比較した(図8~11)。志波城跡南方の飯岡地区は9世紀前葉から後葉の時期のものが見つかり、9世紀後葉がピークとなるが、10世紀代はない。羽場地区は9世紀後葉のみ見つかっている。志波城跡より東方の盛南地区遺跡群を中心とする太田地区は、9世紀末~10世紀前葉のものが見つかっている。中津川地区は10世紀代のみである。

以上から、志波城跡南方に近接する飯岡地区から出現し、直後に南方の羽場地区、東方の太田地区、盛南地区遺跡群の集落に拡がり、その後に北上川東方の中津川地区に拡散した様子がうかがえる。

(3) カマド納め痕跡の種類(図12)

カマド納めの痕跡事例をその種類ごとに分類し棟数を比較する(図12)。1棟で複数のカマド納め痕跡が確認された場合も計上した。

火床面上に环伏せの事例や土器を置く事例が突出して多い。この土器を置く事例の残存状況が、発掘調査時に把握されやすいという側面から件数が多い可能性もある。他の地域においてもカマド納めの痕跡として环伏せが多いことから、カマド納めの典型事例である。

6まとめ

(1) 発掘調査時の留意点

まず発掘調査時に特に留意すべき点を確認する。

古代の竪穴建物跡の発掘調査時には、埋土堆積状況などが特に複雑なカマドには細心の注意を払わなければならない。調査時に目にする遺構は、その施設が廃棄されたときの最終形態が、長い年月により埋没したものであるということを常に念頭に置く必要がある。その上で、竪穴建物跡の最終形態の復元に資する情報をいかに収集するかに留意するのは当然のことといえよう³³。その視点は、五十嵐³⁴や丹治³⁵の論考に詳しく指摘されている。

- 以上を踏まえ次の視点でカマド周辺を観察し、記録をとっておくことが肝心といえよう。
- ・火床面を把握する。火床面は、残っているのか、残っていないのか。残っていない場合は、火が弱く火床面が形成されなかったのか、何らかの条件で残存していないのか、除去されたのか。
 - ・火床面やカマド内部からの出土遺物や石は、支脚なのか、後から置かれたものなのか、崩壊途中で流入した物なのか。火床面への食い込み、堀方の有無が観察できるか(使用時に据えられていたか)、否か。その遺物表面に、被熱痕跡があるか、ないか。土器なら内部の様子、土が充填されていれば焼上化の有無。

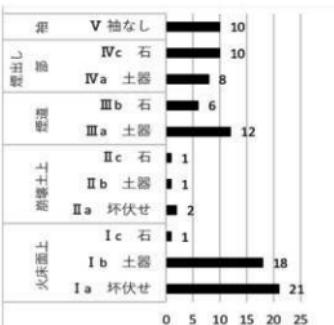


図12 カマド納め痕跡の位置と種類ごと件数

- ・カマド周辺の出土遺物の出土状況及び器種の記録。出土層位を埋土上層と判断しても、その遺物下面の土の状況を観察しながら取り上げる。据え付けられた痕跡がないか。土器などばかりでなく自然石も同様。手捏ね土器、土製品、玉類などの出土状況にも留意する。
 - ・袖や天井の崩壊の時間経過を断面で確認する。どのような経過で埋没したか。
 - ・人為堆積と自然堆積を見きわめる。
 - ・カマドの構築土（ドーム状の部分）や床面の構築土の把握。構築時、使用時の状況が残存しているか。また、どの土が崩壊や流出、あるいは埋戻しされた土なのか、観察事項を記録する。
 - ・断面の記録、写真記録、調査カードなどにより、埋土をどのように観察したのかを記録し、後から検証できるようにする。
- 以上は発掘調査を行う上で当然留意することではあるが、限られた予算と日程に追われて行う緊急調査においても、手際よく記録をとるなど留意しなければならない。

（2）盛岡市内の古代の竪穴建物跡のカマド祭祀からみえる当時の社会状況の仮説

盛岡市内の古代の竪穴建物跡におけるカマド廃絶祭祀の痕跡は、9世紀半ば以降に見られるようになり、10世紀代に広く一般的にみられるようになることがわかった。また、カマド天井部の破壊、坪類の伏せ置き、煙道や煙出しへの石や土器の充填などの方法に、時期と地域の違いは見い出すことができない。以下、この背景について検討を試みる。

①古代蝦夷の祭祀について

古代の東北地方、特に北東北の蝦夷社会における祭祀や信仰についての論考は多くない。そもそも文字記録がほとんど残っていないためである。

宮城県多賀城の古代陸奥国府であった多賀城跡周辺の祭祀については、柳沢の論考がある³⁰。柳沢は多賀城跡およびその方格地割内外の遺構遺物と文献資料の研究から、多賀城期の祭祀のあり方にについて論じている。これによれば、多賀城城下で8世紀末から9世紀前葉に多く見られる祭祀は、①木製形代（斎串、人形など）や人面墨書き土師器甕を用いた「都城類似の国家的祭祀（律令的祭祀）」、②人面墨書きや吉祥句・則天文字・記号墨書きなどの墨書き土器を用いた「板東類似の民間祭祀」、③ト骨など「在地伝統に根ざした民間祭祀」が見られるという。その扱い手は、中央派遣の大祓使、国司、陰陽師、民間の巫覡、私度僧、都市住民や兵士、を想定している。木製形代の祭祀は、青森県青森市新田（1）遺跡の出土例などから10世紀後半から11世紀前半には蝦夷の拠点集落にも浸透していることを指摘している。この時期には多賀城では木製祭祀具を使った祭祀が見られなくなってしまい、律令的な祭祀と類似した祭祀が蝦夷社会へ波及したとしている。

また、7世紀後半から9世紀前半に、北上盆地を中心、「赤彩土器」の文化圏が広がる。これは口縁部や胴部などを赤彩した土師器の球胴甕（胴張りの甕）が出土する事を特徴にする（写真8）。杉本良の研究によれば³¹、7世紀後半から8世紀後半には、出土量が少ないとからか特定の祭祀者の用いる祭祀と考えられている。8世紀後半から9世紀前半には和賀川流域に分布の中心が見られるようになり、球胴甕の口縁部の文様と体部を赤彩す



写真8 台太郎遺跡 RA613 出土赤彩球胴甕
盛岡市遺跡の学び館 2017『第15回企画展「志波城前夜の蝦夷社会」展示図録』より

る齊一化が見られ、出土量が増加する。発生は古墳時代の赤彩土器と続縄文土器の文様をつける文化が融合したものと理解され、8世紀後半以降に当初の祭祀性から蝦夷の共通の文様文化、格の高い土器としての扱われるようになったという推察がなされている。在地の価値観による特別な祭祀性のある土器だったが、徐々に神聖性を失い、日常用具としても使われたようである。また、8世紀後半から9世紀前半には政府拠点施設の城柵である伊治城跡や志波城跡からも出土しており、これは政府側についた蝦夷（俘囚）が所持していたものと言える。これらのことから、在地の蝦夷文化を温存し統治した政府と協調した蝦夷勢力が保持し続けた土器文化のひとつといえ、その出土範囲は岩手県域の蝦夷が保持していた共通の文化圏範囲を示すともいえよう^②。

②盛岡の集落遺跡の祭祀関連遺構遺物のあり方

市内の古代の集落遺跡における祭祀関連遺物は、吉祥句や則天文字、記号など、一文字から数文字を記した祭祀的な墨書き土器が多い。赤彩球胴壺などの赤彩土器の出土もあるが、8世紀後半から9世紀前葉に限られ、量は墨書き土器より少なく、盛南地区周辺や志波城跡からの出土に限られる。

また、仏教的とされる多嘴瓶、灯明器、錫杖状鉄製品、火葬骨蔵器や、祭祀関連遺物とされる形代等木製品などは、9世紀半ば以降に出土するが、出土する遺跡は限定的で、出土量も極めて少ない。

仏教的とされる遺物は、竪穴建物跡だけの一般集落からの出土は無く、9世紀半ば以降から10世紀代にかけての掘立柱建物跡を含む拠点的な集落（林崎遺跡、細谷地遺跡、細谷地遺跡隣接の向中野館遺跡）から出土している。火葬骨蔵器は、細谷地遺跡近傍の円形周溝（終末期古墳群）が多数見つかった飯岡沢田遺跡から1点（長頸瓶と环を使った転用型）、徳丹城跡と北上川をはさんだ向かい側に当たる掘立柱建物跡や大溝跡の見つかっている乙部方八丁遺跡近傍の乙部野遺跡から2点（関東系の無頸壺を使った専用型）の出土のみである。

9世紀初頭の志波城跡内では、今のところ当該期の仏教などの律令的な祭祀関連遺物は見つかっていない。古代の官衙近隣で行われたとされる公的な祭祀の痕跡や、人面墨書き土器や土馬、卜骨などの他の祭祀関連遺物の出土例もほとんど無い。

市内の集落遺跡から出土する祭祀的な墨書き土器は、8世紀代はほとんど見られず、9世紀半ば以降の竪穴建物跡から出土する。

一方、カマド納めの痕跡事例は、発生の時期差はあるが、市全域から見つかっている。

これらのことから、仏教や祓いなど国家的な祭祀儀式は「特定の主体」が行う「有力者の文化」であったものであり、一方でカマド納めは「庶民の文化」であった可能性が考えられる。それらの文化的伝播の下地には、俘囚蝦夷の赤彩球胴壺や末期古墳造営など、共通した文化意識の下地の影響もあった可能性が指摘できるのではないだろうか。

③集落における祭祀のあり方の歴史背景の推察

盛岡市内の遺物の出土状況から、集落遺跡のカマド納めと吉祥句や則天文字、記号の祭祀的な墨書き土器を使った祭祀は、いずれも9世紀半ば以降に広がり一般化したと考えられる。

この9世紀半ば以降という時期は、古代の斯波（志波）郡域において政府による建郡がされ、集落遺跡数及び竪穴建物跡数が増加する社会が安定化したようにみえる時期に当たる。811年頃までに志波城が徳丹城に移転し、その後9世紀前葉に徳丹城も廃絶し、斯波郡域が胆沢城一城支配体制下に置かれた時期である。この時期に胆沢城は改修されたり、鎮守府が多賀城から遷移されたり、機能が増強された。

斯波郡では、それと軌を一にするかのように拠点的な集落が発生はじめる。拠点的な集落は豊穴建物主体の一般集落とは異なり、官衙的な掘立柱建物跡が出現し、石帯などの官衙的な遺物や仏教祭祀関連遺物などが出土する。これらのことから、拠点的な集落は、胆沢城と関係を持ち、地域支配の一翼を担った地域有力者の集落であったと推察されている。

また、この有力者層は宗教的な権威も持ち合わせていたと考えられる。拠点的な集落の一つとされる細谷地遺跡は、9世紀半ばの倉庫建物群があり多嘴瓶も出土している。細谷地遺跡に隣接する向中野館遺跡の低湿地からは多数の木製品が出土しており、中には斎申状の物もある。志波城跡北東に隣接する林崎遺跡は、10世紀前葉から中葉にかけて、複数の大型の掘立柱建物跡や堀を巡らせた集落であり、豊穴建物跡からは多嘴瓶、多数の灯明器の环、「寺」字墨書き土器などが出土地していいる。葬送に関しては、8世紀代の古墳群（上田蝦夷森古墳群、太田蝦夷森古墳群、高館古墳群）に引き続き、8世紀から9世紀代に継続する古墳群の存在（飯岡沢田遺跡、飯岡才川遺跡、下永林遺跡、永井古墳群など）、9世紀半ば以降には仏教に帰依した有力者は火葬墓（飯岡沢田遺跡、乙部野遺跡）を採用した。これらのことから、地域の有力者は宗教的な権威も持っていたと考えられる。

これらと同じ9世紀半ば以降に、一般的な集落の豊穴建物跡からカマド納めや祭祀的な墨書き土器がみられるようになる。この事象は、この時期に盛岡周辺の社会に新しい宗教観や祭祀観が流入した可能性を考えたい。その狙い手は、柳沢の指摘したような関東から多賀城に来た宗教者や、それに教化された人たちが、地域の有力者を頼って北上してきた可能性があるのではないだろうか。多賀城跡で見られるような国家的祭祀（律令的祭祀）や仏教を広める者は、政府と関連のあった地域拠点の有力者に、関東由来の民間祭祀とされる墨書き土器による祭祀やカマド納めを広める者は、一般集落の有力者やその周辺の庶民を中心に布教したのではないだろうか（図13）。

しかし、同じ集落でもカマド納めの痕跡が見られる豊穴建物跡と見られない豊穴建物跡があることや、祭祀的な墨書き土器の出土の有無において、豊穴建物跡の有意な構造や規模の違いは見て取れないことから、集落社会の宗教観、住民の出自、信仰や伝統、新しい信仰受容の違い、貧富の差（宗教者への謝礼？）、建物の最後の状況（引っ越しによる廃絶、災害や失火による不慮の廃絶、その他の疫

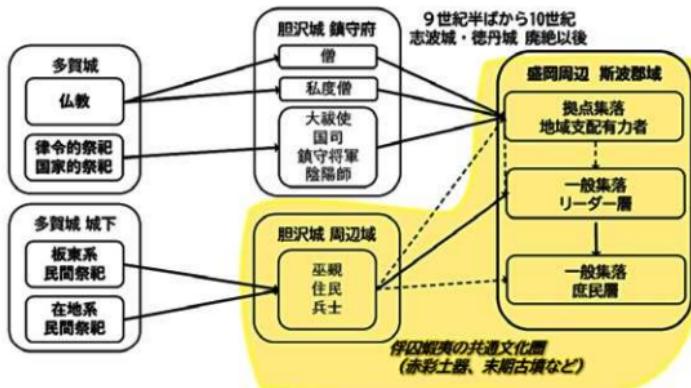


図13 祭祀文化流入の想定モデル

病や結婚、死去などに伴うその他の風習による廃絶等)、集落や集團における風習や規範の違いなど、様々な理由が想定される。

今後、新たな視点で竪穴建物跡の集成検討が行われることや、資料の増加、史料や民俗学的な研究が進展すれば、より一層当時の人々の姿がわかつてくるだろう。

(3)まとめ

集成及び分析から、盛岡市内の古代の竪穴建物跡におけるカマド納めは、9世紀から10世紀にかけて、時期を追うごとに見つかる場所が移動する。調査されたすべての竪穴建物跡に対して該当する竪穴建物跡の割合を求めていないため、全体の中での棟数比率は不明なことは、今後の課題である。それを踏まえ、現段階における傾向として、9世紀には市域南部の沖積平野である飯岡地区と羽場地区、9世紀末から10世紀前葉に太田地区、そして10世紀前葉から後葉には中津川地区で見つかっている。調査事例件数にもよるが、カマド納めの流行地が市域南部から北へ移動して行ったかのように見える。これについては、調査事例がより多く蓄積されることや調査棟数に対する痕跡を有する割合を調査することで一層実態が判明すると考えられる。

全ての竪穴建物跡から見つかっているわけではないことは、カマドを使っていた人達の信仰の違い、社会的地位、出自など、どの要因によるのかも不明としか言えない。荒屋遺跡の小型手捏ね土器を煙道に納める事例がカマド納めの痕跡であれば、今のところ盛岡市域でもっとも古い事例と言える。また、荒屋遺跡の不明土製品や二又遺跡の洋梨形土製品が土馬の部品の可能性も加味し、その実施者の出自もしくは宗教的な影響は関東地方と関係があることが指摘できる。

飯岡地区、羽場地区にカマド納めが出現する9世紀前葉から10世紀代は、斯波郡建郡後の胆沢城一城体制下における律令体制の変化にともない、地域有力者層の勃興と社会の安定化によって、多賀城方面から北上してきた宗教者達などが、各集落に伝えた可能性が考えられる(図13)。拠点集落には国家的祭祀や仏教儀式などが伝わり、関東系の民間祭祀の一文字ないし數文字の吉祥句などを記す墨書き土器を使うことなどと一緒にカマド納めが一般集落へ流入し拡散した可能性がある。

カマドに対する信仰は、貴族の日記などに見られるような都の龜神信仰と、古墳時代以降の在地の信仰があったが、庶民層においては在地信仰と融合した信仰の形に発展したものと推察できる。

考古学的にはその痕跡があることは指摘できるが、古代の人々が何をどのような意図で行ったもののかを判断することは難しい。民俗学的に火床であるカマドは界異との結節点とされ、神の存在を意識していたという多くの研究成果や文献記録等から、住んでいた住居を離れる際に、环を伏せるなどの方法によってカマドを廃絶する特別な意図を持った行為があったことは蓋然性が高い。

盛岡市域周辺のカマド納めの終末は、調査された11世紀以降の竪穴建物跡数が少ないとから、今のところ不明である。盛岡市域周辺において竪穴建物が庶民生活の主流ではなくなり、平屋が主流になったとされる時期以降のカマドや火床のあり方は不明点が多い。それに伴う変化は想定されるが、近世以降のカマド祭祀への変化の過程なども、古代以降の考古学的な視点からは不明である。西日本で多く見られる荒神信仰は、神仏習合とカマド納めなど在地信仰の融合も指摘されていることから、終末はわからないが、カマドに対する信仰へと結びついでいったのだろう。

今後も、古代の竪穴建物跡調査時には、カマドの最終形態を把握できるように調査し、より詳しく当時の人々の社会風俗を再構築できるように努めることで、盛岡に暮らしていた人々のいきいきとした様子を知ることができる。多くの市民が同じこの盛岡に住んだ先人達の暮らしに関心を深め、地域への理解と愛着を深めるきっかけになればと期待する。

(2023.03.)

【引用・参考文献】（事例集成した各遺跡報告書は、表5に記す。）

- ①金田圭弘 2006 「『源氏物語』明石巻の「大炊殿」について」『京都語学』仏教大学国語国文学会
②門田誠一 2012 「竈神にみる都と郷」『貝鏡論：日本人の精神史』法藏館
③横浜市歴史博物館 2012 『企画展 火の神・生命の神—古代のカド下信仰をさぐる—』（公財）横浜市ふるさと歴史財団
④久保寺逸彦 1956 「北海道アイヌの御制—沙流アイヌを中心として—」『民族学研究20巻』1-2号・3-4号 日本国文化人類学会
⑤大場磐雄 1954 「主要縄文式竖穴の考察」『平出・長野県立賀茂古代集落遺跡の総合研究』平出遺跡調査会 朝日新聞社出版
⑥棚生直彦 1993 「『残された』遺物と『残った』遺物—自然廃屋・燒却廃屋と不廃屋の対比」『東京の遺跡』No.40 東京考古談話会
⑦小林謙一 1994 「竖穴住居廃絶時の姿—SFC 遺跡・大槻遺跡の縄文中期事例から—」『日本考古学会第60回総会研究発表資料要旨』日本考古学会
⑧五十嵐祐介 2009 「竖穴建物跡の廃屋化—土器の出土状況から廃屋を探る—」『秋田考古学』第53号 秋田考古学協会
⑨丹治嘉嘉 2010 「カマド燃焼部における遺物出土状況の検討」『福島県文化財センター白河館研究紀要2009』福島県文化振興財団
⑩村田淳 2017 「東北地方北部における竖穴建物のカマド・構造と分布について-」『古代の竖穴建物跡 -機能と構造-』岩手考古学会第49回研究会資料 岩手考古学会
⑪寺沢知子 1986 「祭祀の変化と民衆」『季刊考古学』第16号 雄山閣
⑫寺沢知子 1992 「カマドへの祭祀の行為とカマド神の成立」『考古学と生活文化』同志社大学考古学シリーズV 同志社大学考古学シリーズ刊行会
⑬小林清隆 1989 「カマド内出土遺物の意味について」『研究連絡誌』第24号（財）千葉県文化財センター
⑭小林清隆 2005 「房總における竈生入窓の様相—竈と竈戸穴 その2—」『千葉県文化財センター研究紀要24』（公財）千葉県文化財センター
⑮糸川道行 2009 「奈良・平安時代における竖穴建物廃棄の祭祀—千葉県四街道市小屋ノ内遺跡出土土器群を中心として—」『研究連絡誌』第70号（財）千葉県文化財センター
⑯水野正好 2022 「日本のまじなひ・古代中世の心根にふれる」P60 高志書院
⑰内田律夫 2004 「廻神と廻の祭祀」『季刊考古学』第87号 雄山閣
⑱平川南 2000 「墨書き土器の研究」吉川弘文館
⑲北東北古代集落遺跡研究会 2014 「9～11世紀の土器編年構築と集落遺跡の特質からみた、北東北」
⑳有限会社タイキ・盛岡市教育委員会 2021 「荒屋遺跡－第5次調査 宅地造成に伴う発掘調査報告書一」
㉑青森県黒石市教育委員会 1989 「甲里見（2）遺跡 黒石市埋蔵文化財調査報告・第8集
㉒津嶋知弘 2013 「古代斯波（志波）郡北部の土器群変遷（その1）-零石川南岸所在遺跡の盛岡市教育委員会発掘調査資料を中心に-」
盛岡市遺跡の学び館学芸レポート2 <https://sitereports.nabunken.go.jp/33194> 盛岡市遺跡の学び館
㉓津嶋知弘 2015 「古代「斯波（志波）」郡北部の土器群変遷（その2）-零石川南岸所在遺跡の盛岡市教育委員会発掘調査資料2-」
盛岡市遺跡の学び館学芸レポート4 <https://sitereports.nabunken.go.jp/33195> 盛岡市遺跡の学び館
㉔柳文化デジタル記念物課 2010 「第V章 遺構の登録 第3節 竖穴建物」『発掘調査の手引き 集落遺跡発掘編』同成社
㉕柳澤和明 2011 「国府多賀城の祭祀」『東北歴史博物館研究紀要12』東北歴史博物館
㉖杉本良 2018 「般夷の赤い壺・赤彩球胴壺の成立と変遷」『北上市立埋蔵文化財センター紀要第6号』北上市立埋蔵文化財センター
㉗・杉本良 2021 「般夷の赤い壺・最強の蝦夷は和賀川にいた-誌上フォーラムについて』『北上市立博物館研究報告第22号』北上市立博物館
北上市立博物館
・津嶋知弘. 2021 「零石川流域の古代遺跡・志波村（斯波郡）北部の7・8世紀から9世紀前葉」『北上市立博物館研究報告第22号』北上市立博物館
・津嶋知弘. 2021 「志波城跡出土の赤彩土器・陸奥国最前線の城柵と蝦夷」『北上市立博物館研究報告第22号』北上市立博物館
・村田晃一 2021 「城柵と赤彩球胴壺・境界域の城柵と蝦夷」『北上市立博物館研究報告第22号』北上市立博物館
・米田 寛 2021 「8世紀中葉の赤彩土器が意味するもの」『北上市立博物館研究報告第22号』北上市立博物館

7 盛岡市内古代竪穴建物跡のカマド納め痕跡の集成

集成は主に盛岡市教育委員会の既刊の発掘調査報告書等から、盛岡市内で見つかった古代（7～11世紀代）のカマドがある竪穴建物跡のうち、4章の基準に基づいて「カマド納め痕跡の可能性」が考えられる遺構・遺物が見られるものを抽出した。多くの古代の竪穴建物跡が見つかっている盛岡地区遺跡群においては、当市教育委員会のみならず岩手県文化振興事業団理蔵文化財調査センターも多くの面積を調査しているが、全ては網羅できなかった。竪穴建物跡の集成と分類は、北東北古代集落遺跡研究会（2014）の分類を援用した。

①時期区分は、表3のとおり。

- ②主軸方位は、カマドのある壁面に垂直な軸を主軸として、北を中心にして表記。180°以下とし、東を+、西を-で表記。（例：N55°E = +55°）
- ③柱構造は、礎石建の竪穴建物跡は見つかっていないため全て掘立柱である。図14の分類に従った。
- ④壁溝、貯藏穴、張出し、炉（地床炉、鍛冶炉）がそれぞれ確認されている場合は○。
- ⑤カマド構築位置と構築方法は、図14に基づいた。
- ⑥煙道は、竪穴外部へ伸びる煙道の長・短を記し、くり抜き式は○、くり抜き式以外（主に満状掘込み）は×とした。
- ⑦煙道の傾きは、図12に基づき分類した。
- ⑧煙出しピットは、図12に基づき有無を○・×で表示した。
- ⑨火山灰の堆積層がわかる場合は表示した。すべてTo-a（十和田a火山灰）である。
- ⑩類型・分類は、「表1 カマド納めの痕跡事例の分類」参照。

表3 時期区分

時期区分
1期 9世紀前葉
2期 9世紀中葉
3期 9世紀後葉
4期 9世紀末～10世紀初頭 (元慶年間～To-a降灰)
5期 10世紀前葉 (To-a～B-Tm降灰)
6期 10世紀中葉 (胆沢城・秋田城終焉まで)
7期 10世紀後葉
8期 11世紀

* To-a : 十和田a火山灰・915年降灰
B-Tm : 白頭山・苦小牧火山灰・946年降灰
(北東北古代集落遺跡研究会(2014)より)

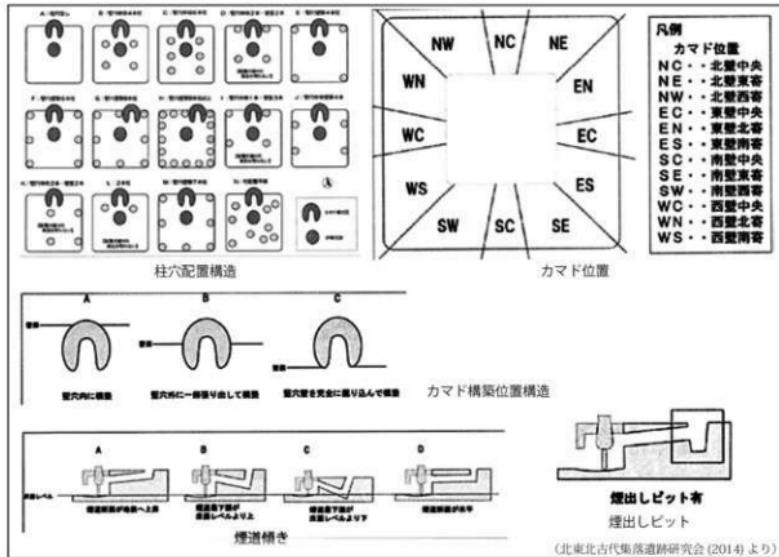


図14 竪穴建物跡・カマド 構造等分類

表4 盛岡市内のカマド焼の痕跡の可能性が残る堅穴建物跡一覧

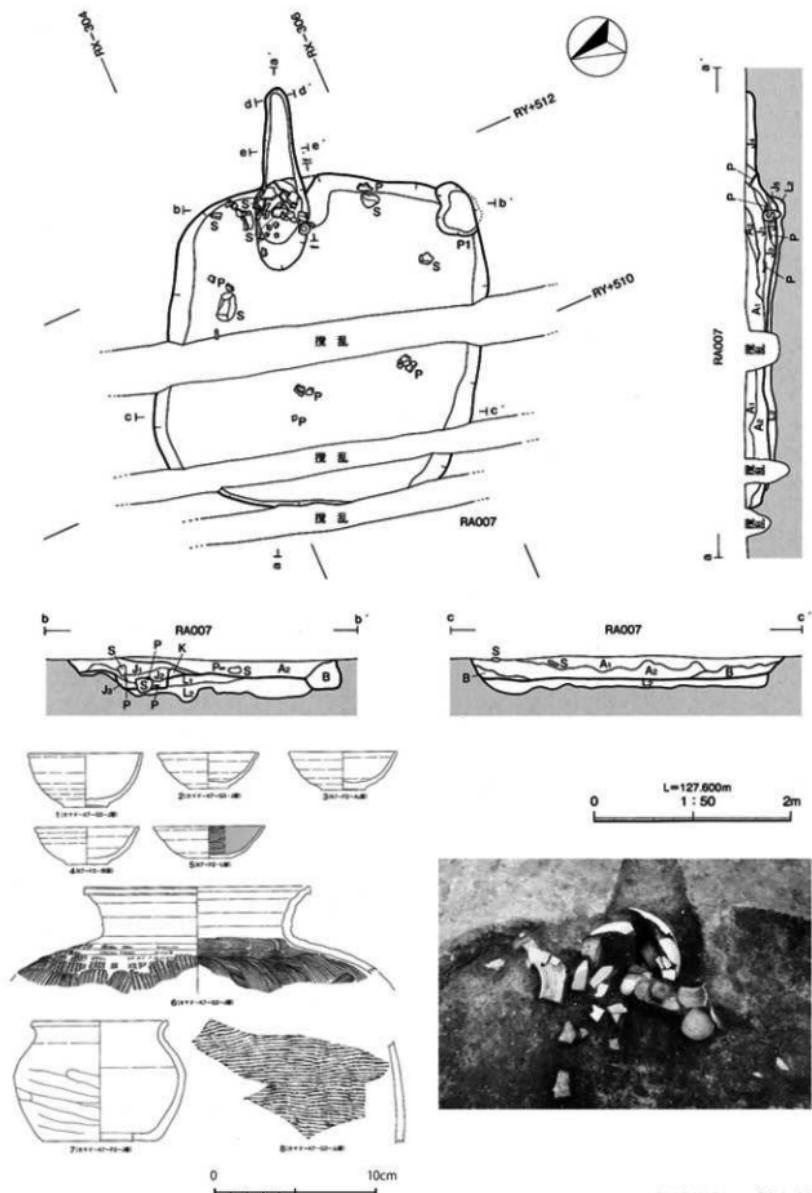
施設名 施設番号	通路名 次数	通棟名 番号	時期 (平成年) (西暦)	規模・構造				付属施設				ガラス				火山灰 T-O-a				特徴 石器 土器 品		断面 分類	備考		
				平面面積 (m ²)	平面面積 (m ²)	深さ (m)	主軸方位 N+E-W- (度)	壁厚 厚さ (mm)	壁厚 厚さ (mm)	窓 戸 (枚)	構造材 シテ	構造位置 シテ	構造方法 シテ	修理 方法 シテ	修理 方法 シテ	修理 方法 シテ	修理 方法 シテ								
1 間間 二叉	9	Ra007	5	3.36	3.25	0.25	+115	A	○	シルト	1	EN	A	長	A							1 b	のドリル、土器底瓦器多段階 層、		
2 間間 二叉	9	Ra008	5	4.4	4.2	0.35	+30		○	シルト+石	2	NE	A	長	A							1 a	火口部に「あやさしい風景」で 外れ、火口部に「あやさしい風景」で 外れ、		
3 間間 二叉	11	Ra004	5	4.2	0.16	-'71	A			-	WC		○	C	O							1 b	煙突、煙出しから土器器皿 煙突部に土器器皿		
間間 二叉	11	Ra012	5	4.98	0.2	-'94	A			シルト+石	2	WC	A	長	O	C	O					1 b	煙突部に「あやさしい風景」で 外れ、火口部に「あやさしい風景」で 外れ、		
間間 二叉	11	Ra013	5	3.06	2.76	0.2	+93+112	A	○	シルト+石	0 → 1	EC → NE	A	長	x → C	x						1 b	火口部に「あやさしい風景」で 外れ、火口部に「あやさしい風景」で 外れ、		
間間 二叉	11	Ra016	5	2.65	2.4	0.2	+130		○	?	2	EC	A	長	x	C	O					1 b	火口部に「あやさしい風景」で 外れ、火口部に「あやさしい風景」で 外れ、		
間間 二叉	11	Ra018	5	2.98	2.88	0.34	-'55	A	○	シルト	1	WC	A	長	○	C	O					1 b	煙突、煙出しから土器器皿 煙突部に土器器皿		
間間 二叉	11	Ra019	5	4.5	4.42	0.1	+117	A	○	シルト	2	EN	A	長	D	O					1 b	煙突、煙出しから土器器皿 煙突部に土器器皿			
間間 二叉	12	Ra023	5	5.12	4.45	0.73	-'53		○	地山	1?	WN	A	○		x	土器器 皿					1 b	火口部に「あやさしい風景」で 外れ、火口部に「あやさしい風景」で 外れ、		
間間 二叉	12	Ra024	5	5.35	4.97	0	+28	1	○ ○	シルト+石	2	WC	NE	A	C	O					1 b	火口部に「あやさしい風景」で 外れ、火口部に「あやさしい風景」で 外れ、			
間間 二叉	12	Ra026	5	6.96	6.3	0.41	-'84	B	○ ○	地山+シルト+ 石	2	WC	A	長	○	C	O					1 b	火口部に「あやさしい風景」で 外れ、火口部に「あやさしい風景」で 外れ、		
間間 二叉	12	Ra027	5	3.9	3.54	0.26	-'85		○ ○	地山+シルト+ 石	1	EN	B	長	○	C	O					1 b	火口部に「あやさしい風景」で 外れ、火口部に「あやさしい風景」で 外れ、		
4 間間 二叉	15	Ra028	3	3.5	3.2	0.48	-'72+69	A	○ ○	シルト	2	EN	A	長	○	C	O	E			1 a	火口部に「あやさしい風景」で 外れ、火口部に「あやさしい風景」で 外れ、			
間間 二叉	16	Ra029	5	4.9	4.7	0.4	D	○	シルト	0	シルト	0	SE	A	長	○	O					1 a	火口部に「あやさしい風景」で 外れ、火口部に「あやさしい風景」で 外れ、		
間間 二叉	16	Ra030	5	3.9	3.7	0.5	L	○	シルト	2	SC	A	長	○	O	O					1 a	火口部に「あやさしい風景」で 外れ、火口部に「あやさしい風景」で 外れ、			
5 間間 二叉	Ra002	2	4.4	4.0	0.32	+117+47	A	○		EN → WC	0	SE	A	長	○	C	-B					1 a	火口部に「あやさしい風景」で 外れ、火口部に「あやさしい風景」で 外れ、		
6 間間 二叉	Ra003	2	4.6	4.5	0.1	+152	A			SE	A	長	○	C								1 a	火口部に「あやさしい風景」で 外れ、火口部に「あやさしい風景」で 外れ、		
7 間間 二叉	Ra005	2	3.7	3.4	0.1	-'20	A			SE	A	長	○	C								1 a	火口部に「あやさしい風景」で 外れ、火口部に「あやさしい風景」で 外れ、		
8 間間 二叉	Ra028	4	4.3	4.2	0.44	-'80	A	○	地山+シルト+	0	EN	A	長	○	C	O					1 a	火口部に「あやさしい風景」で 外れ、火口部に「あやさしい風景」で 外れ、			
9 間間 二叉	Ra031	4	5.1	4.8	0.35	+100	I	○ ○ ○	○ ○ ○	地山+シルト+	2	EN	A	長	○	O	O					1 a	火口部に「あやさしい風景」で 外れ、火口部に「あやさしい風景」で 外れ、		
10 間間 二叉	Ra033	1	2.4	2.3	0.1	-'33	A			シルト	2	WC	B	長	A	O							1 a	火口部に「あやさしい風景」で 外れ、火口部に「あやさしい風景」で 外れ、	
11 間間 二叉	Ra035	3	3.4	3.2	-'90	1	○ ○			シルト	0	EN	A	長	○	C	O					1 a	火口部に「あやさしい風景」で 外れ、火口部に「あやさしい風景」で 外れ、		
12 間間 二叉	Ra032	4	5.3	4.9	0.25	-'93	B	○ ○		地山+壁面土+ 石	0	EN	A	長	C	O							1 a	火口部に「あやさしい風景」で 外れ、火口部に「あやさしい風景」で 外れ、	
13 間間 二叉	Ra016	3	4.7	0.3	-'92	○ ○				地山+壁面土+ 石	2	ES	A	長	○	C	O							1 a	火口部に「あやさしい風景」で 外れ、火口部に「あやさしい風景」で 外れ、
13 間間 二叉	Ra028	2	5.1	5.0	0.16	-'85	A	○ ○		地山+壁面土+ 石	2	EN	B	長	○	C	O							1 a	火口部に「あやさしい風景」で 外れ、火口部に「あやさしい風景」で 外れ、
13 間間 二叉	Ra028	2	5.1	5.0	0.16	-'85	A	○ ○		地山+壁面土+ 石	2	EN	B	長	○	C	O							1 a	火口部に「あやさしい風景」で 外れ、火口部に「あやさしい風景」で 外れ、

基 礎 地 圖	通名	次數	測定名	時間	地盤・構造			付帯施設			方丈			火山灰 堆積物 To-a			火成岩 堆積 品			分類			備考
					中面 厚	平面 厚	鉛直 厚	深さ	主面 高	付 高	鉛 高	付 高	鉛 高	付 高	鉛 高	付 高	鉛 高	付 高	鉛 高	付 高	鉛 高	付 高	鉛 高
14	新日本 新日本	1・3	RA033	3	5.3	4.4	0.2	+80	A	O	O	O	O	ジルト	1	EN	A	長	O	C	D	N	露出し石・土塊
15	新日本 新日本	12	RA110	4	3.6	3.5	0.1	+90	A	O	X	O	O	WC+EC	A	長	O	C	X	I b	V	露出し石・土塊	
16	新日本 新日本	3	RA020	3	3.1	0.10	+95	I	O	O	O	O	O	ES	A	長	O	C	O	I b	露出し土端片		
17	新日本 新日本	3	RA022	3	3.4	3.25	0.20	+73	O	O	O	O	O	EC	A	長	O	C	X	I b	露出し土端片		
18	新日本 新日本	1	RA171	1	5.1	4.8	0.25	-45.5	A	O	O	O	O	WC	A	長	X	C	X	I b	露出し土端片、露 出し石		
19	新日本 新日本	4	RA006	4	2.4	2.3	0.13	O	O	O	O	O	O	褐色土	1	EN	B	短	A	短	A	短	露出し石
20	新日本 新日本	1	RA006	1	7.1	5.7	0.32	+124	D	O	O	O	O	ジルト+石	2	EN	A	長	A	短	A	短	露出し石
21	新日本 新日本	30	RA008	1	4.9	4.1	0.24	+126	N	O	O	O	O	塊山石+土端	0	EN	A	短	O	O	C	短	露出し石・土端
22	新日本 新日本	24	RA308	5	4.3	3.6	0.15	+98	A	O	O	O	O	ジルト+石	2	ES	A	長	O	O	D	短	露出し土端片、露 出し石
23	新日本 新日本	24	RA313	3	3.6	3.5	0.15	+125	A	O	O	O	O	ジルト+石	2	ES	A	長	C	O	C	短	露出し土端片、露 出し石
24	新日本 新日本	24	RA366a	3	4.9	4.6	0.1	+77	B	O	O	O	O	ジルト+石	1	EN	B	長	C	O	C	短	露出し土端片、露 出し石
25	新日本 新日本	67	RA537	2	4.8	4.5	0.05	-168.5	A	O	O	O	O	ジルト+石	2	SE	A	長	C	O	C	短	露出し土端片、露 出し石
26	新日本 新日本	68	RA643	3	3.2	3.0	0.17	+101	A	O	O	O	O	WN	A	長	C	O	C	C	短	露出し石、露 出し土端片	
27	新日本 新日本	70	RA648	7	3.9	3.3	0.15	+131.5	A	O	O	O	O	WN	A	長	C	O	C	C	短	露出し土端片、露 出し石	
28	新日本 新日本	70	RA651	5	4.5	4.2	0.15	+66.5	A	O	O	O	O	ES	A	長	C	O	C	C	短	露出し土端片、露 出し石	
29	新日本 新日本	80	RA700	2	4.4	4.4	0.37	-84	N	O	O	O	O	ジルト	2	WC	A	長	O	C	O	O	露出し土端片、露 出し石
30	新日本 新日本	9	RA007	3	3.9	3.8	0.2	-84	A	O	O	O	O	ジルト	2	WC	A	長	C	O	C	O	露出し土端片、露 出し石
31	新日本 新日本	23	RA082a	4	4.1	3.5	0.4	+101.5	A	O	O	O	O	ジルト+石	2	EN	B	長	D	O	C	A-B	露出し土端片、露 出し石
32	新日本 新日本	28	RA131	5	3.7	3.6	0.3	+97	I	O	O	O	O	ジルト+石	2	ES	B	長	C	O	C	A	露出し土端片、露 出し石
33	新日本 新日本	28	RA133	7	5.0	5.0	0.35	+82.5	A	O	O	O	O	ジルト	2	EN	A	長	D	O	O	A	露出し土端片、露 出し石
34	新日本 新日本	28	RA136	6	4.0	3.45	0.28	+101.5	A	O	O	O	O	石	2	EN	A	長	B	O	O	A	露出し土端片、露 出し石
35	新日本 新日本	32	RA1210	2	3.3	3.3	0.15	+125	L	O	O	O	O	石+ジルト	2	EN	A	長	C	O	O	A	露出し土端片、露 出し石
36	新日本 新日本	32	RA211	2	3.0	2.8	0.38	+65.5	J	O	O	O	O	EN	A	長	D	O	O	O	O	露出し土端片、露 出し石	
37	新日本 新日本	32	RA212	3	3.3	3.0	0.26	+125	J	O	O	O	O	石+ジルト	2	ES	A	長	O	C	O	B	露出し土端片、露 出し石
38	新日本 新日本	32	RA214	2	3.4	3.1	0.4	+85	B	O	O	O	O	ジルト	2	NE	A	長	A	O	O	A	露出し土端片、露 出し石
39	新日本 新日本	33	RA228	2	2.9	2.7	0.2	+118	A	O	O	O	O	ジルト	2	EN	A	長	C	O	O	A	露出し土端片、露 出し石
40	新日本 新日本	34	RA30	II	3.7	3.6	0.3	+113	B	O	O	O	O	ジルト	2	EC	A	長	C	O	O	A	露出し土端片、露 出し石
41	新日本 新日本	34	RA232	3	3.7	3.6	0.3	+113	B	O	O	O	O	ジルト	2	EC	A	長	C	O	O	A	露出し土端片、露 出し石

基調 地区	地名	次數	通路名	開閉・機造	規制・機造		特徴的設		力作		火災規		防火材		備考					
					平面規制 (横幅)	平面規制 (縦幅)	N+E-W (横幅)	柱間 間隔	壁 高さ	壁 厚さ	構造材	ソデ	構造位置	構造 方法	規制 基準	規制 方法				
4.2 大田	船形町	34	R4239	3	5.9	5.1	0.4	+114	4	144	D	O	○	シルト+石	2	EN	A	長	C	O
5.2 大田	船89地	35	R4241	3	5.0	4.6	0.3	+114	5	144	D	O	○	石+シルト+ 石	2	SE	B	長	D	O
4.3 中野川	堀野	5	R4501	5	3.8	3.6	0.39	-90	A	○	○	○	○	シルト+石+ シルト+石	2	ES	A	長	X	D
4.4 中野川	堀野	5	R4505	4	3.3	2.9	0.17	-96	A	○	○	○	○	シルト+石+ シルト+石	2	EC	B	長	X	D
4.4 中野川	堀野	4	R4522	4	4.1	4.5	0.32	+75	A	○	○	○	○	シルト+石+ シルト+石	2	EC	A	長	X	D
4.5 中野川	堀野	5	R4523	4	5.4	5.4	0.24	+180	A	○	○	○	○	シルト+石+ シルト+石	2	SE	A	長	A	O
4.6 中野川	堀野	5	R4545	5	4.3	3.9	0.38	-167	A	○	○	○	○	シルト+石+ シルト+石	2	SE	A	長	A	O
4.7 中野川	堀野	5	R4553	5	7.1	6.4	0.35	+85	K	○	○	○	○	シルト+石+ シルト+石	2	ES	A	長	X	A
4.8 中野川	堀野	5	R4555	4	5.8	5.7	0.38	+180	I	○	○	○	○	シルト+石+ シルト+石	2	SE	A	長	X	A
5.0 大田	堀野	4	R4568	4	4.2	3.5	0.19	+130	A	○	○	○	○	シルト+石+ シルト+石	2	ES	A	長	A	O
4.9 中野川	堀野	5	R4568	4	4.2	3.5	0.19	+130	A	○	○	○	○	シルト+石+ シルト+石	2	ES	A	長	A	O

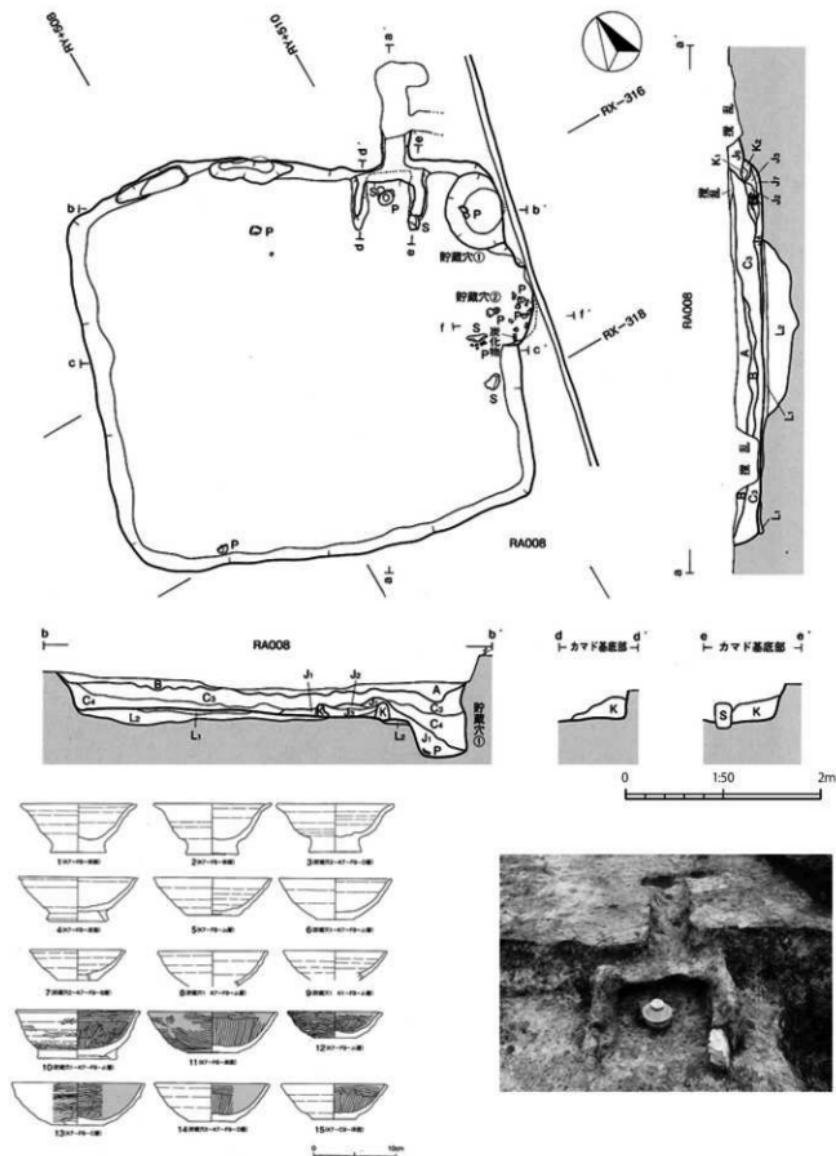
表5 積穴建物防掲載報告書

地区	地名	次数	報告書名	
			年月	年月
新潟市堀野	2013年6月防掲告書	9	新潟市堀野2013年6月防掲告書	2013年6月防掲告書
新潟市堀野	2014年2月防掲告書	11	新潟市堀野2014年2月防掲告書	2014年2月防掲告書
新潟市堀野	2014年5月防掲告書	12	新潟市堀野2014年5月防掲告書	2014年5月防掲告書
新潟市堀野	2014年7月防掲告書	13	新潟市堀野2014年7月防掲告書	2014年7月防掲告書
新潟市堀野	2015年2月防掲告書	14	新潟市堀野2015年2月防掲告書	2015年2月防掲告書
新潟市堀野	2015年5月防掲告書	15	新潟市堀野2015年5月防掲告書	2015年5月防掲告書
新潟市堀野	2015年7月防掲告書	16	新潟市堀野2015年7月防掲告書	2015年7月防掲告書
新潟市堀野	2015年10月防掲告書	17	新潟市堀野2015年10月防掲告書	2015年10月防掲告書
新潟市堀野	2016年1月防掲告書	18	新潟市堀野2016年1月防掲告書	2016年1月防掲告書
新潟市堀野	2016年4月防掲告書	19	新潟市堀野2016年4月防掲告書	2016年4月防掲告書
新潟市堀野	2016年7月防掲告書	20	新潟市堀野2016年7月防掲告書	2016年7月防掲告書
新潟市堀野	2016年10月防掲告書	21	新潟市堀野2016年10月防掲告書	2016年10月防掲告書
新潟市堀野	2017年1月防掲告書	22	新潟市堀野2017年1月防掲告書	2017年1月防掲告書
新潟市堀野	2017年4月防掲告書	23	新潟市堀野2017年4月防掲告書	2017年4月防掲告書
新潟市堀野	2017年7月防掲告書	24	新潟市堀野2017年7月防掲告書	2017年7月防掲告書
新潟市堀野	2017年10月防掲告書	25	新潟市堀野2017年10月防掲告書	2017年10月防掲告書
新潟市堀野	2018年1月防掲告書	26	新潟市堀野2018年1月防掲告書	2018年1月防掲告書
新潟市堀野	2018年4月防掲告書	27	新潟市堀野2018年4月防掲告書	2018年4月防掲告書
新潟市堀野	2018年7月防掲告書	28	新潟市堀野2018年7月防掲告書	2018年7月防掲告書
新潟市堀野	2018年10月防掲告書	29	新潟市堀野2018年10月防掲告書	2018年10月防掲告書
新潟市堀野	2019年1月防掲告書	30	新潟市堀野2019年1月防掲告書	2019年1月防掲告書
新潟市堀野	2019年4月防掲告書	31	新潟市堀野2019年4月防掲告書	2019年4月防掲告書
新潟市堀野	2019年7月防掲告書	32	新潟市堀野2019年7月防掲告書	2019年7月防掲告書
新潟市堀野	2019年10月防掲告書	33	新潟市堀野2019年10月防掲告書	2019年10月防掲告書
新潟市堀野	2020年1月防掲告書	34	新潟市堀野2020年1月防掲告書	2020年1月防掲告書

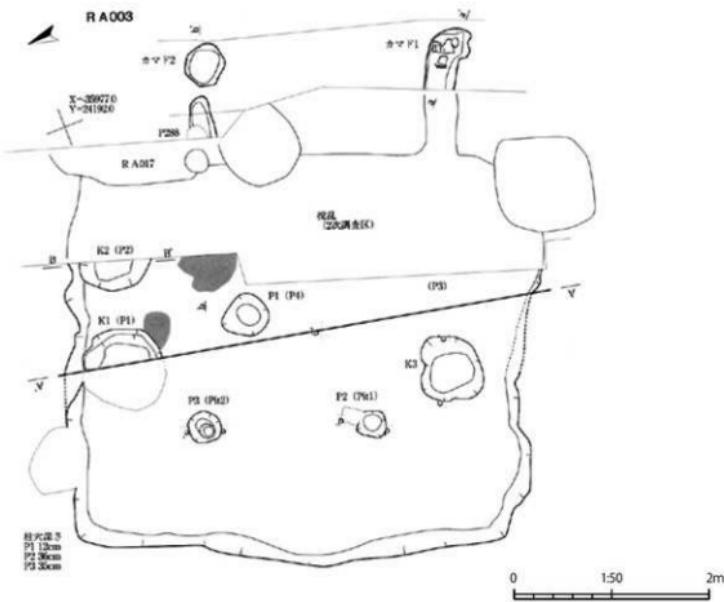


第1図 二又遺跡 第9次 RA007 竪穴建物跡

盛岡市教委 2013「市内遺跡群」



第2図 二又遺跡 第9次 RA08 竪穴建物跡



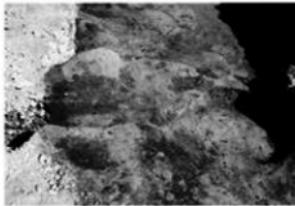
縦溝1遺物出土状況①(南から)



縦溝1遺物出土状況②(南から)



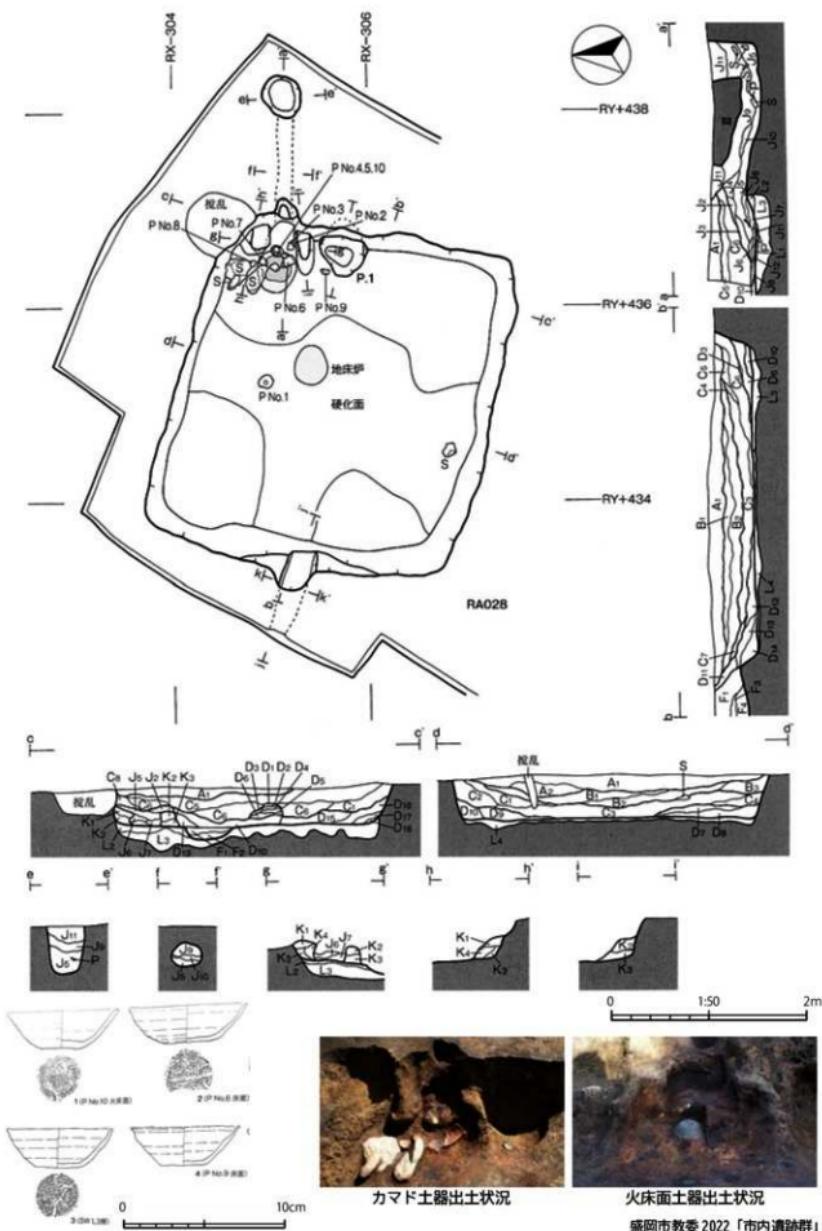
縦溝1断面(南から)



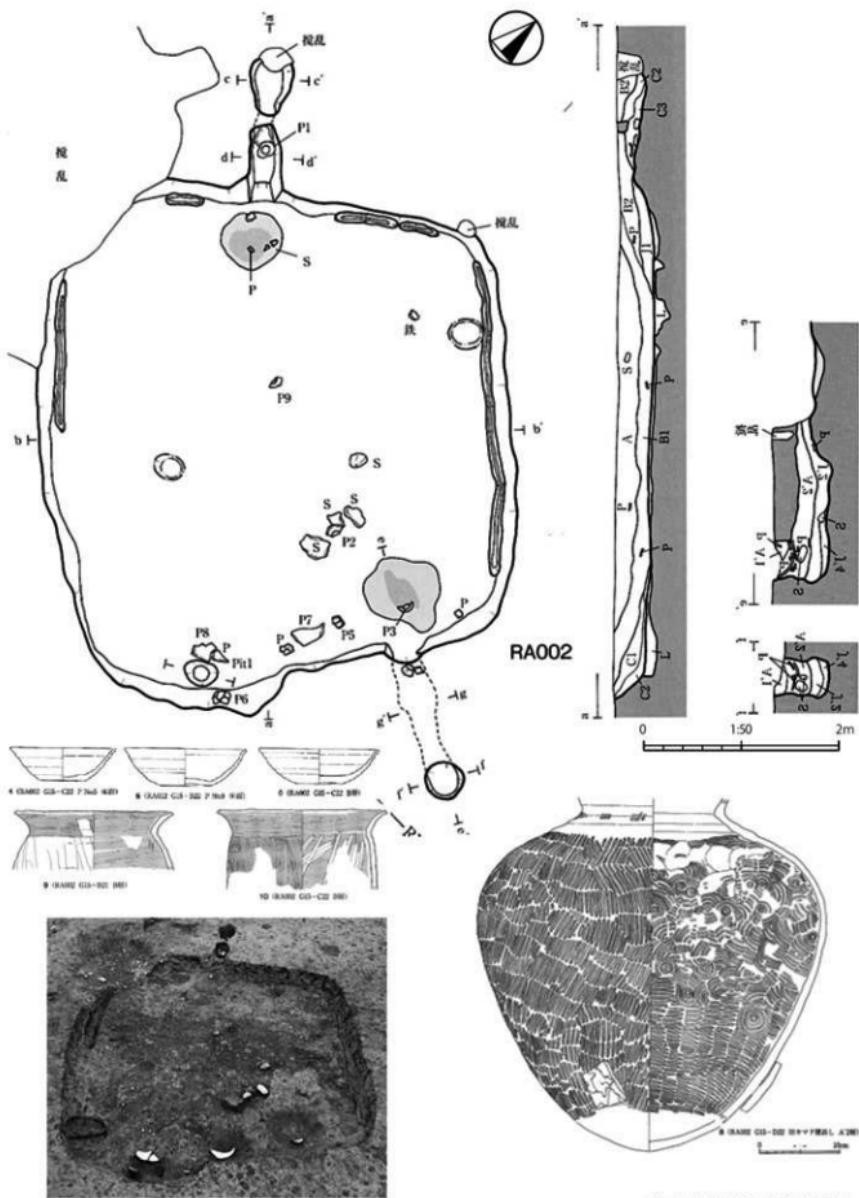
縦溝2断面(南から)

岩手県文化振興事業団 2014『二又遺跡第11・12次発掘調査報告書』第623集

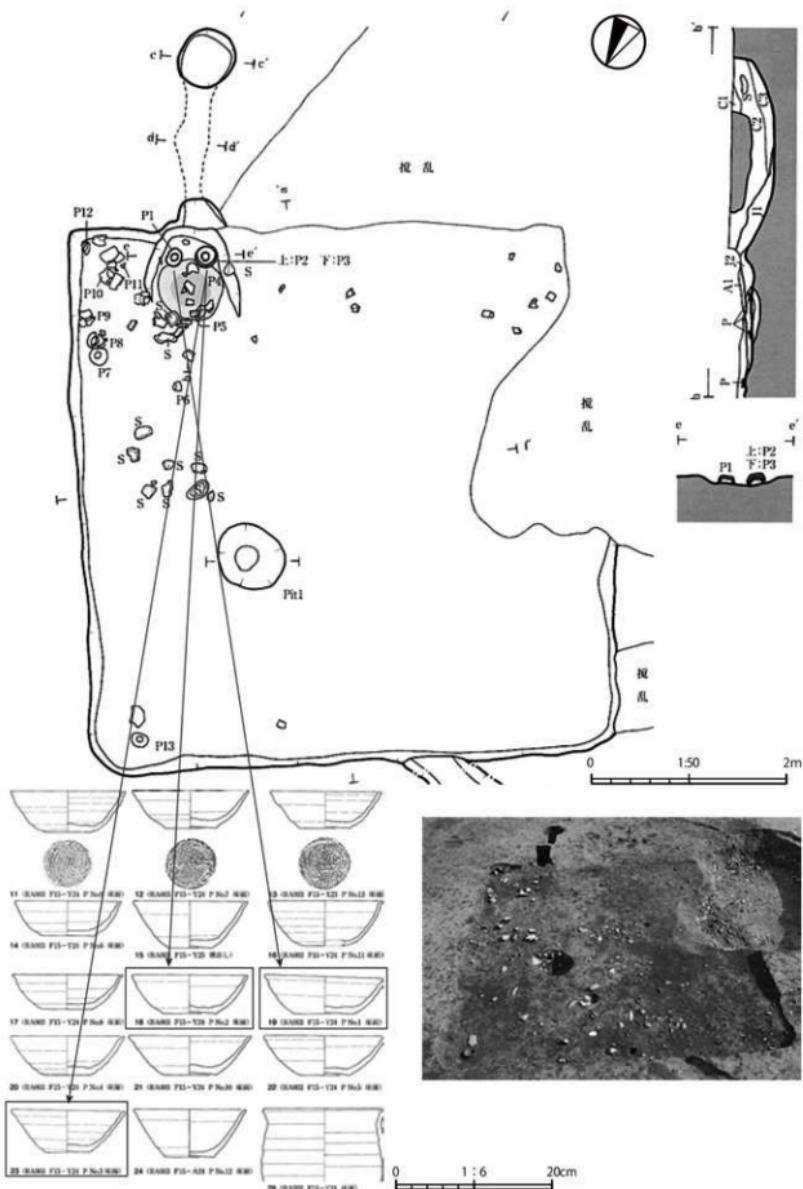
第3図 二又遺跡 RA003 縦穴建物跡



第4図 二又遺跡 第15次 RA028 竪穴建物跡

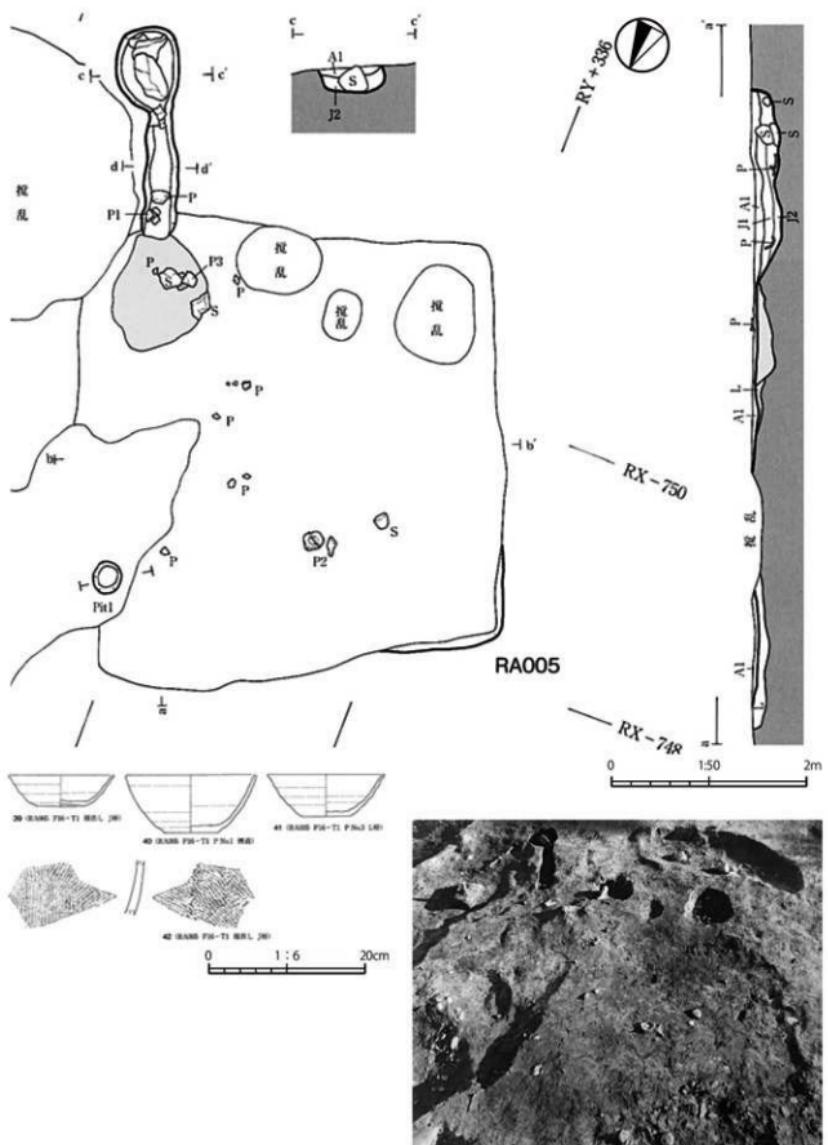


盛岡市教委 2011「館野前遺跡」
第5図 館野前遺跡 第1次 RA002 積穴建物跡



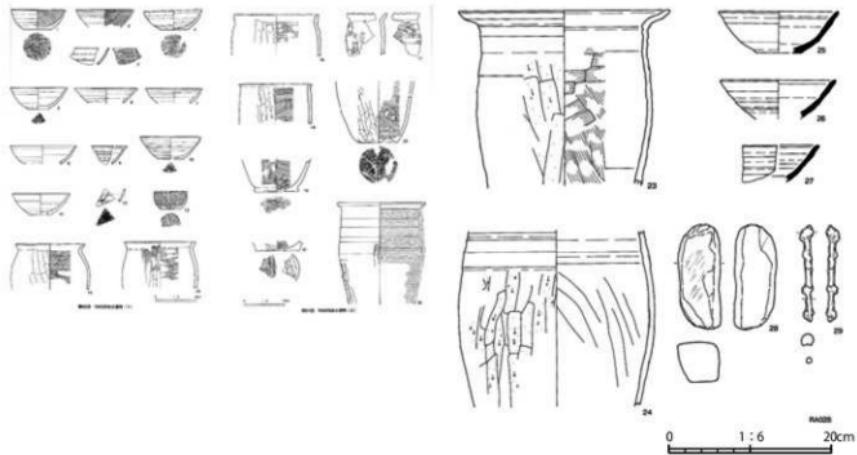
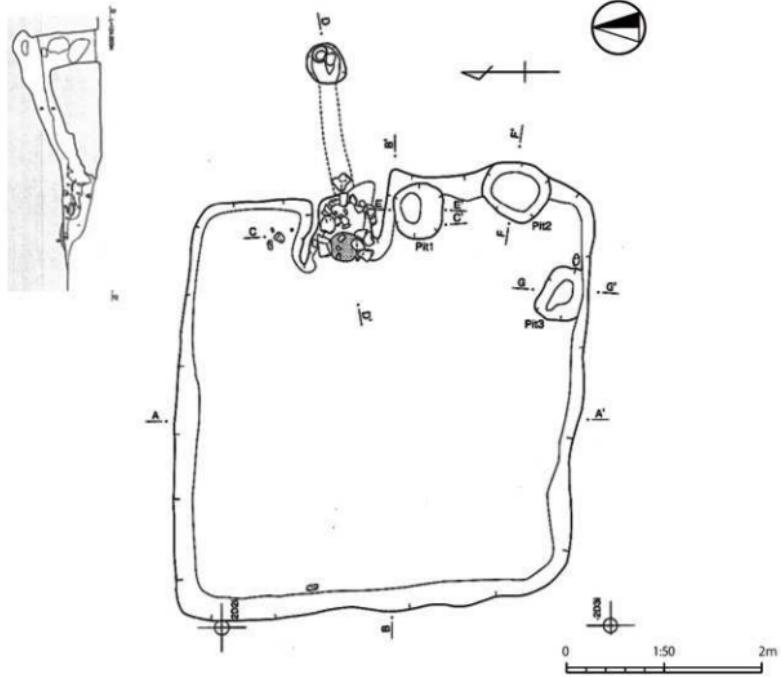
盛岡市教委 2011「館野前遺跡」

第6図 館野前遺跡 第1次 RA003 穫穴建物跡



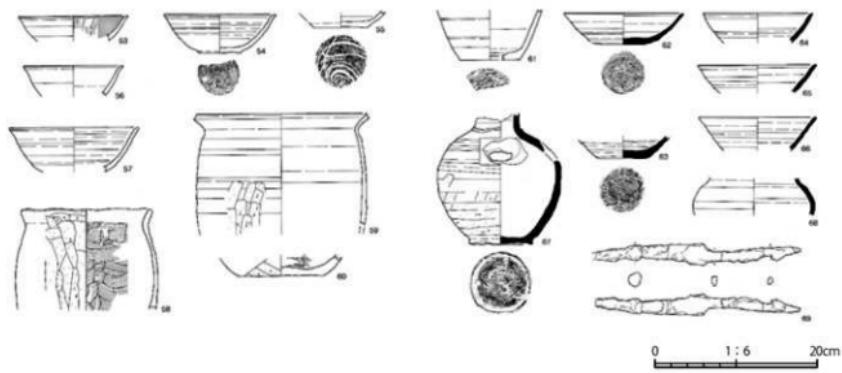
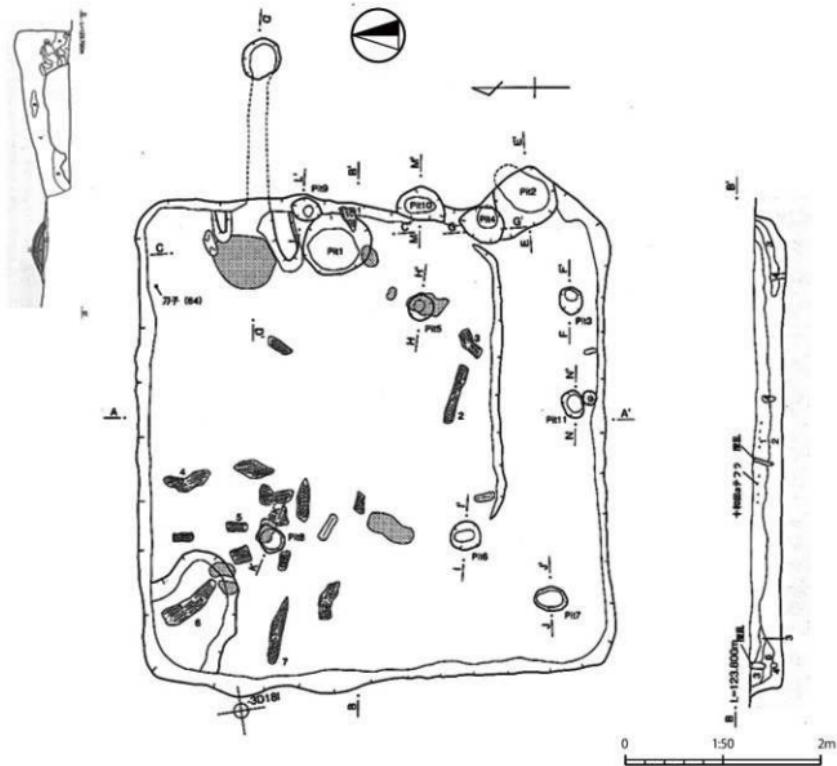
盛岡市教委 2011 「館野前遺跡」

第7図 館野前遺跡 第1次 RA005 竪穴建物跡



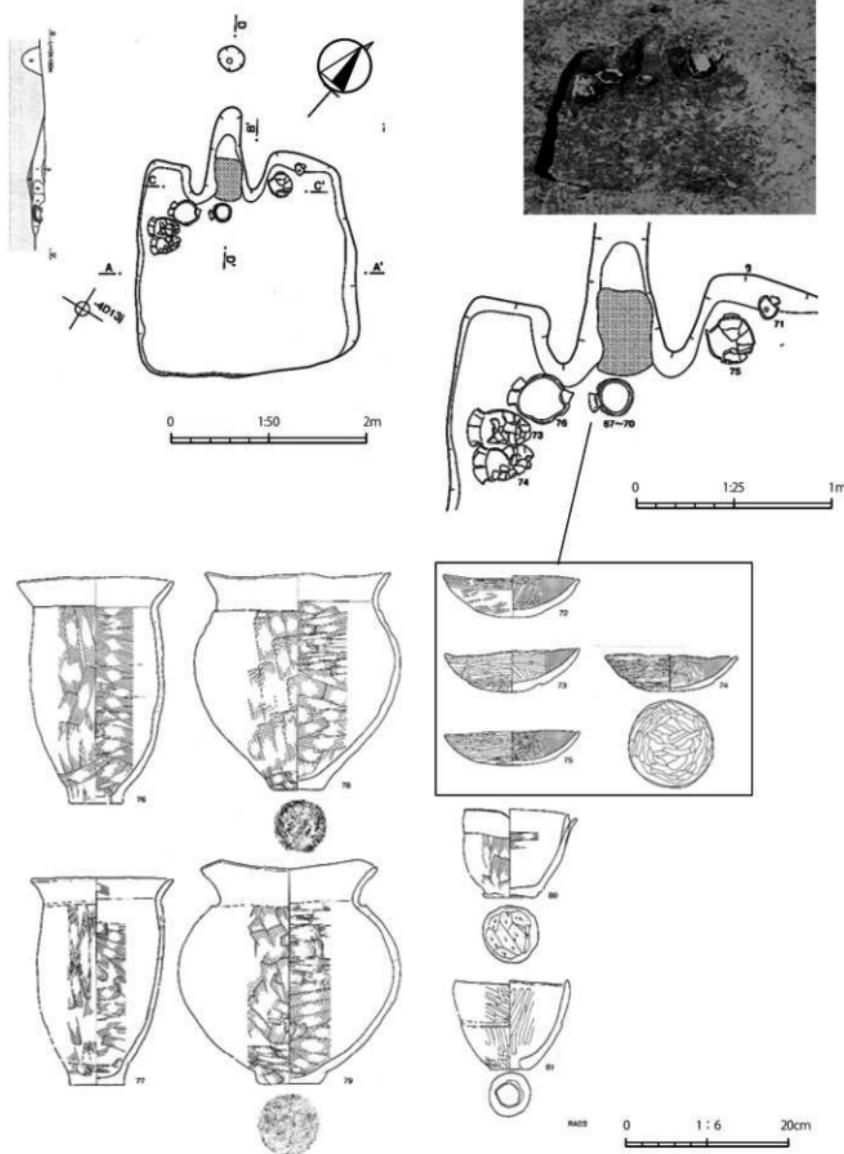
岩手県文化振興事業団 2008『飯岡才川遺跡第12次発掘調査報告書』第515集

第8図 飯岡才川遺跡 RA028 竪穴建物跡



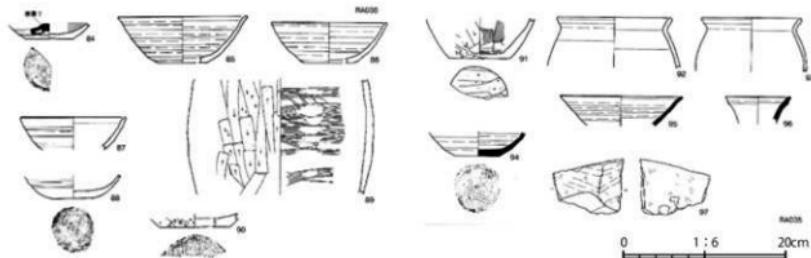
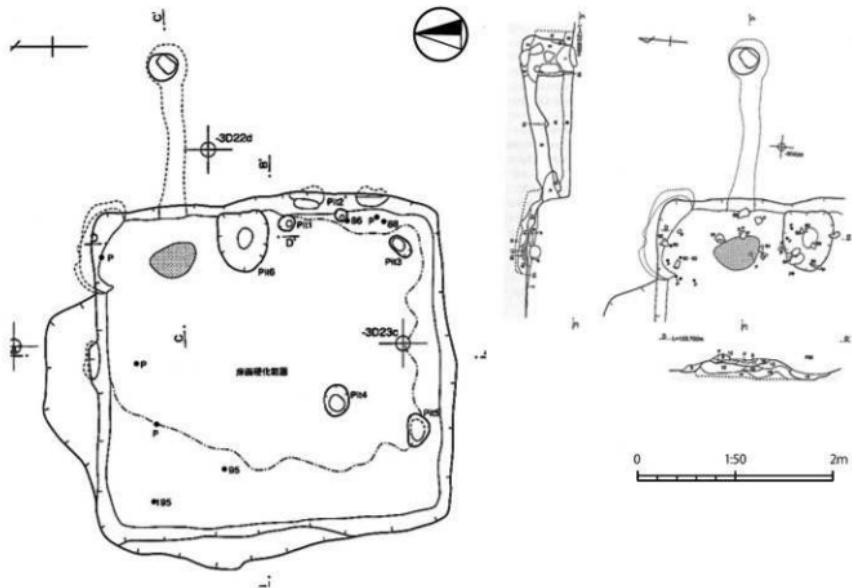
岩手県文化振興事業団 2008『飯岡才川遺跡第12次発掘調査報告書』第515集

第9図 飯岡才川遺跡 RA031 竪穴建物跡



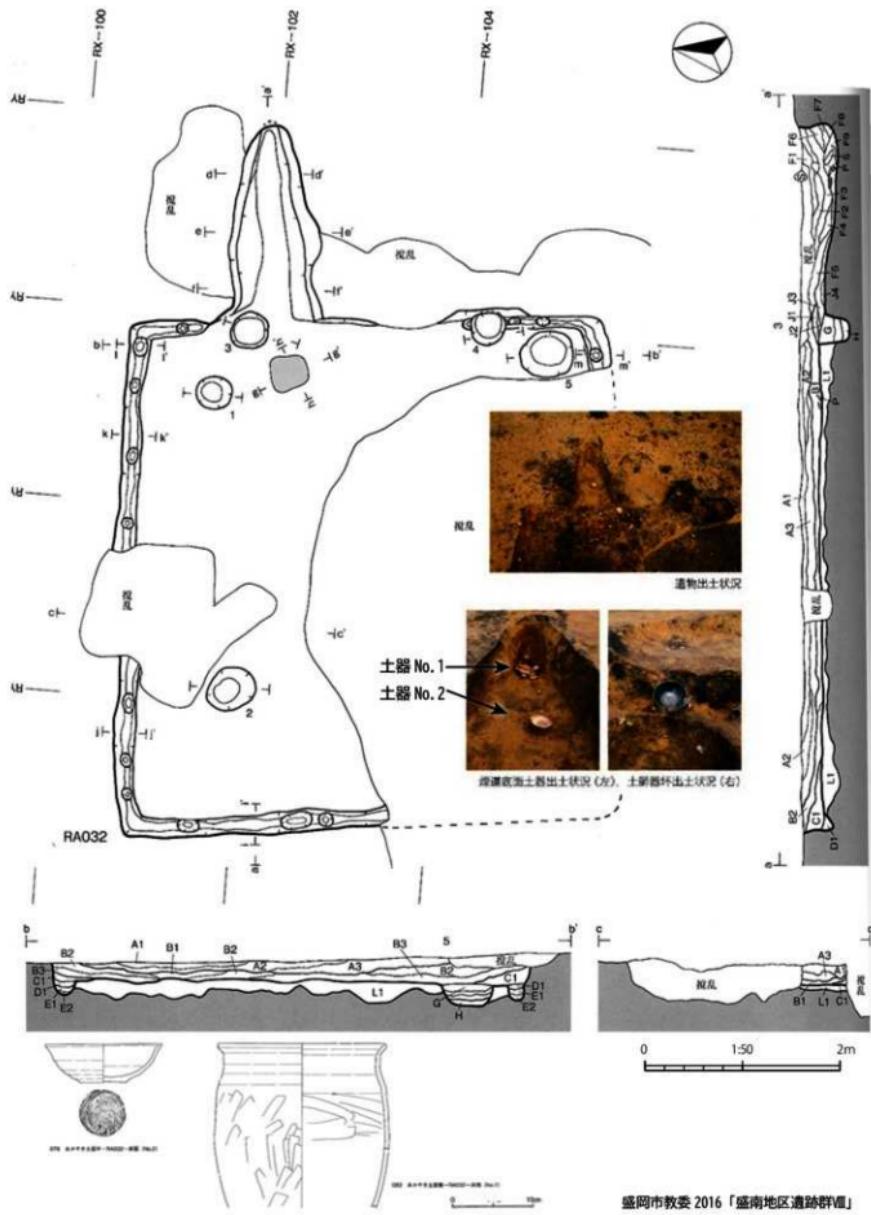
岩手県文化振興事業団 2008『飯岡才川遺跡第12次発掘調査報告書』第515集

第10図 飯岡才川遺跡 RA033 積穴建物跡

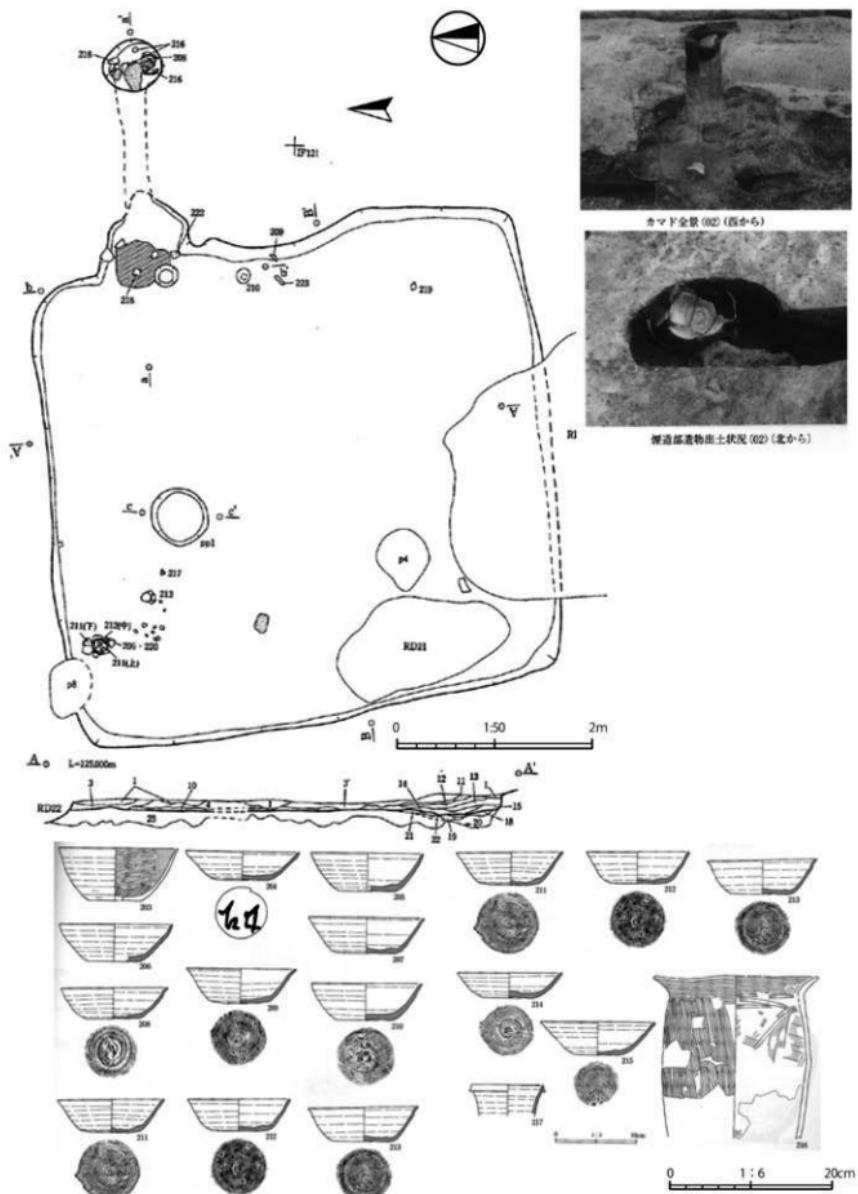


岩手県文化振興事業団 2008『飯岡才川遺跡第12次発掘調査報告書』第515集

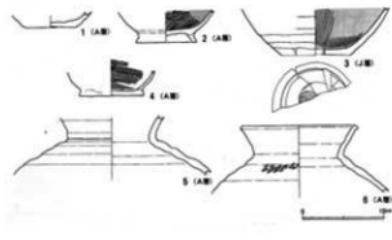
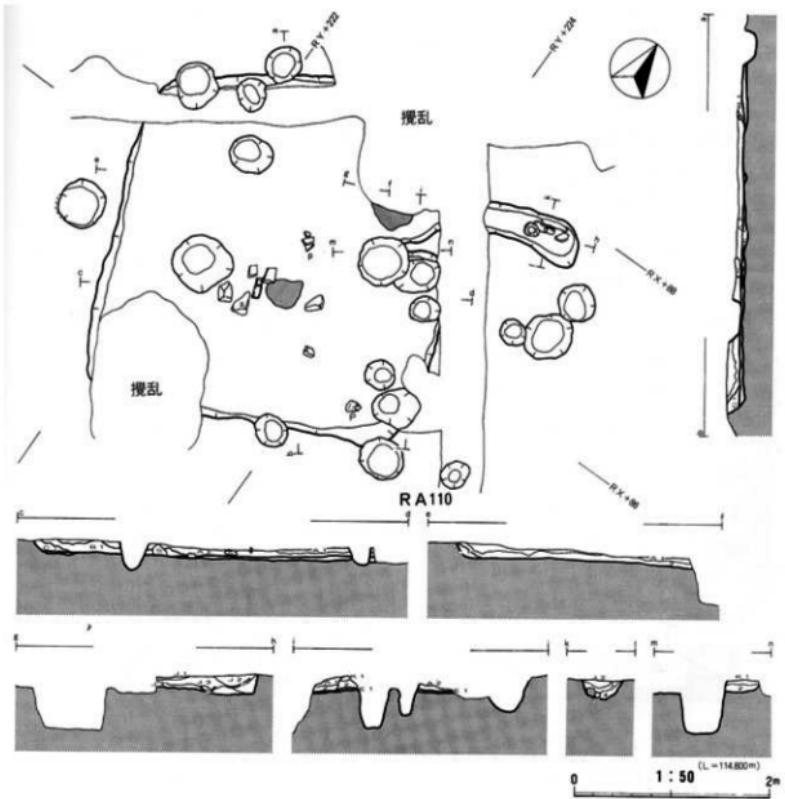
第11図 飯岡才川遺跡 RA035 竪穴建物跡



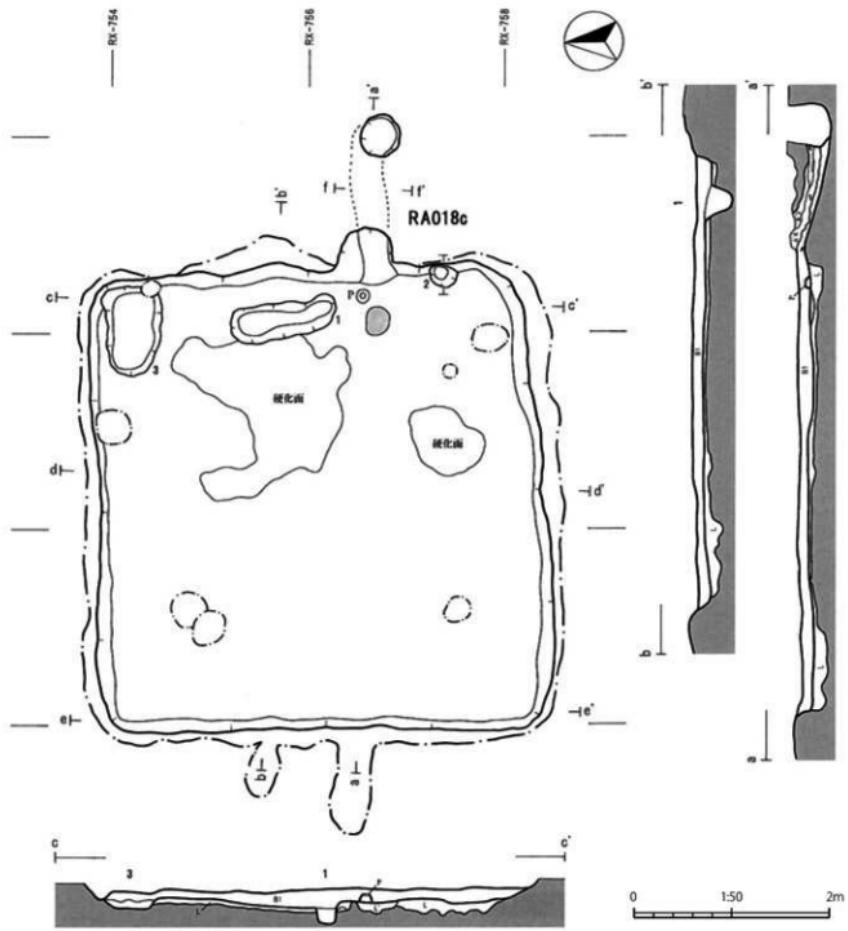
第12図 飯岡沢田遺跡 第13次 RA032 竪穴建物跡



岩手県文化振興事業団 2004『飯岡林崎II遺跡発掘調査報告書(第1・3次調査)』第427集
第13図 飯岡林崎II遺跡 RA28 窓穴建物跡

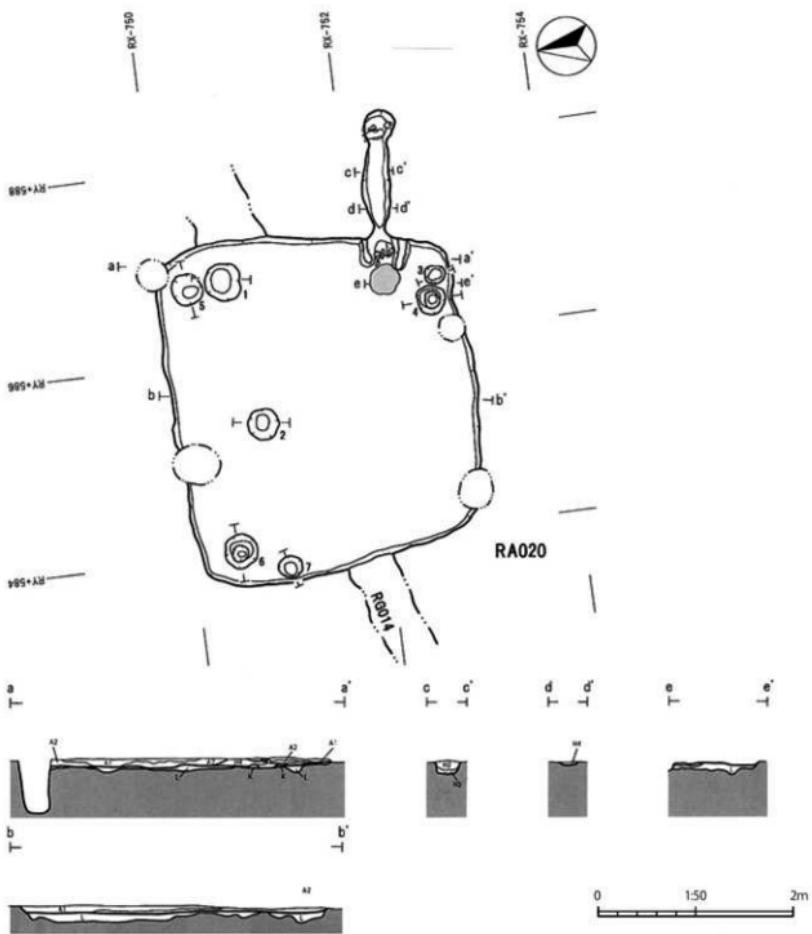


第14図 百目木遺跡 第12次 RA110 穴穴建物跡



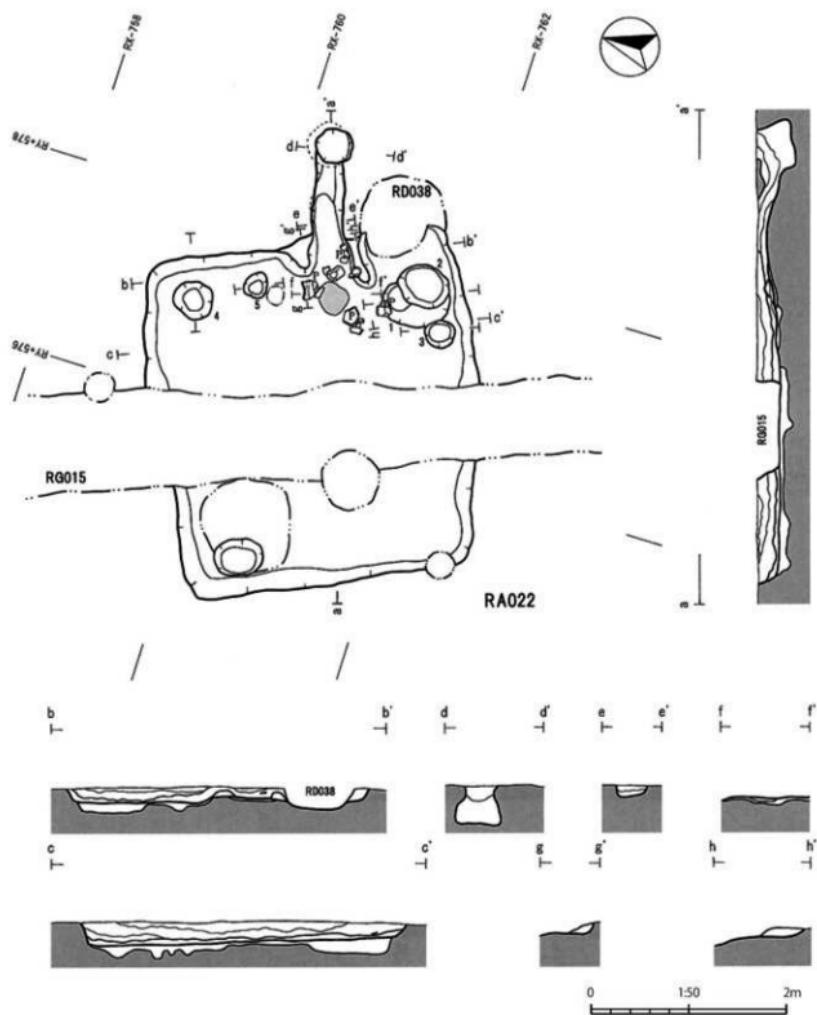
盛岡市教委 2021 「大島遺跡」

第15図 大島遺跡 RA018c 竪穴建物跡



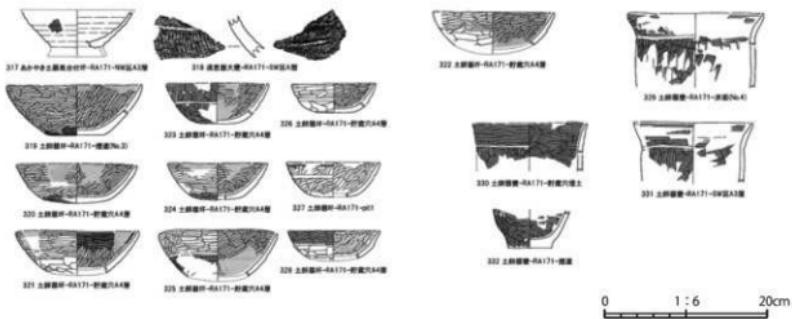
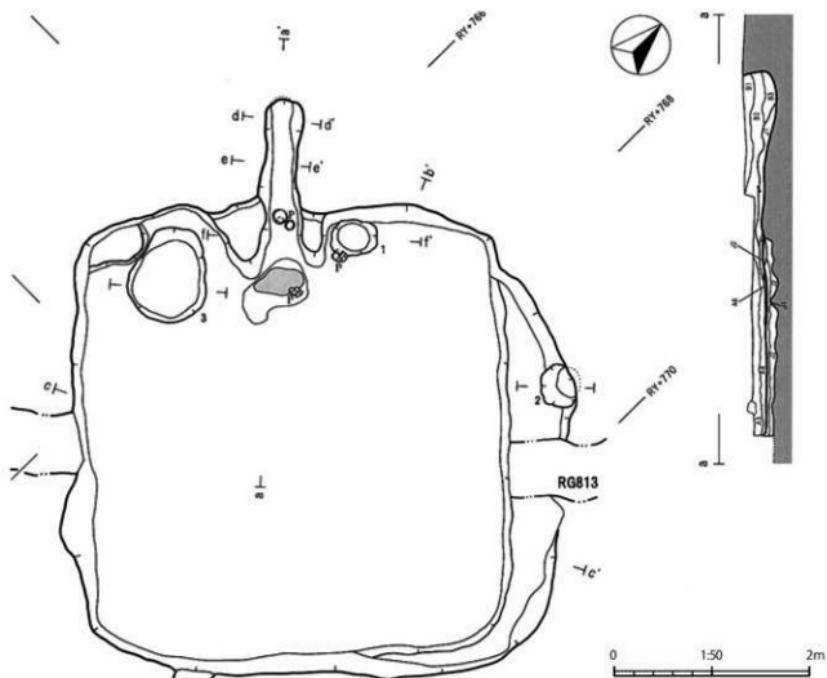
盛岡市教委 2021 「大島遺跡」

第 16 図 大島遺跡 RA020 竪穴建物跡



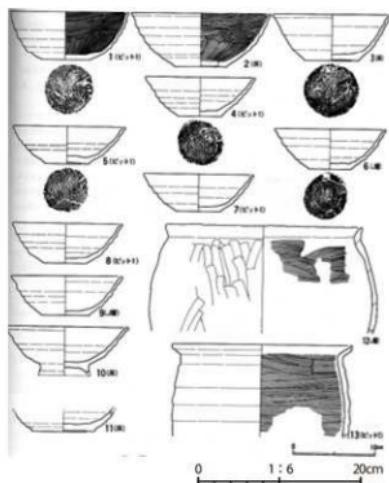
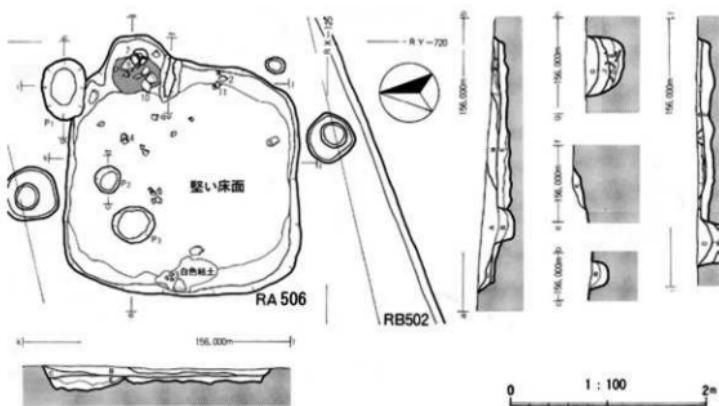
盛岡市教委 2021「大島遺跡」

第 17 図 大島遺跡 RA022 竪穴建物跡



盛岡市教委 2021 「大島遺跡」

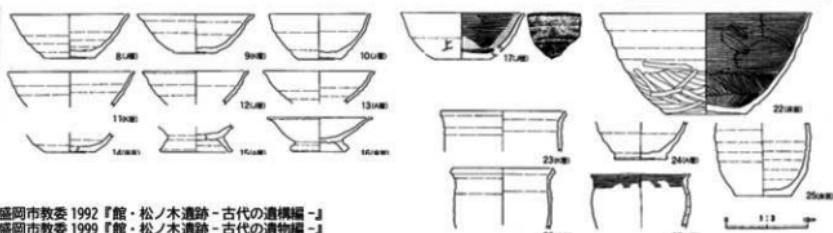
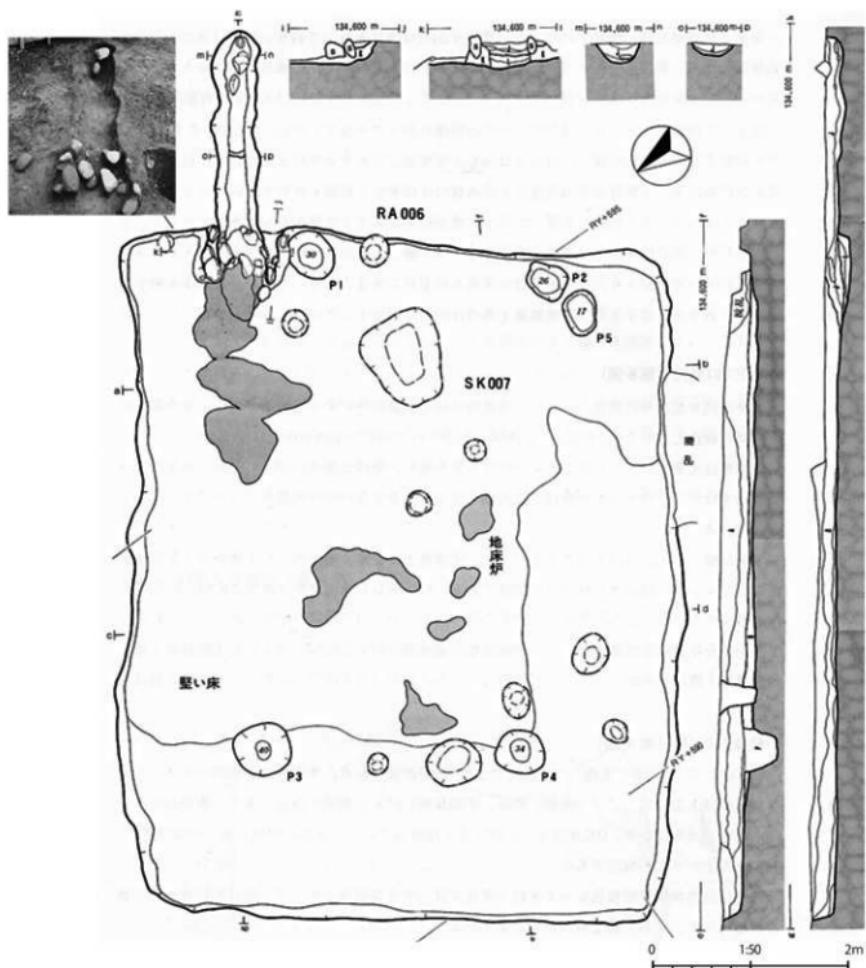
第 18 図 大島遺跡 RA171 穫穴建物跡



カマド近景

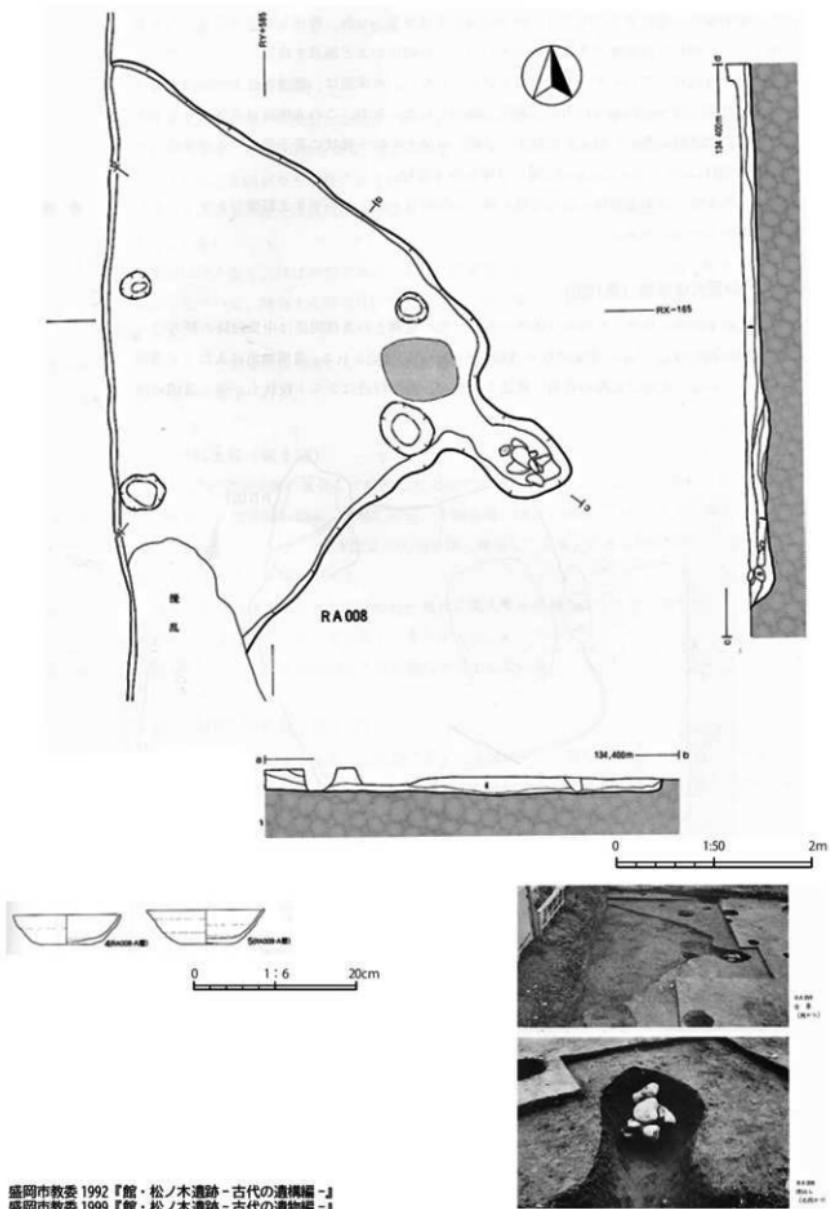
盛岡市教委 1989『上平遺跡群 猪去館遺跡・昭和 63 年度調査概報』

第 19 図 猪去館遺跡 RA506 竪穴建物跡



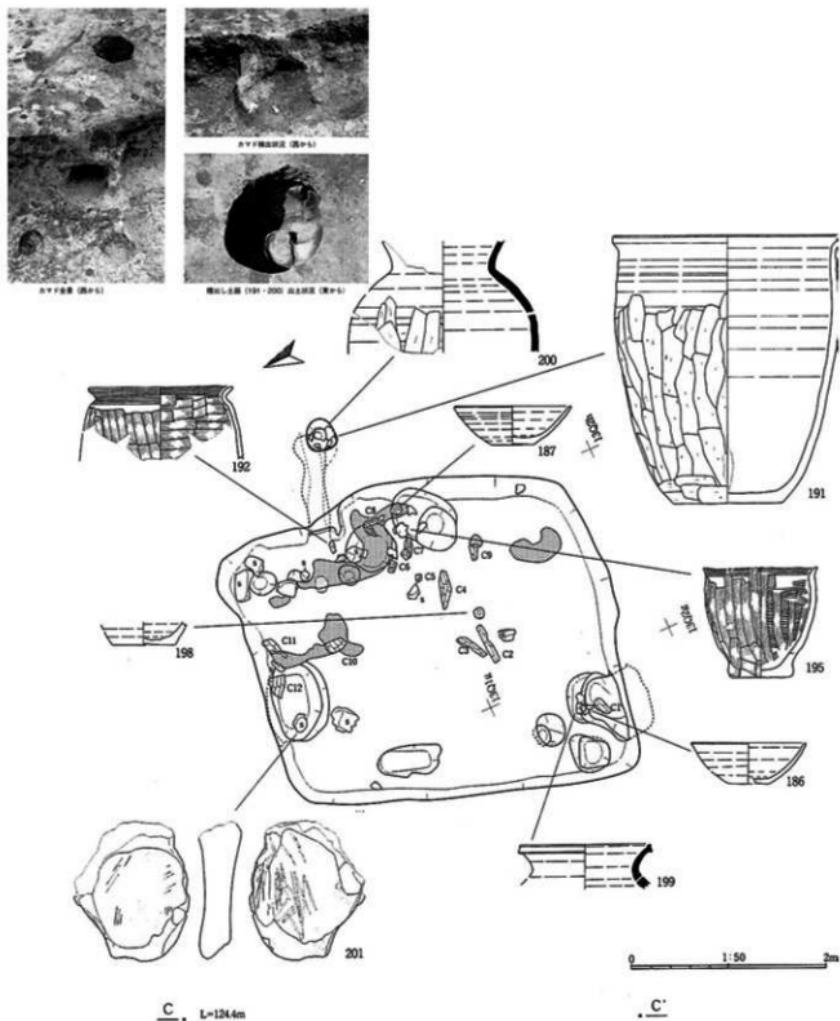
盛岡市教委 1992『館・松ノ木遺跡 - 古代の遺構編 -』
盛岡市教委 1999『館・松ノ木遺跡 - 古代の遺物編 -』

第20図 館・松ノ木遺跡 第1次 RA006 竪穴建物跡

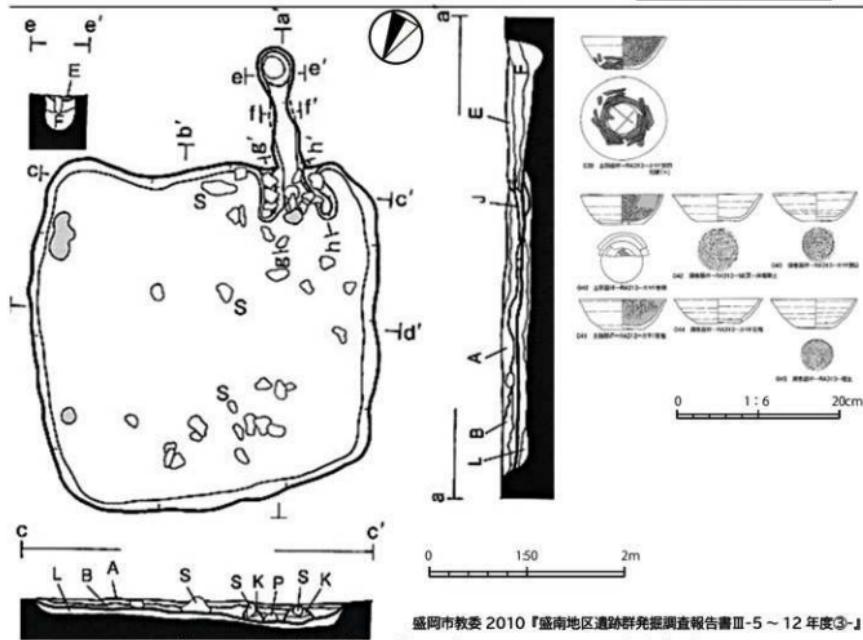
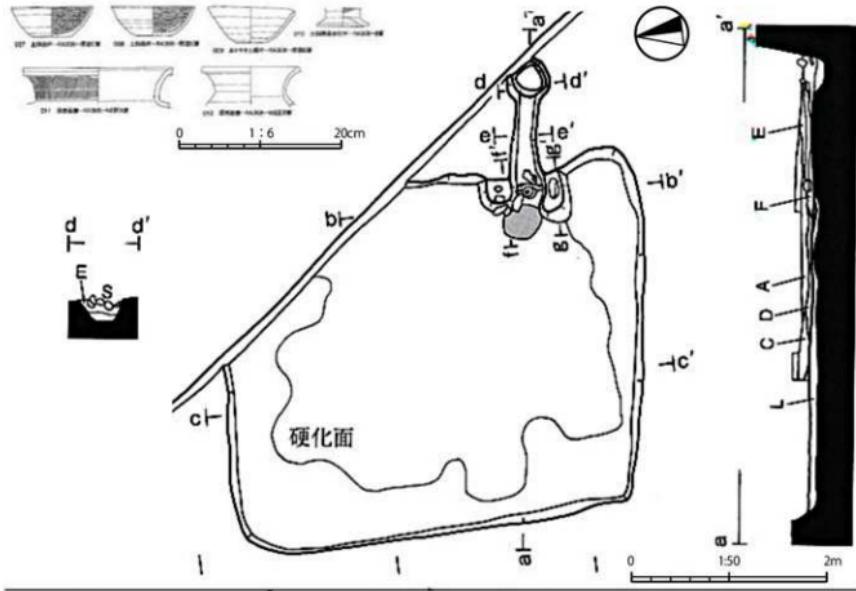


盛岡市教委 1992『館・松ノ木遺跡 - 古代の遺構編 -』
盛岡市教委 1999『館・松ノ木遺跡 - 古代の遺物編 -』

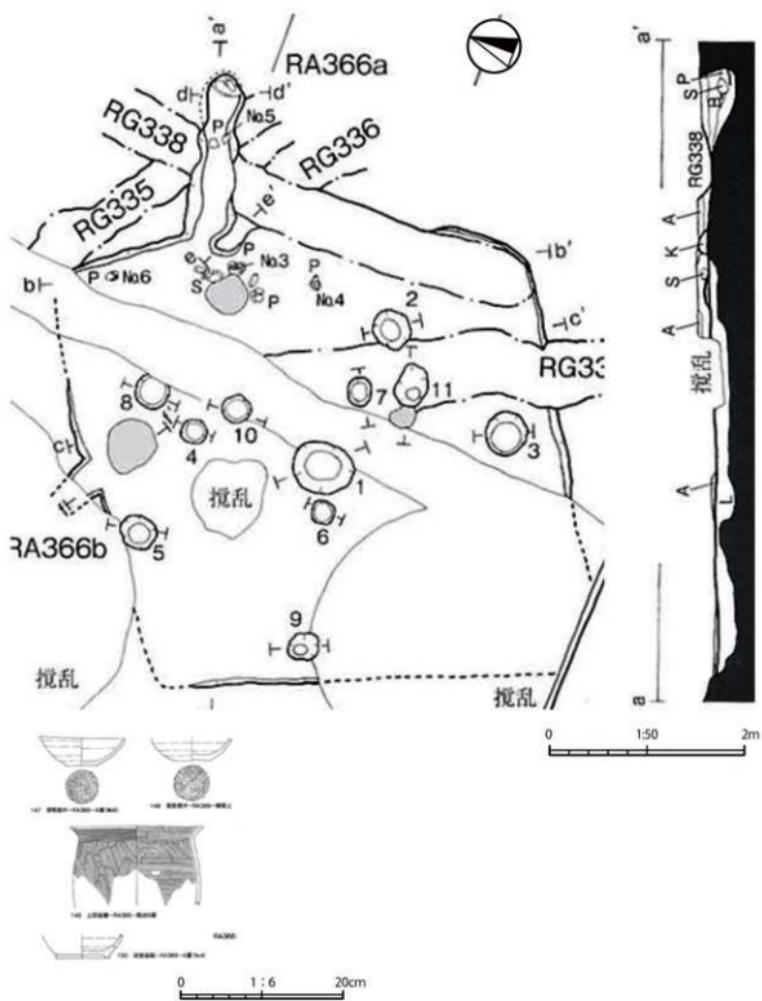
第21図 館・松ノ木遺跡 第1次 RA008 竪穴建物跡

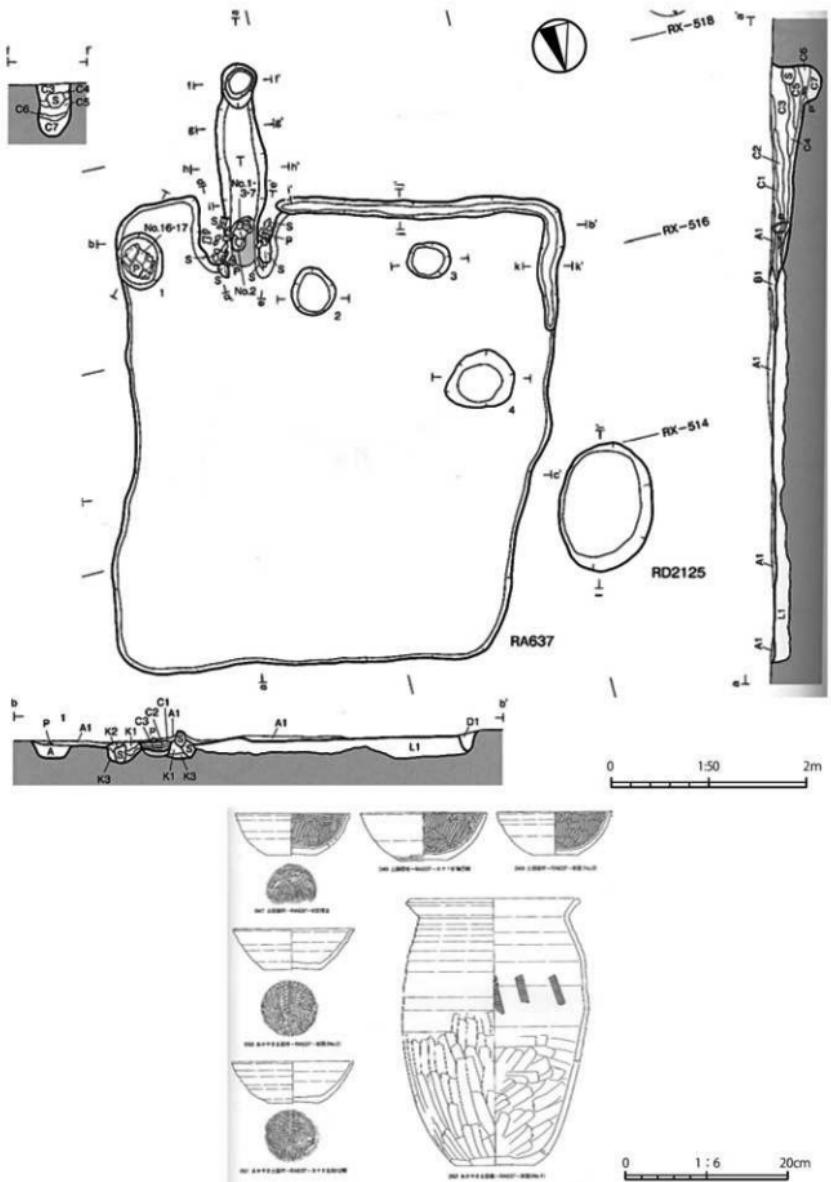


岩手県文化振興事業団 2012「矢盛遺跡第27次・野古遺跡第30次発掘調査報告書」第594集
第22図 野古A遺跡 第30次 RA097 竪穴建物跡

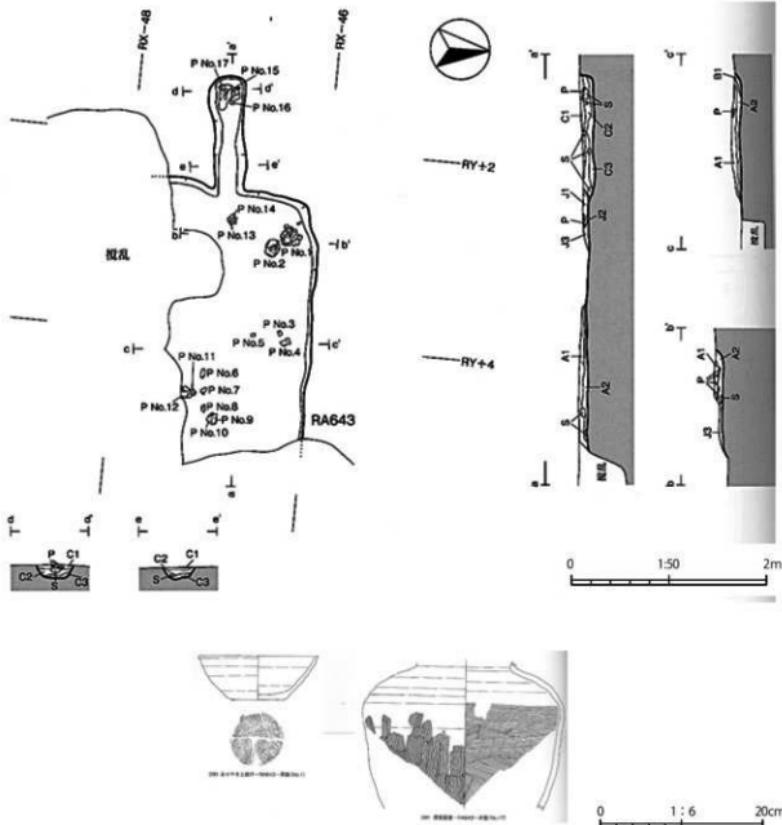


第23図 台太郎遺跡 第24次 RA308・313 竪穴建物跡



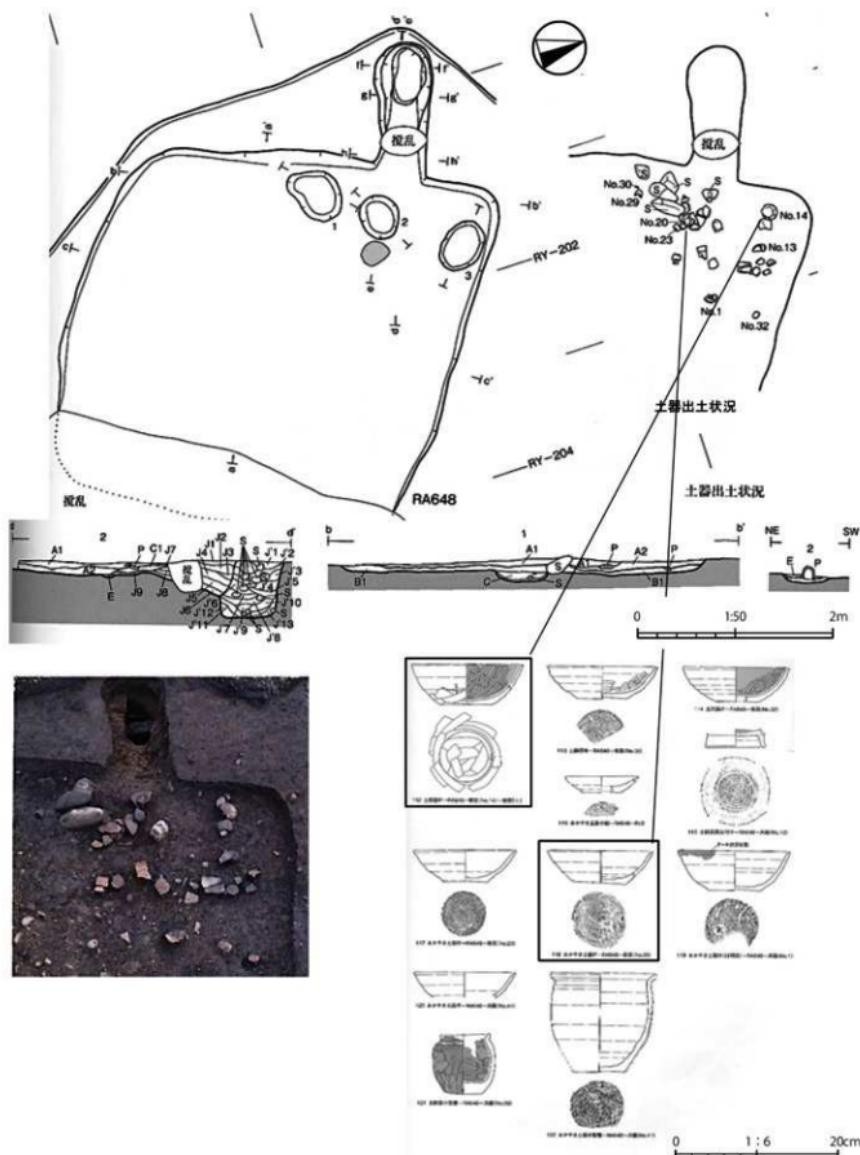


盛岡市教委 2015「盛南地区遺跡群発掘調査報告書VII-19 ~ 21 年度 -J
第25図 台太郎遺跡 RA637 穫穴建物跡



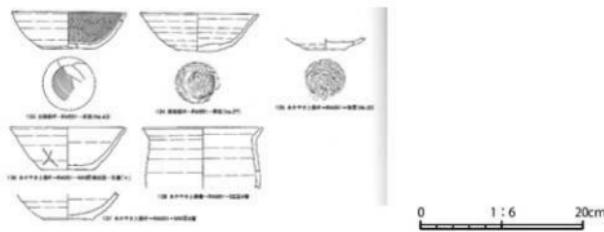
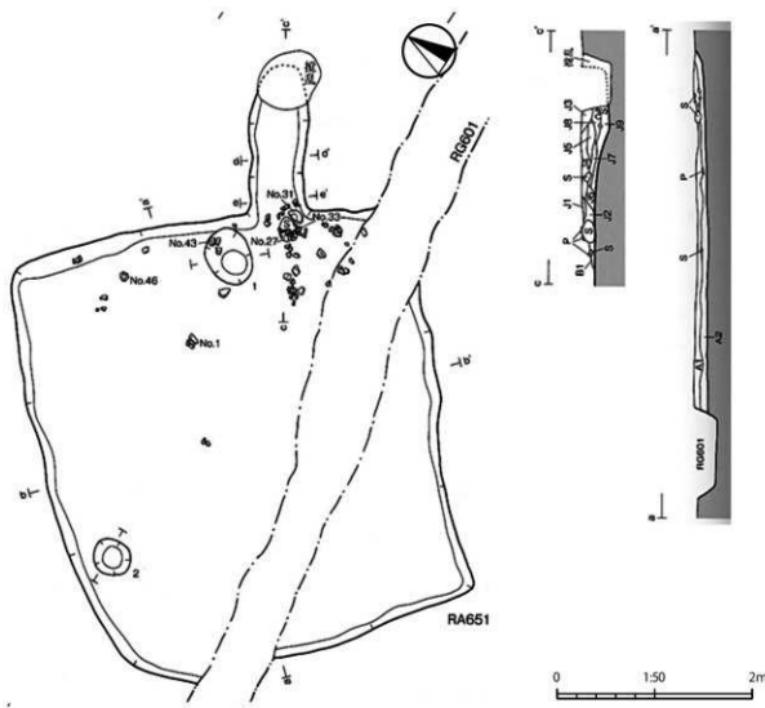
盛岡市教委 2015「盛南地区遺跡群発掘調査報告書VII-19 ~ 21年度」

第26図 台太郎遺跡 RA643 積穴建物跡



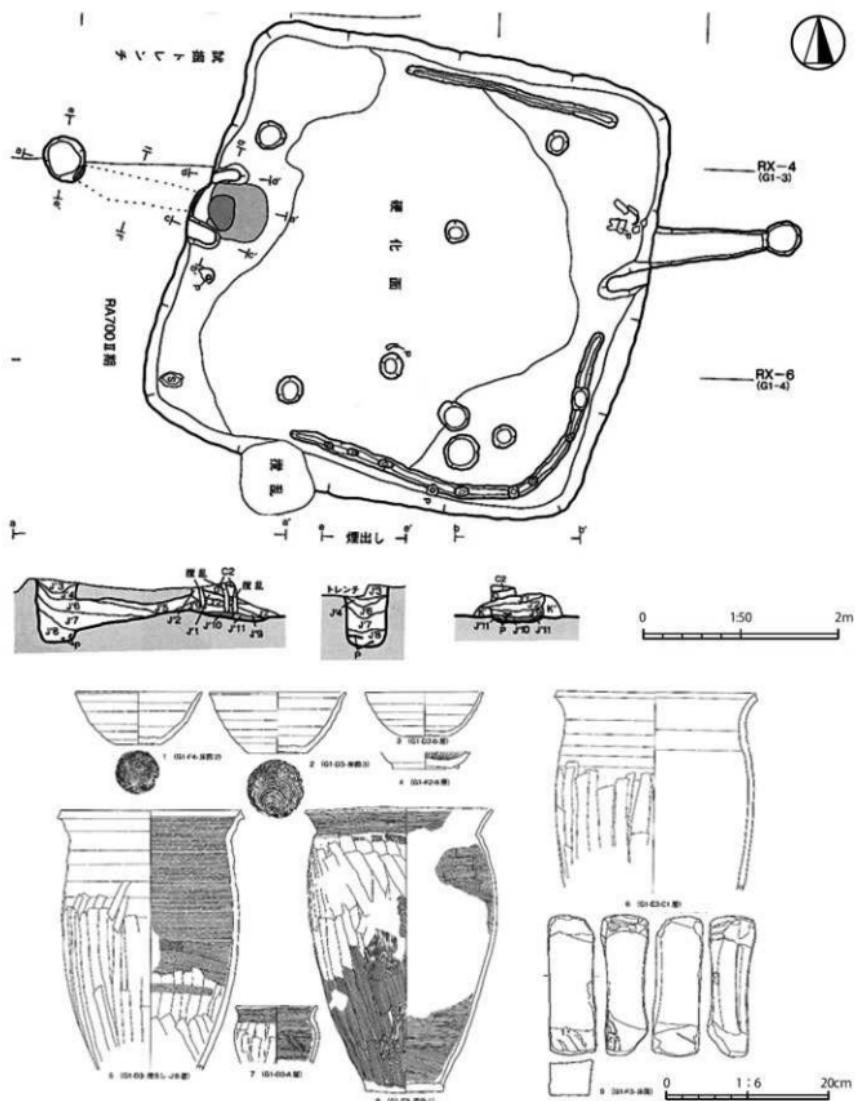
盛岡市教委 2015「盛南地区遺跡群発掘調査報告書VII-19 ~ 21年度」

第27図 台太郎遺跡 RA648 竪穴建物跡



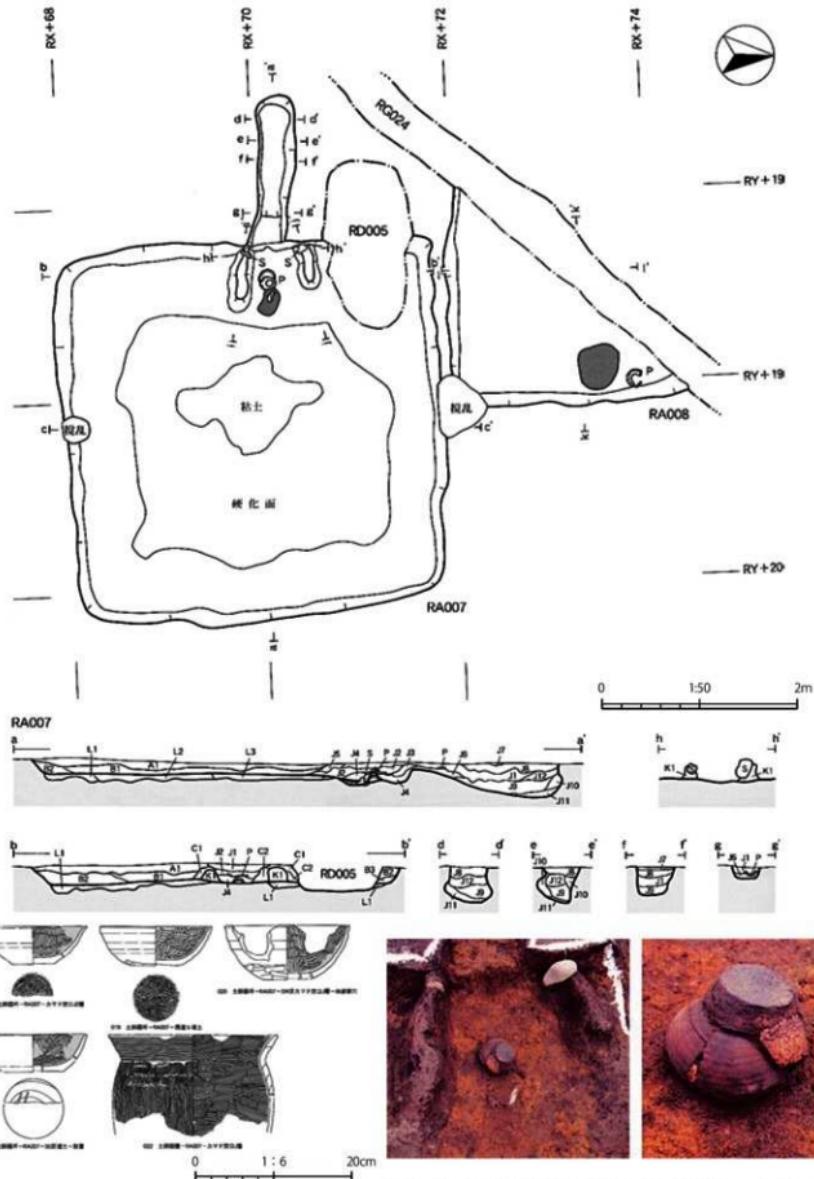
盛岡市教委 2015「盛南地区遺跡群発掘調査報告書VII-19 ~ 21年度」

第28図 台太郎遺跡 RA651 竪穴建物跡



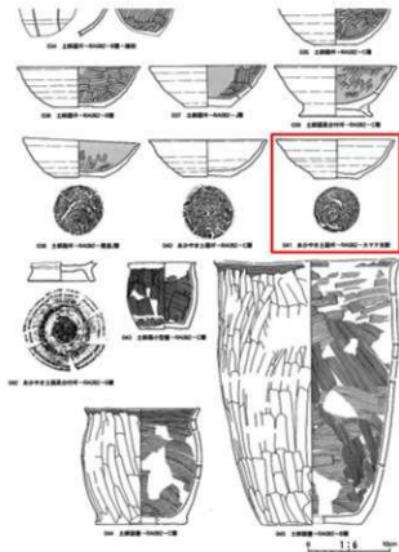
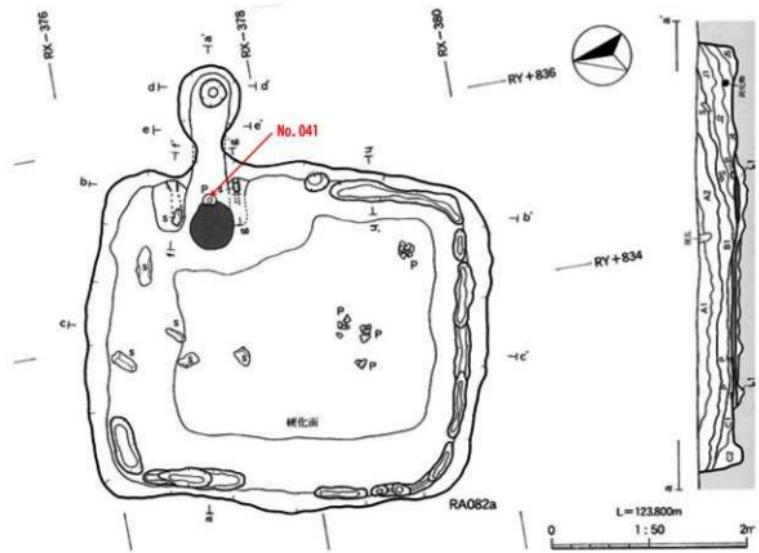
盛岡市教委 2015『台太郎遺跡 -「フローラルアベニュー向中野2丁目」宅地造成に伴う緊急発掘調査報告書-』

第29図 台太郎遺跡 RA700-II 竪穴建物跡



盛岡市教委 2014『盛南地区遺跡群発掘調査報告書 V-13 ~ 18年度②』

第30図 宮沢遺跡 第9次 RA007 壴穴建物跡



第31図 本宮熊堂B遺跡 第23次 RA082a 穹穴建物跡

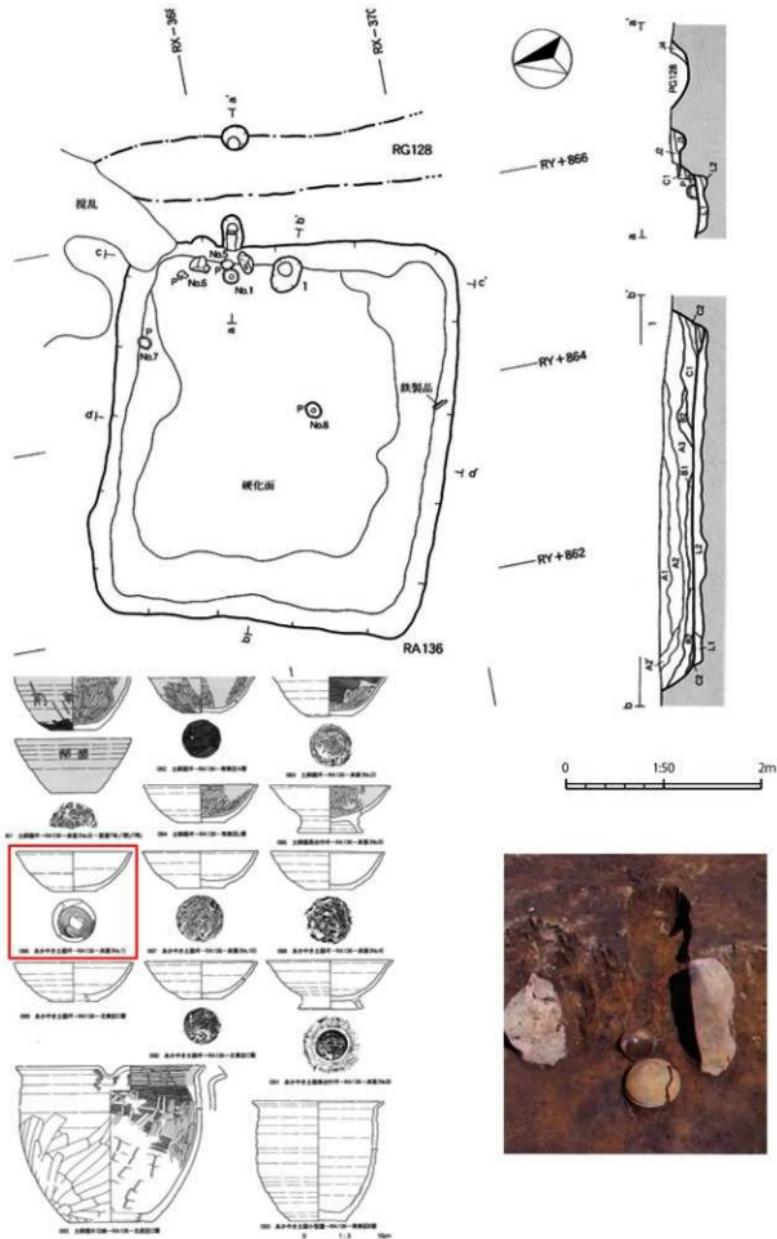


RA131 穫穴住居跡（西から）(左), カマド(右)



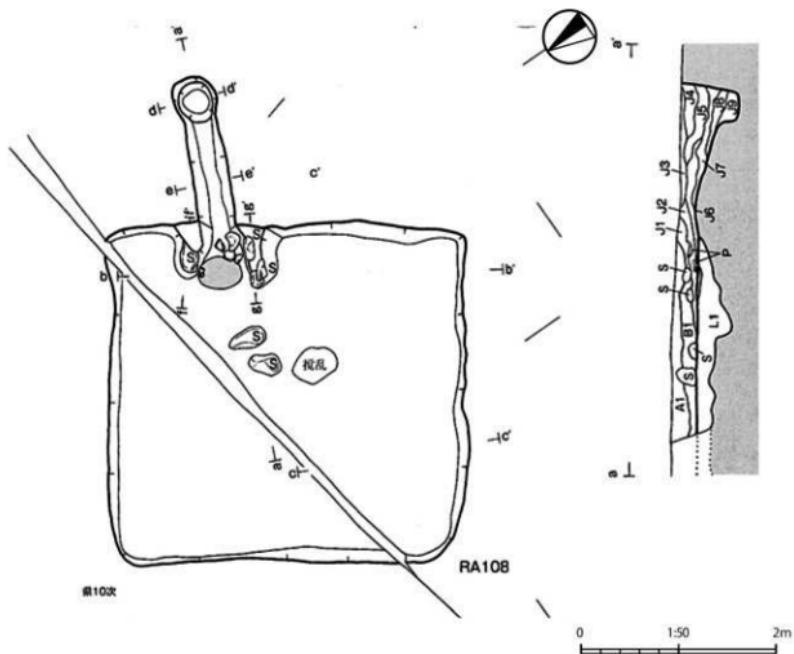
RA136 穫穴住居跡（北から）(左), カマド(右)

第32図 本宮熊堂B遺跡 第28次 RA133・136 穫穴建物跡



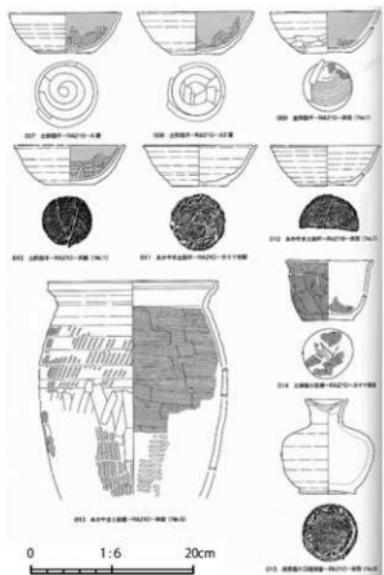
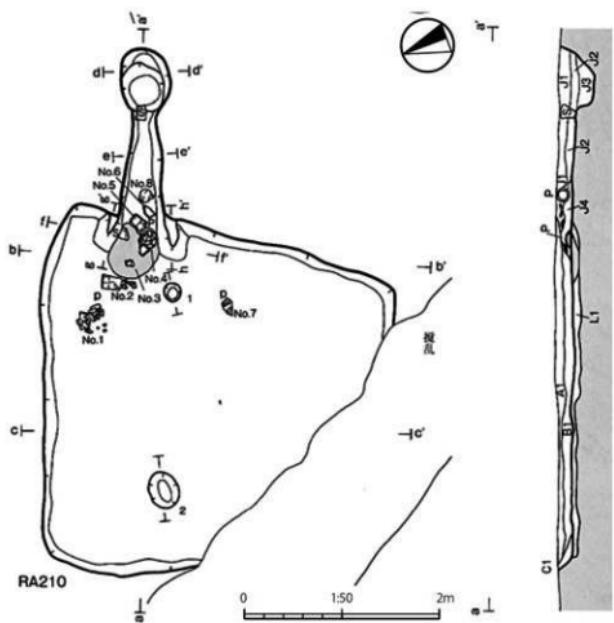
第14図 本宮熊堂B遺跡 第28次 RA136 出土土器

第33図 本宮熊堂B遺跡 第28次 RA136 壴穴建物跡



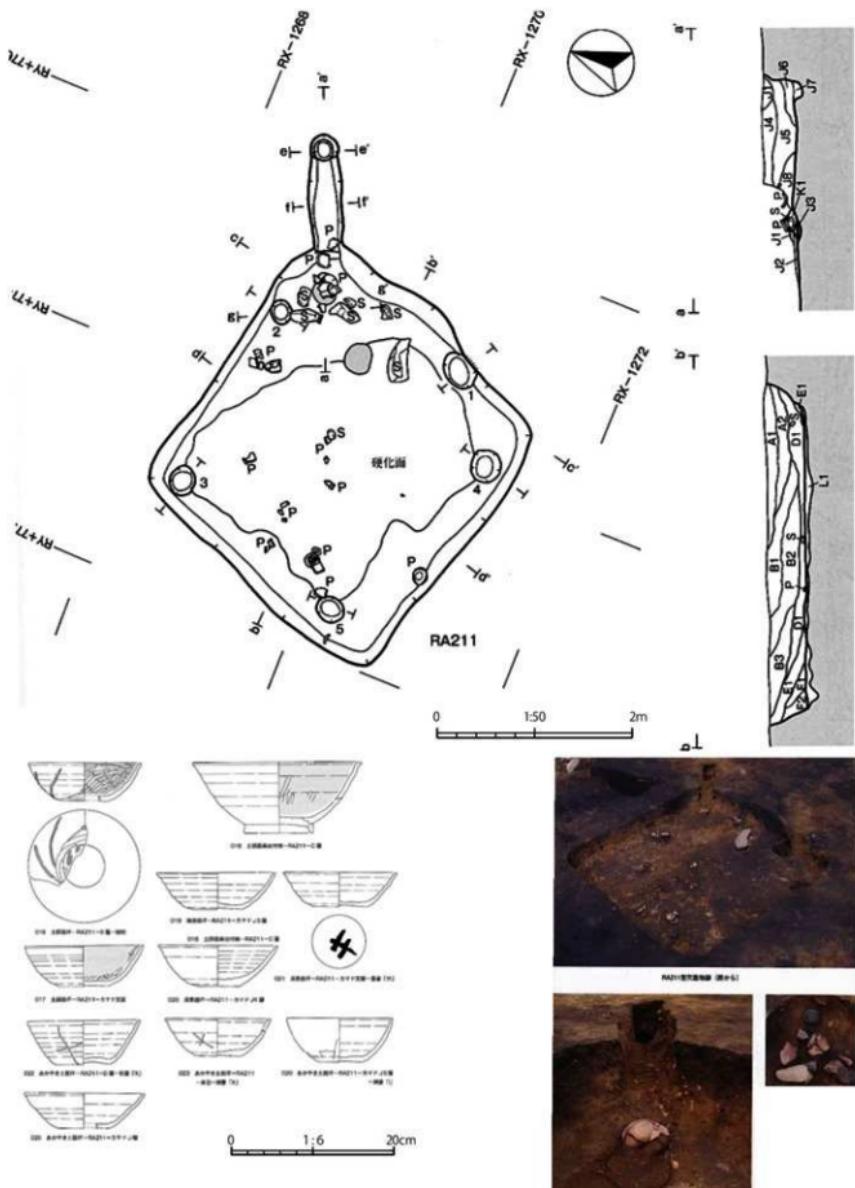
盛岡市教委 2018『盛南地区遺跡群発掘調査報告書X-20 ~ 26年度』

第34図 細谷地遺跡 RA108 竖穴建物跡



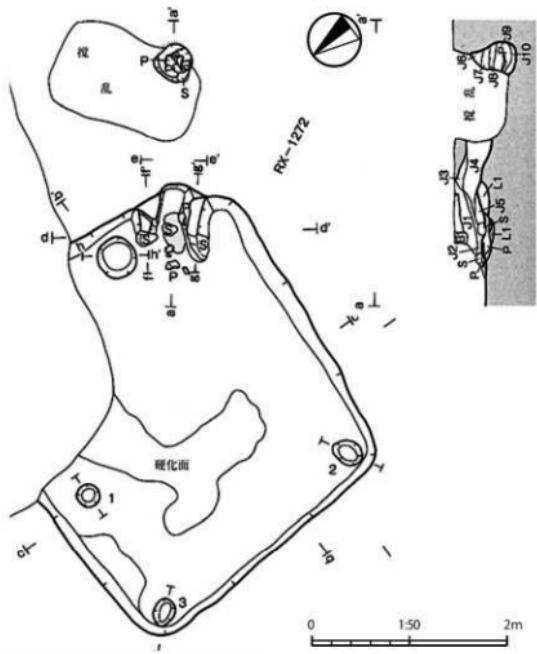
盛岡市教委 2018『盛南地区遺跡群発掘調査報告書X-20～26年度』

第35図 細谷地遺跡 RA210 竪穴建物跡

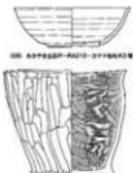


盛岡市教委 2018『盛岡地区遺跡群発掘調査報告書X-20 ~ 26年度 -』

第36図 細谷地遺跡 RA211 穫穴建物跡



RA212 穴穴建物跡 (表面から)



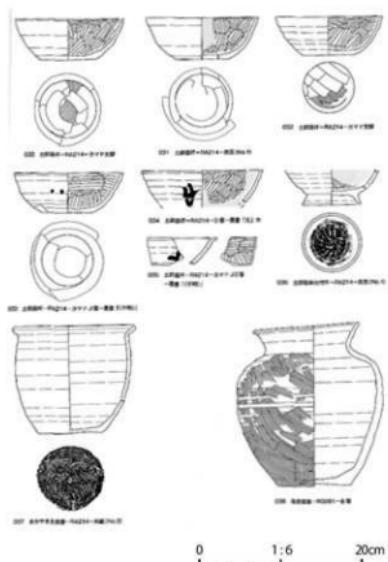
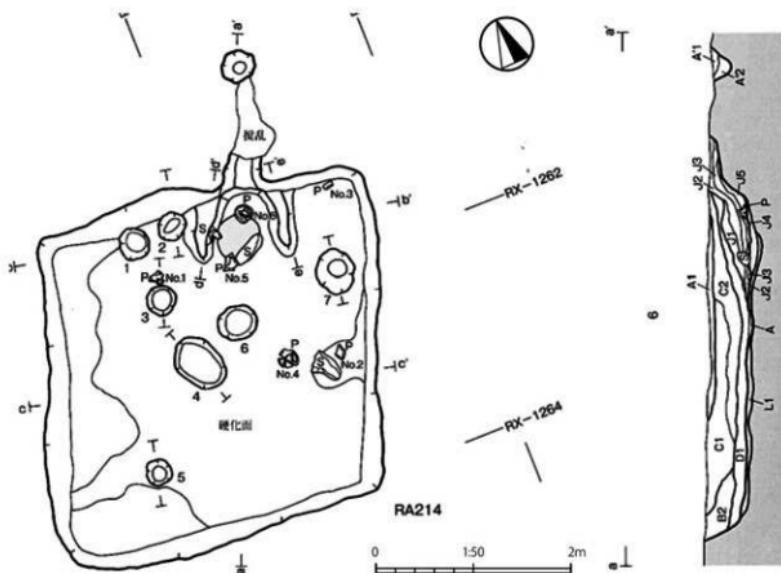
煙出部底面土器出土状況



煙出部底面土器出土状況

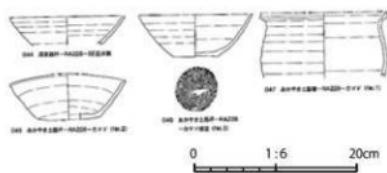
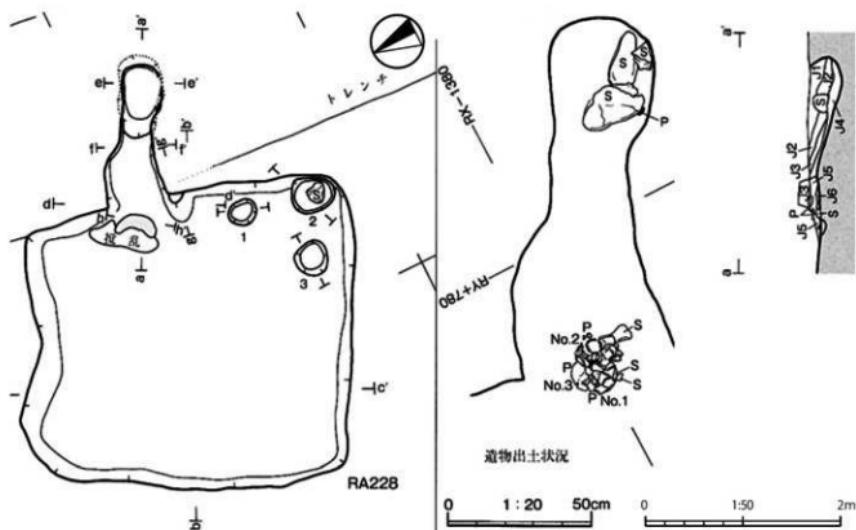
盛岡市教委 2018『盛岡地区遺跡群発掘調査報告書X-20～26年度』

第37図 細谷地遺跡 RA212 竪穴建物跡



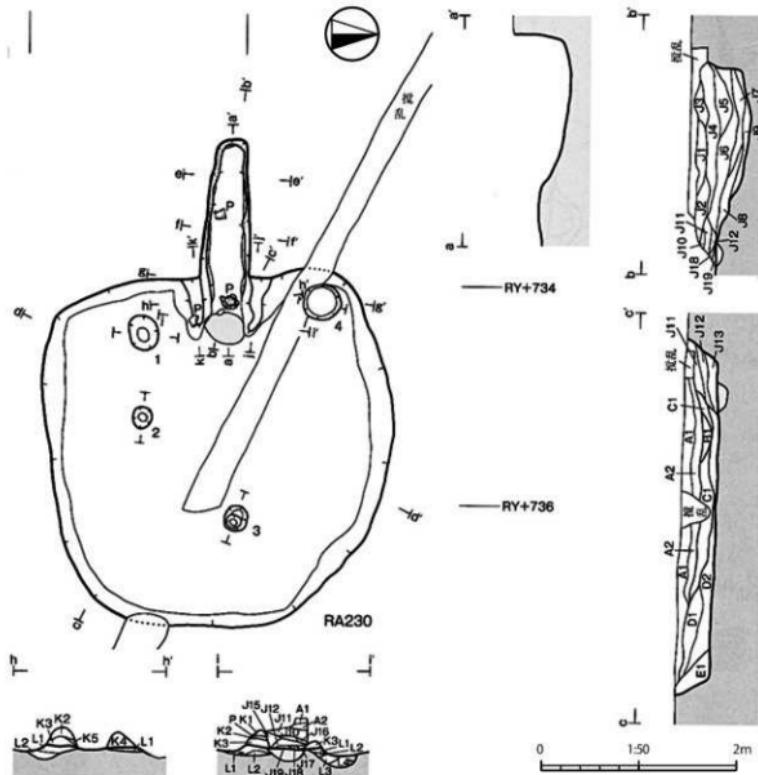
盛岡市教委 2018『盛南地区遺跡群発掘調査報告書X-20～26年度』

第38図 細谷地遺跡 RA214 竪穴建物跡



【図】RA228竪穴建物跡（北西か-6）



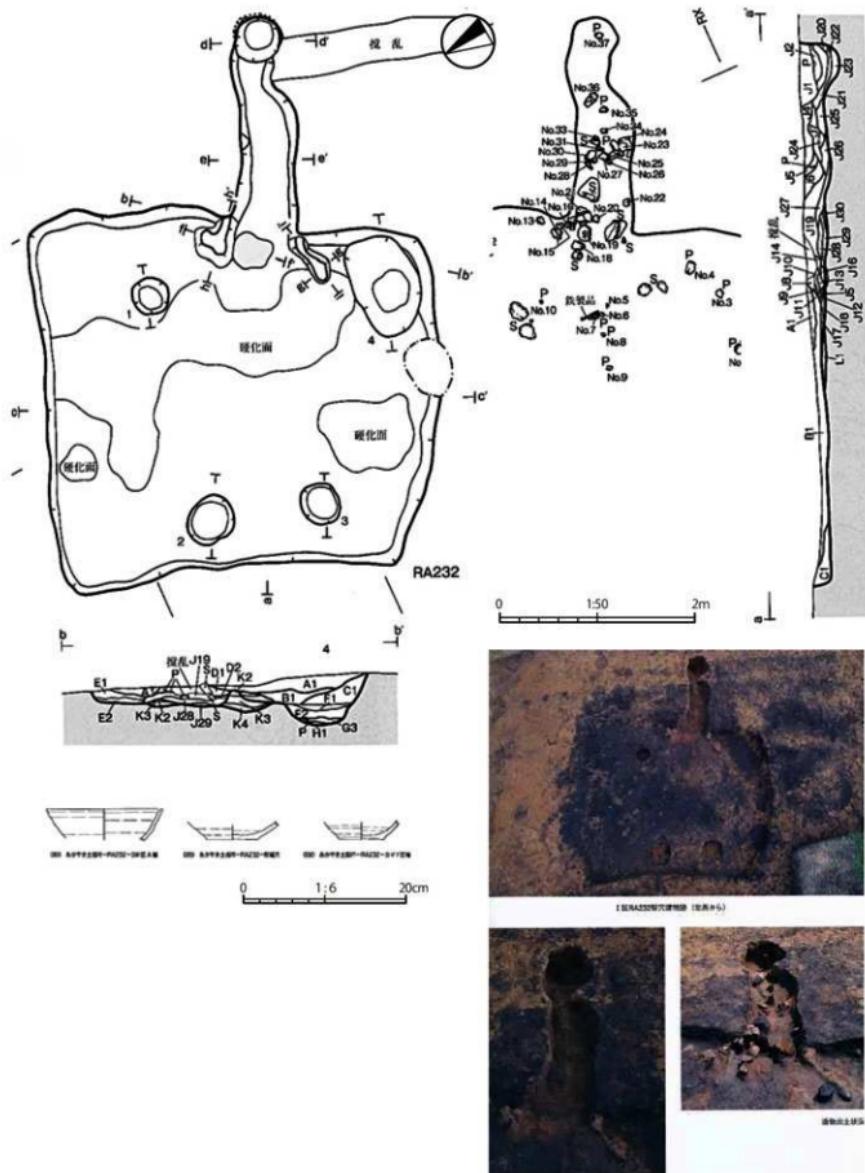


RA230 竪穴建物跡 (表から)



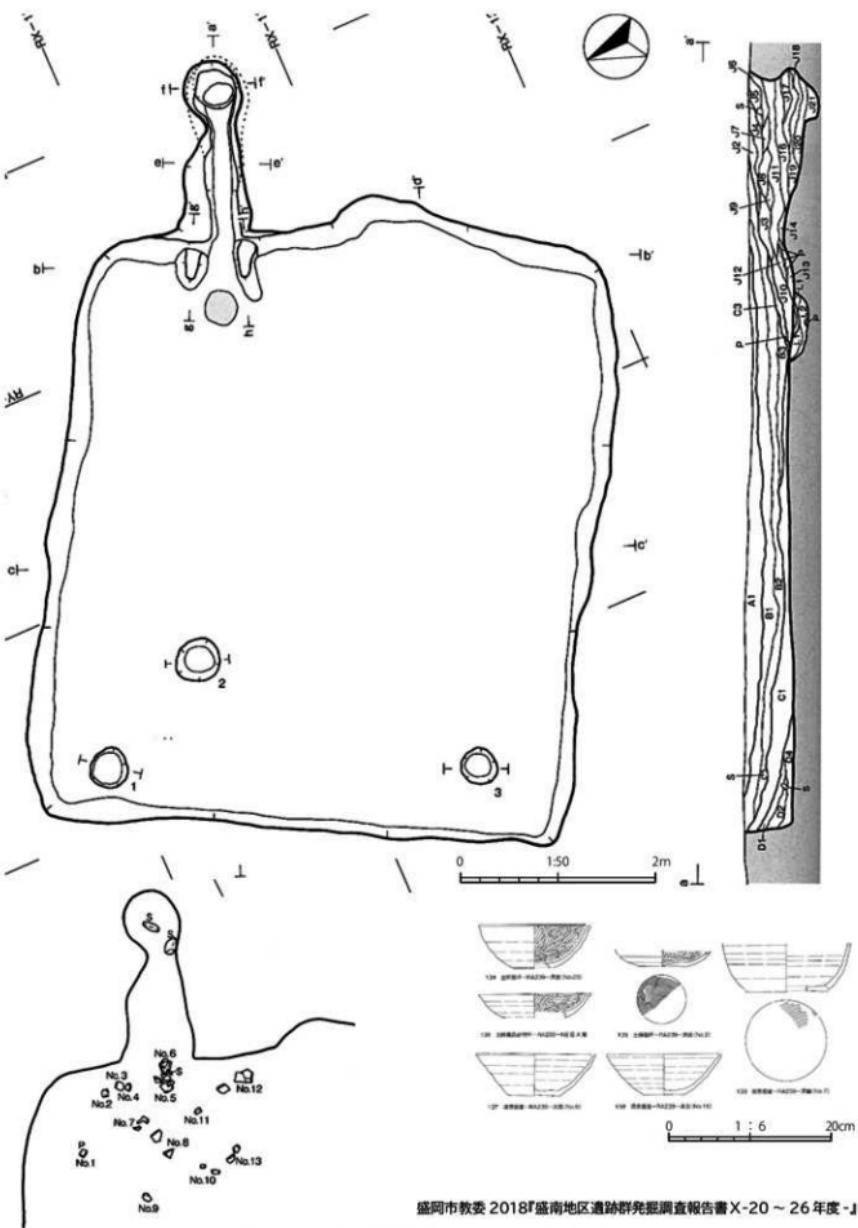
盛岡市教委 2018『盛岡地区遺跡群発掘調査報告書 X-20 ~ 26 年度 -』

第 40 図 細谷地遺跡 RA230 竪穴建物跡



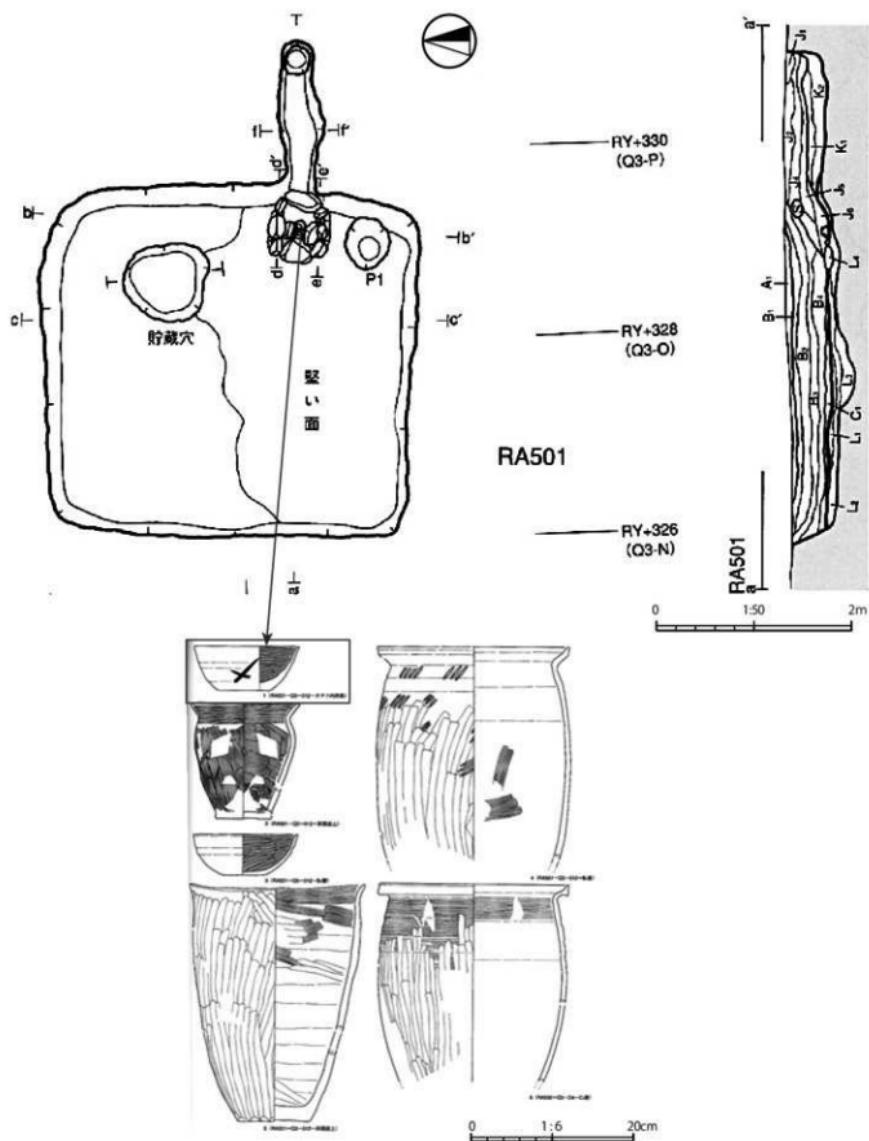
盛岡市教委 2018『盛岡地区遺跡群発掘調査報告書X-20～26年度』

第41図 細谷地遺跡 RA232 竪穴建物跡



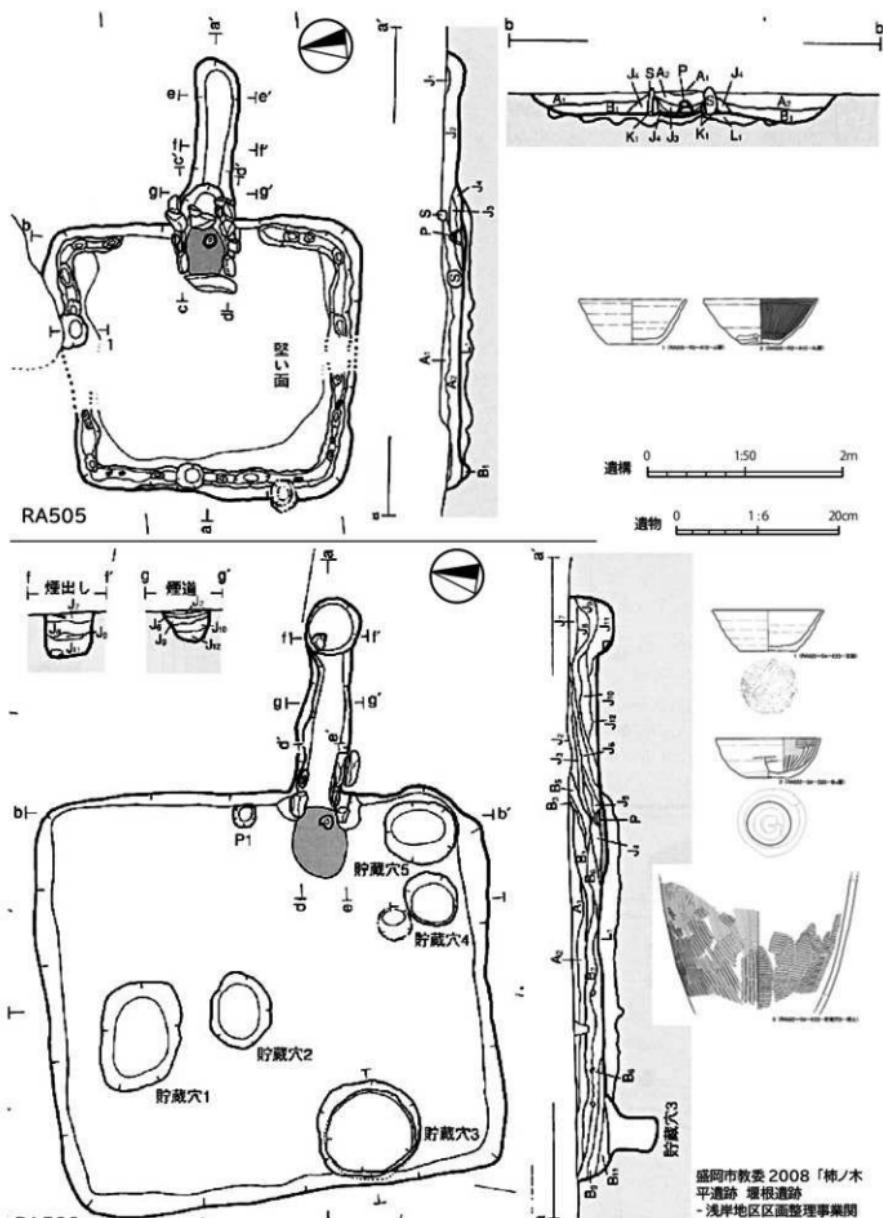
盛岡市教委 2018『盛南地区遺跡群発掘調査報告書 X-20 ~ 26年度 -J』

第42図 細谷地遺跡 RA239 竪穴建物跡



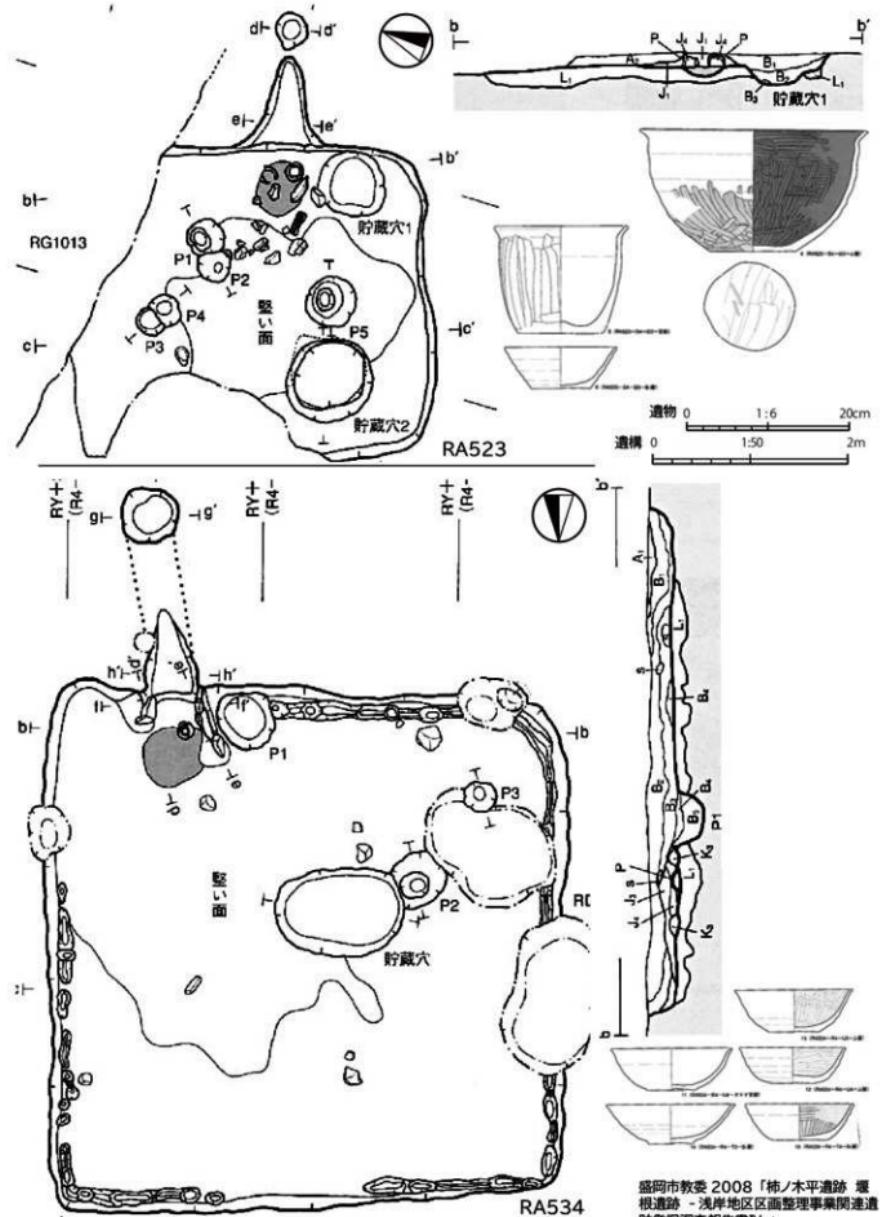
盛岡市教委 2008 「柿ノ木平遺跡 墳根遺跡
- 浅岸地区区画整理事業関連遺跡発掘調査報告書IV-」

第43図 墳根遺跡 RA501 竪穴建物跡

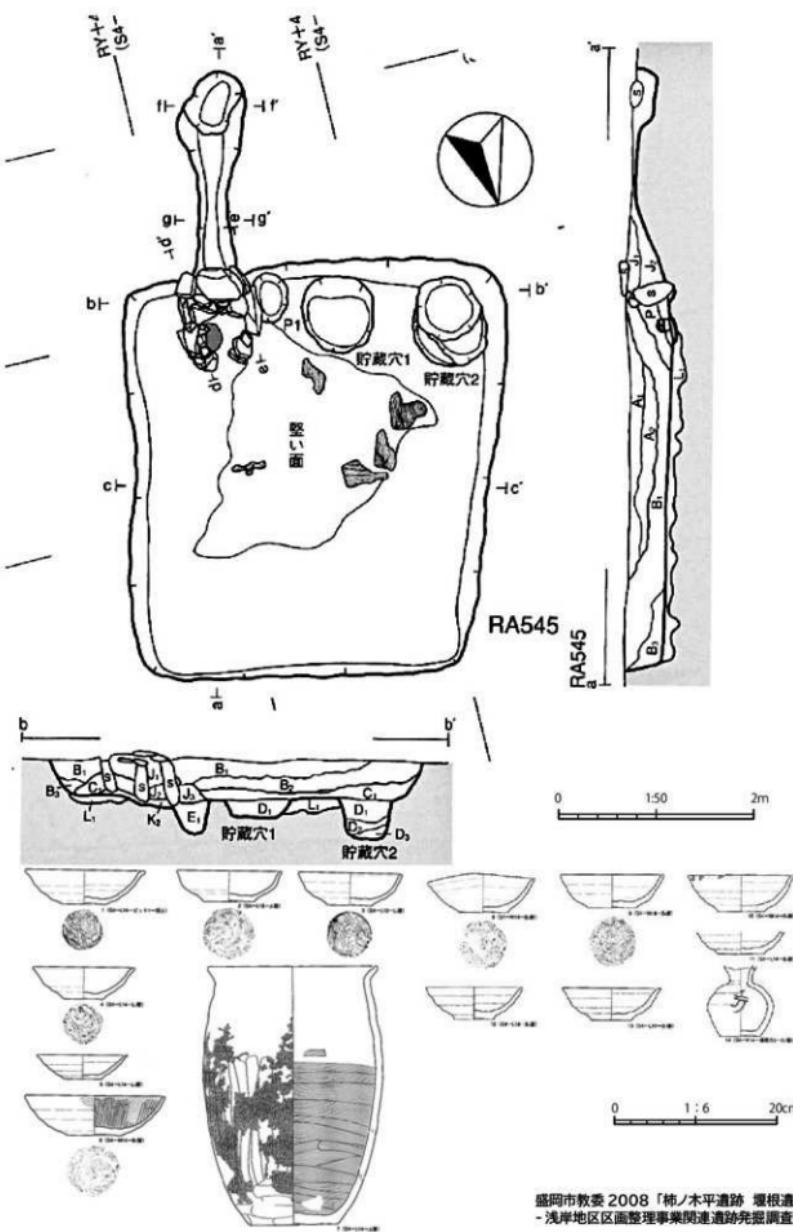


第44図 壕根遺跡 RA505・522 穴穴建物跡

盛岡市教委 2008「柿ノ木
平遺跡 墓根遺跡
- 浅岸地区区画整理事業関
連調査発掘調査報告書IV-」

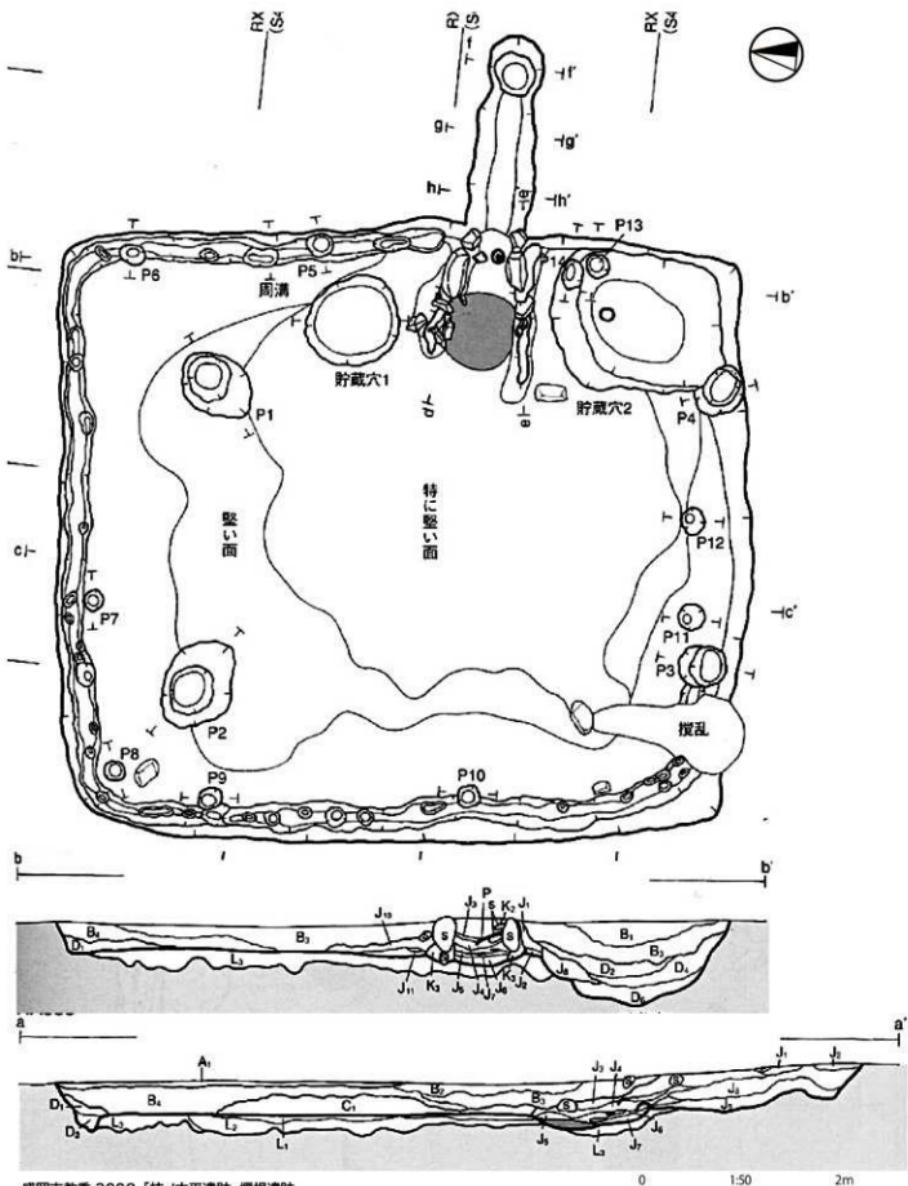


第45図 墓根遺跡 RA523・534 竪穴建物跡



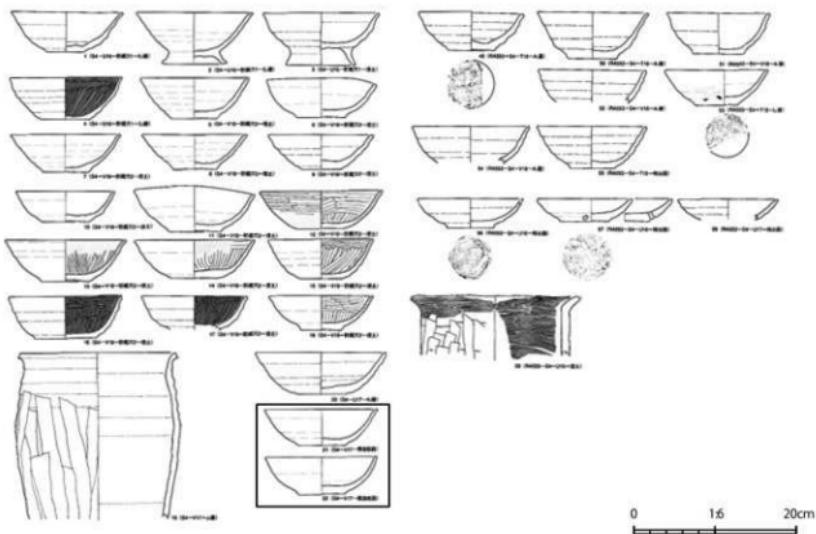
盛岡市教委 2008 「柿ノ木平遺跡 墓根遺跡
- 浅岸地区区画整理事業附随跡発掘調査報告書IV-」

第46図 墓根遺跡 RA545 竪穴建物跡



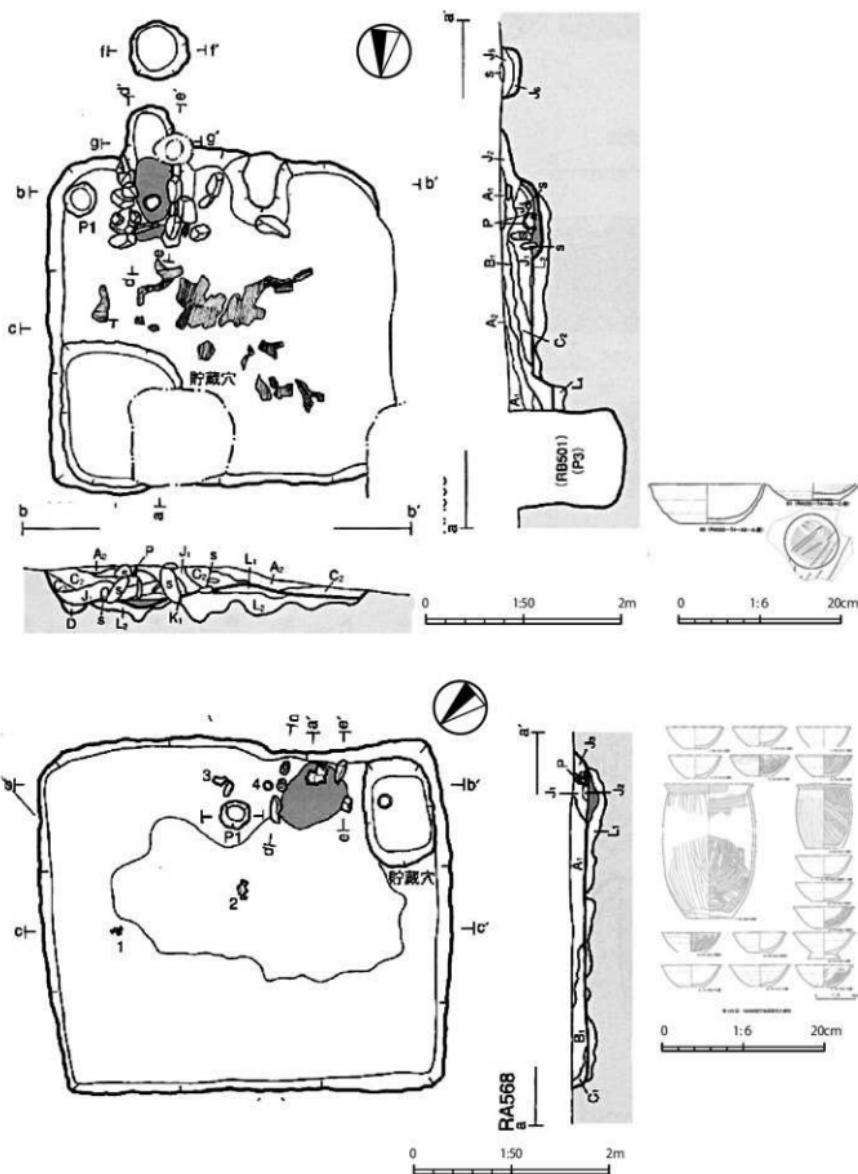
盛岡市教委 2008 「柿ノ木平遺跡 墓根遺跡
- 浅岸地区区画整理事業関連遺跡発掘調査報告書IV-」

第47図 墓根遺跡 RA553 竪穴建物跡(1)



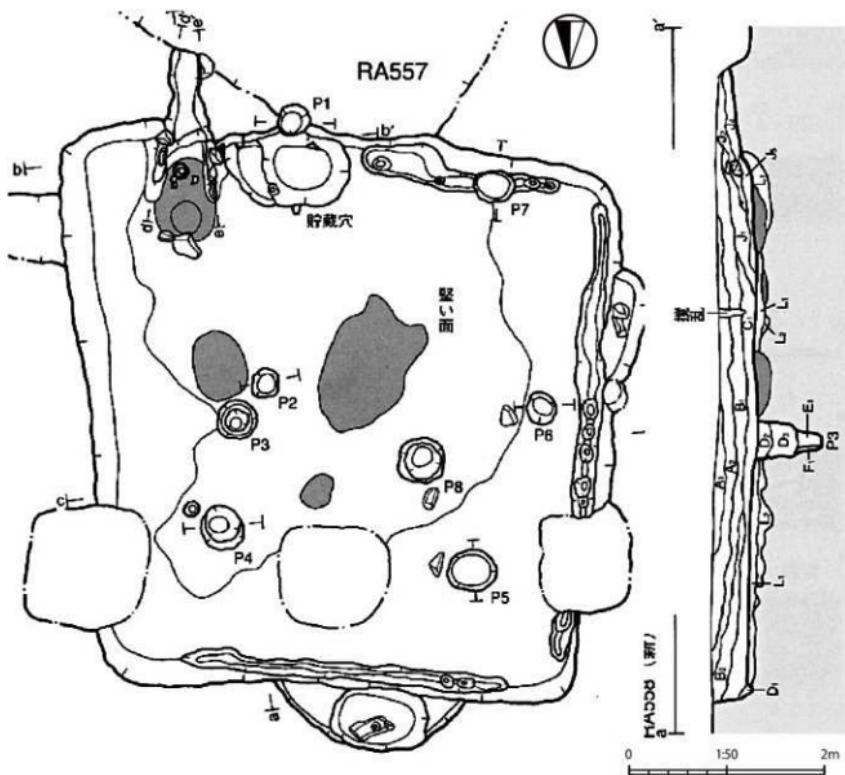
盛岡市教委 2008「柿ノ木平遺跡 墓根遺跡
- 浅岸地区区画整理事業関連道路発掘調査報告書IV-」

第48図 墓根遺跡 RA553 穫穴建物跡（2）



盛岡市教委 2008 「柿ノ木平遺跡 墓根遺跡
- 浅岸地区区画整理事業関連遺跡発掘調査報告書IV-」

第49図 墓根遺跡 RA 555・568 竪穴建物跡



盛岡市教委 2008 「柿ノ木平遺跡 墓根遺跡
- 浅岸地区区画整理事業関連遺跡発掘調査報告書IV-」

第 50 図 墓根遺跡 RA 558 豊穴建物跡

About the ritual of abolishing the "Kamado (kitchen range)" in an ancient pit building site in Morioka City

Morioka City Study Museum of Archeological Site / Cultural Property Officer / KONNO Tadaaki

[Keyword: Ancient, Pit building site The ritual of abolishing the "Kamado" Ritual ritual]

Based on the collection and analysis of the data, the ritual of abandoning kamado in ancient pit building sites in Morioka City shifted from the 9th to the 10th century. It appears as if the fashion of performing the ritual to abolish kamado moved from the southern part of the city area to the north. The actual situation will be clarified by accumulating more survey cases and by investigating the ratio of the number of traces to the number of survey buildings.

It is unclear which factors, such as differences in religious beliefs, social status, or origins of the people who used kamado, are responsible for the fact that they have not been found in all the pit building sites. If the ritual of placing small hand-kneaded earthenware in the flue at the Araya site is a ritual to abolish the kamado, it is the oldest example so far found in the Morioka City area. In addition, taking into account the possibility that the unidentified earthenware from the Araya site and the pear-shaped earthenware from the Futamata site are parts of clay horses, it can be pointed out that the origin or religious influence of their implementers is related to the Kanto region.

From the early 9th century to the 10th century, when the ritual of abolishing the kamado appeared, it is possible that religious leaders from the Tagajo area moved northward and introduced the ritual to their respective villages as a result of the rise of an influential local class and social stabilization that accompanied changes in the Ritsuryo (law and order) system under the rule of Irizawa Castle, which was established after the founding of Shiba-gun. State rituals and Buddhist rites were introduced to the base villages, and it is possible that the ritual of abolishing kamado, along with the use of inked earthenware to write one or several letters of auspicious phrases in folk rituals of the Kanto region, flowed into and spread among the general population.

There were two types of belief in kamado, one was the belief in the hearth god in the capital, as shown in the diaries of aristocrats, and the other was the belief in the local area from the Kofun period onward.

Archaeologically, I can point out that there are traces of this. However, it is difficult to determine what the ancient people intended to do. Based on many research findings and literary records, etc., which show that folklorically, kamado, a fireplace, was regarded as a nexus with the other world and that people were aware of the presence of gods, it is highly probable that there was an act with a special intention to abolish kamado by such means as laying down a bowl when leaving the dwelling in which they were living.

We will continue to investigate the final form of the kamado when investigating ancient pit building sites, and strive to reconstruct the social customs of the people of that time in more detail, so that we can learn more about the lively lives of the people who lived in Morioka.

I hope that many citizens will deepen their interest in the lives of their predecessors who also lived here in Morioka, and that it will serve as an opportunity to deepen their understanding of and attachment to the region.